

釜石市高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

かまいし
“ほっ”と
プラン9

令和6年3月

釜 石 市

はじめに

団塊の世代（S22～24生）がすべて後期高齢者（75歳以上）となり、人口における高齢者の割合が増えると同時に、認知症高齢者、高齢世帯、死亡者数も増加し、それに伴い、介護費や医療費負担もこれまでになく大きくなることが懸念されております。これを2025年問題といい、国においては、2006年度から段階的に、医療と介護制度の改革に取り組んできました。

その柱として、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活し続けられるよう、「医療・介護・予防・生活支援・住まい」の5つが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と、地域のニーズと地域資源のマッチングなどを担う生活支援コーディネーターという役割の構築を推進してきました。

当市におきましては、令和6年1月末時点で高齢者人口は12,044人、高齢化率が過去最高の40.4%となっており、国・県を大きく上回る速度で、急速に高齢化が進んできております。

高齢者人口につきましては、平成30年をピークに減少をしてきておりますが、長寿化により第1号被保険者に占める後期高齢者の割合は増加していくものと予測されます。

また、高齢者のうち約2割が要支援・要介護認定を受けており、その方々の約9割が75歳以上となっております。

このような状況の中、令和5年度までを計画期間とした第8期介護保険事業計画が終了し、第9期介護保険事業計画では、いよいよ、この2025年が到来し、その後の地域づくりを目指した計画を策定していくかなければなりません。

第8期計画では、「閉じこもり予防戦略」と「安心戦略」の2つの施策を重点施策として明確化し、基本施策の確実な推進を図ってまいりました。

「閉じこもり予防戦略」は、社会とつながることが高齢者の自立度低下、虚弱化の予防に効果があることから、「介護予防」に着目し、人とのつながり、社会とのつながりを重視したまちづくりを進めてきましたが、引き続き、「いきいき100歳体操」などの介護予防の取組や地域活動等社会参加の推進などにより高齢者の自立支援・重度化防止を進めていくことが必要です。

また、「安心戦略」は、虚弱化しても地域で安心して住み続けられるよう、医療と介護の連携強化とあわせて、日常生活圏域ごとに高齢者への在宅サービスの提供体制を整え、「在宅生活の限界点」を引き上げるまちづくりを進めてきましたが、限られた資源の中で、個々の状況やニーズに応じたサービスや支援に繋げができるよう専門職や関係者が連携した取組として、重層的支援体制の整備や高齢者等の見守り支援などが必要となっております。

第9期計画では、第8期計画までに取り組んできた基本施策や重点施策を引き継ぎつつ、第六次釜石市総合計画との整合性を図り、「あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち」を基本理念に掲げております。

本計画では、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進をはじめ、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図る必要がありますので、市民の皆様をはじめ、関係各位のなお一層のご理解とご協力をお願いします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様や関係各位、様々な視点から慎重にご審議いただきました「釜石市介護保険運営協議会」の委員の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

釜石市長 小野共

目 次

I	総論	1
	第1章 計画の策定にあたって	2
1.	計画策定の趣旨	2
2.	計画の性格	3
3.	計画の期間	3
4.	計画の策定経過	4
5.	第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント	6
第2章	本市の高齢者を取り巻く現状と課題	9
1.	高齢者的人口等の状況	9
2.	高齢者世帯の状況	12
3.	第1号被保険者の状況	13
4.	ニーズ調査からみる高齢者等の状況	17
5.	在宅介護実態調査からみる高齢者等の状況	26
6.	その他調査の状況	30
7.	介護保険サービス等の状況	34
8.	第8期計画の重点施策の振り返り	39
第3章	計画の基本的考え方	49
1.	計画の基本理念	49
2.	計画の基本施策	51
3.	計画期間における重点施策	53
4.	計画の体系	55
5.	日常生活圏域	56
第4章	計画の推進	57
1.	計画の推進体制及び進捗状況の管理	57
2.	関係機関等との連携	57
II	各論	59
	第1章 施策の展開	60
1.	地域包括ケア体制の充実	60
2.	安心できる生活の実現	73
3.	健康で生きがいのある生活の充実	89
4.	介護保険事業の円滑な運営と専門性の向上	96
第2章	介護サービスの見込み量と介護保険料の算出	101
1.	目標年次までの将来推計	101
2.	被保険者数と要介護認定者数の推計	103
3.	各サービス量の見込み	105
4.	介護保険事業の費用見込み	112
5.	第1号被保険者の保険料見込み	114

I 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

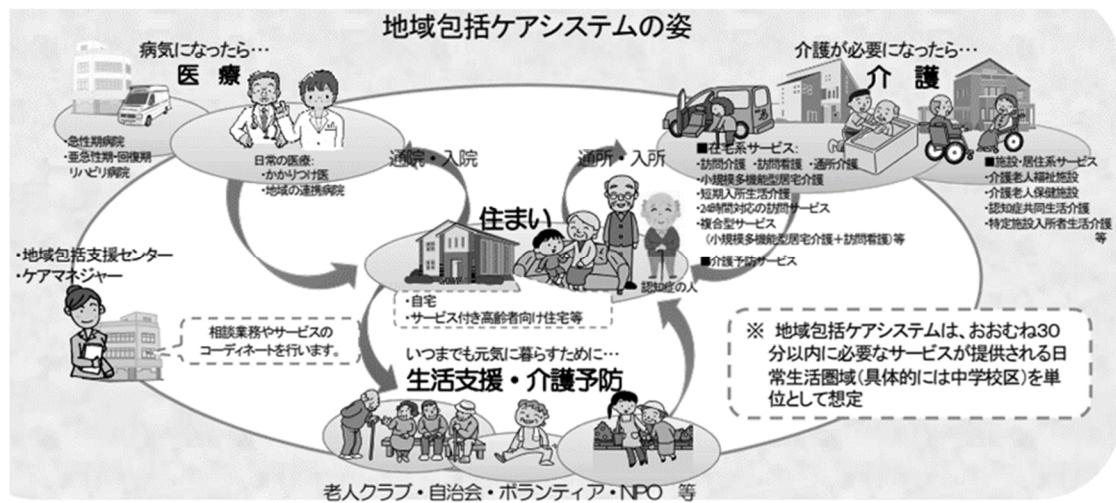
わが国では、少子高齢化が進行し、令和4年10月1日現在、総人口1億2,495万人に対し、65歳以上人口は3,624万人となり、高齢化率も29.0%となりました。令和5年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」における出生中位・死亡中位仮定による推計結果によると、総人口が減少する一方で65歳以上の高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和19年に33.3%、令和52年には38.7%に達すると推計されています。

本市においては、令和5年9月末時点で高齢化率が40%を超えており、国よりも速いスピードで高齢化が進行しています。今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムをより一層進展させ、「地域共生社会」の実現に向けて取り組む必要があります。その中で、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上など、サービス供給基盤の整備も求められています。

これらを踏まえ、これまで取り組んできた施策や方向性を引き継ぎつつ、地域住民や関係機関等と連携を強化しながら各種施策を進めていくため、「釜石市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

◆「地域包括ケアシステム」とは◆

厚生労働省においては、2025年を目指し、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。



2. 計画の性格

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定することで、介護保険及び保健福祉サービスを総合的に展開することを目指すものです。

また、国の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、岩手県が策定する「高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画」「医療費適正化計画」「岩手県地域医療構想」、本市が策定する「第六次釜石市総合計画」や「釜石市地域福祉計画」などの上位計画、関連計画等との整合性を踏まえて策定しています。

■老人福祉計画

高齢者が住み慣れた地域で安心して元気に、いきいきと暮らし続けるため、必要な措置が講じられるよう定めたものです。要介護者等に対する介護給付等対象サービスの提供のほか、一人暮らし高齢者の生活支援のためのサービス提供等も含め、地域における高齢者を対象とする福祉サービス全般にわたる供給体制の確保に関する計画です。

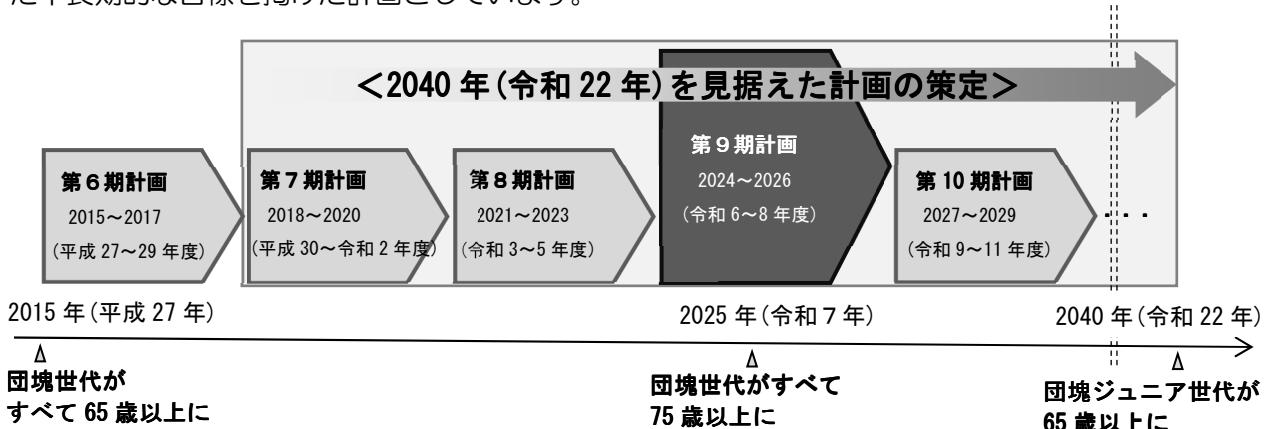
■介護保険事業計画

介護保険の給付対象サービス種類ごとのサービス量の見込み等について定め、保険料算定をするなど、介護保険事業運営の基本となる計画です。

3. 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

なお、計画は3年ごとに見直しを行うこととされていることから、第8期計画の最終年度となる令和5年度に計画の見直しを行い、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えた中長期的な目標を掲げた計画としています。



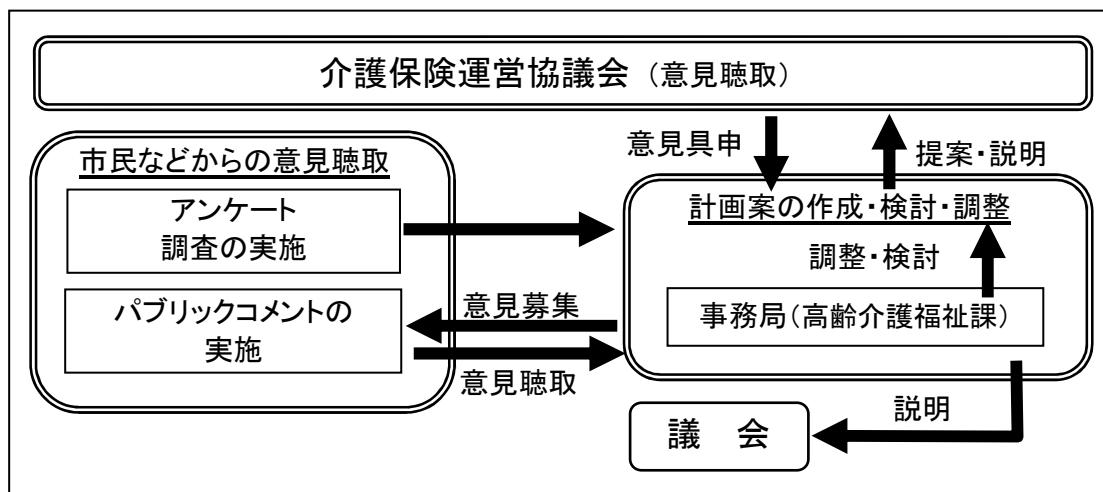
4. 計画の策定経過

(1) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、介護保険に関する市長の附属機関である「釜石市介護保険運営協議会」において、計画策定に向けて調査・審議を行いました。

また、市民の意見を反映するために、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査などを実施し、高齢者の意識や生活の実態、ニーズ等の把握に努めました。

さらに、計画素案作成後、広報かまいしや本市ホームページを通じて広く素案を周知し、「釜石市意見募集手続制度」に基づいてパブリックコメントを実施するなど広く市民の意見の把握と反映に努めました。



◆「釜石版地域包括ケアシステム」の充実◆

1 地域包括ケア連携の推進

- ・医療機関、介護保険事業所、職能団体、福祉関係機関、民間企業、地域住民など様々な主体が行う自助・互助・共助・公助による取組の連携と推進を図り、支えあいの地域づくりを進めます。
- ・多職種の連携を推進し、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるように、関係者間の連携強化に努めます。

2 適切なサービスの提供

- ・子どもからお年寄りまで、誰もが「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」といった「支援やサービス」が一体的に提供されるよう、「地域包括ケアシステム」の深化・推進と自立支援・生活の質の向上・重度化防止に向けた取組を推進します。

※釜石版地域包括ケアシステム

一般的な「地域包括ケアシステム」が高齢者を対象としたものであるのに対して、「釜石版地域包括ケアシステム」は対象となる年齢を限定せず、病気、障がい、生活困窮、引きこもり、被災などにより支援を必要とする全ての住民に対して、地域住民一人ひとりを始めとした様々な主体が行う「自助」「互助」「共助」「公助」による取組と連携の推進により「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」のサービスが適切に提供される仕組み。

(2) 計画策定スケジュール

開催年月	内 容
令和4年 10月～ 令和 5年 2月	○在宅介護実態調査の実施
令和5年 6月～7月	○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び介護支援専門員調査の実施
令和5年 10月	○第1回釜石市介護保険運営協議会の開催 計画策定について
令和6年 1月	○第2回釜石市介護保険運営協議会の開催 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について ○パブリックコメントの実施
令和6年 2月	○第3回釜石市介護保険運営協議会の開催 (1)計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について (2)高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について (諮詢)
令和6年 3月	○高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に係る答申 ○釜石市介護保険条例の改正（介護保険料）

5. 第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント

(1) 第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント

（令和5年7月10日　社会保障審議会介護保険部会資料より引用）

《基本的考え方》

- 第9期計画期間中に団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎える。
- 高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

《見直しのポイント》

1) 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

(2) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

令和5年5月12日に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」における介護保険制度改正の大きなポイントは以下のとおりです。

1) 介護情報基盤の整備

介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施

- ・被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
- ・市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする

2) 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備

- ・各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け（※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項）
- ・国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

3) 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進

- ・都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

4) 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看護小規模多機能型居宅介護について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める

- ・看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 など

5) 地域包括支援センターの体制整備等

地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

- ・要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする など

第2章 本市の高齢者を取り巻く現状と課題

1. 高齢者的人口等の状況

(1) 総人口等の推移

本市は人口減少が進展しており、令和5年の総人口は、介護保険制度が始まった平成12年からは17,182人減少し、令和4年からは671人減少した30,111人となっています。

年齢階層別では、各階層で減少しており、令和5年の生産年齢人口(15~64歳)は15,404人(51.2%)、高齢者人口(65歳以上)は12,143人(40.3%)となっています。

なお、人口減少は続き令和7年には28,665人となる見込みです。それに伴い、高齢者人口(65歳以上)も減少しますが、総人口の減少幅が大きいため、高齢化率は今後も40%を超えて推移する見込みです。

■総人口および年齢階層別人口の推移

(単位：人)

	平成 12年 (2000年)	令和 3年 (2021年)	令和 4年 (2022年)	令和 5年 (2023年)	令和 7年 (2025年)
総人口	47,293	31,599	30,782	30,111	28,665
年少人口(0~14歳)	6,107	2,899	2,739	2,564	2,272
総人口に占める割合	12.9%	9.2%	8.9%	8.5%	7.9%
生産年齢人口(15~64歳)	28,838	16,052	15,657	15,404	14,720
総人口に占める割合	61.0%	50.8%	50.9%	51.2%	51.4%
高齢者人口(65歳以上)	12,348	12,648	12,386	12,143	11,673
総人口に占める割合	26.1%	40.0%	40.2%	40.3%	40.7%
前期高齢者	7,281	5,666	5,459	5,186	4,697
高齢者人口に占める割合	59.0%	44.8%	44.1%	42.7%	40.2%
後期高齢者	5,067	6,982	6,927	6,957	6,976
高齢者人口に占める割合	41.0%	55.2%	55.9%	57.3%	59.8%

資料:「住民基本台帳」各年9月30日及び令和7年は釜石市高齢介護福祉課独自推計値

※令和7年の推計値は、令和3年と令和4年、令和4年と令和5年の実績をもとにコーホート変化率法により推計しています。

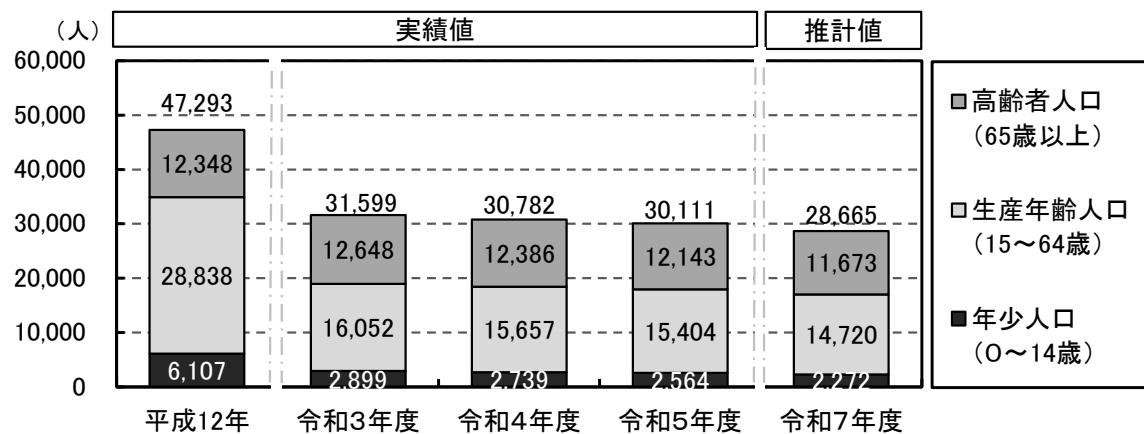
※コーホート変化率法: コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことを言い、コーホート変化率法とは、その集団ごとの過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

※本計画の上位計画である「第六次釜石市総合計画」では、釜石市人口ビジョンによる人口推計と将来展望を示していますが、本計画では、介護保険料の算定にあたり独自推計を行っています。

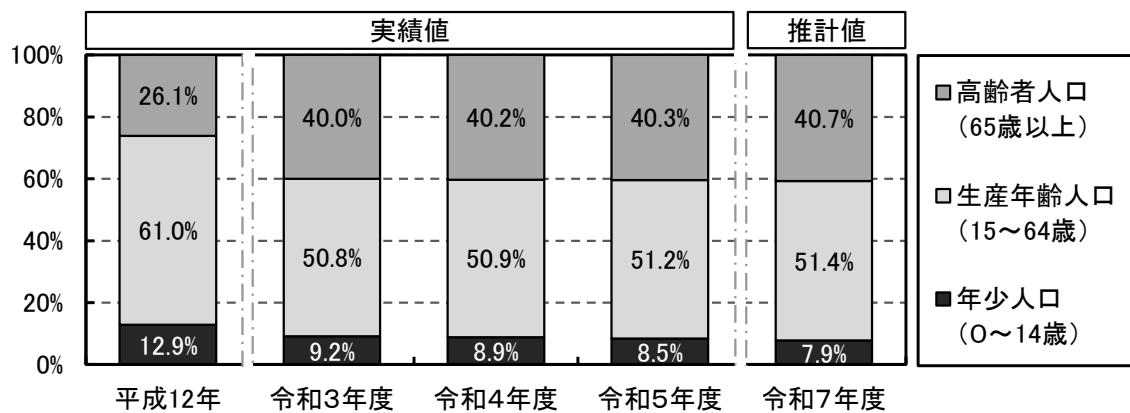
◆(参考)釜石市人口ビジョンによる目標値

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
人口ビジョン目標値	36,628人	34,518人	32,388人	30,481人	28,702人	27,094人

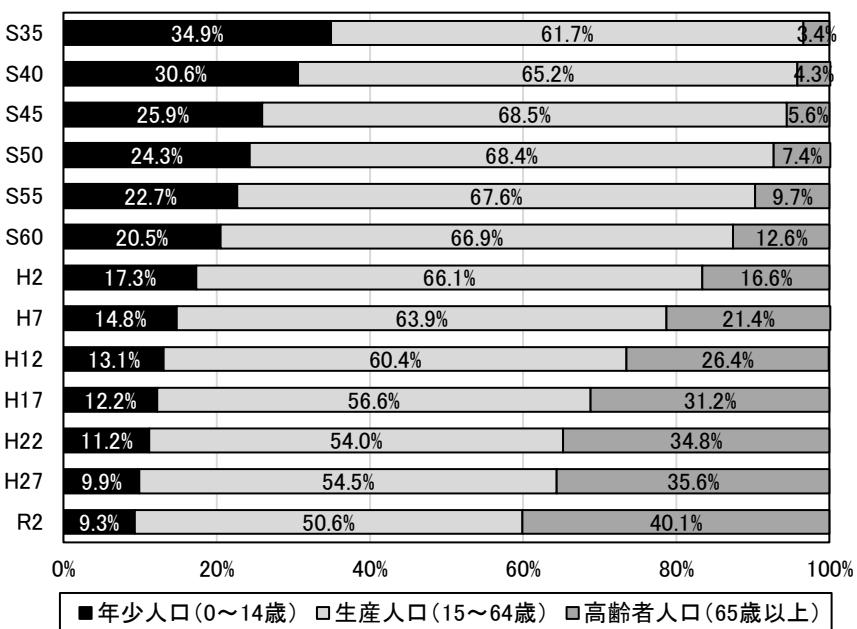
■総人口および年齢階層別人口の推移（グラフ）



■年齢階層別人口割合の推移（グラフ）



■年齢階層別人口割合の推移（グラフ）

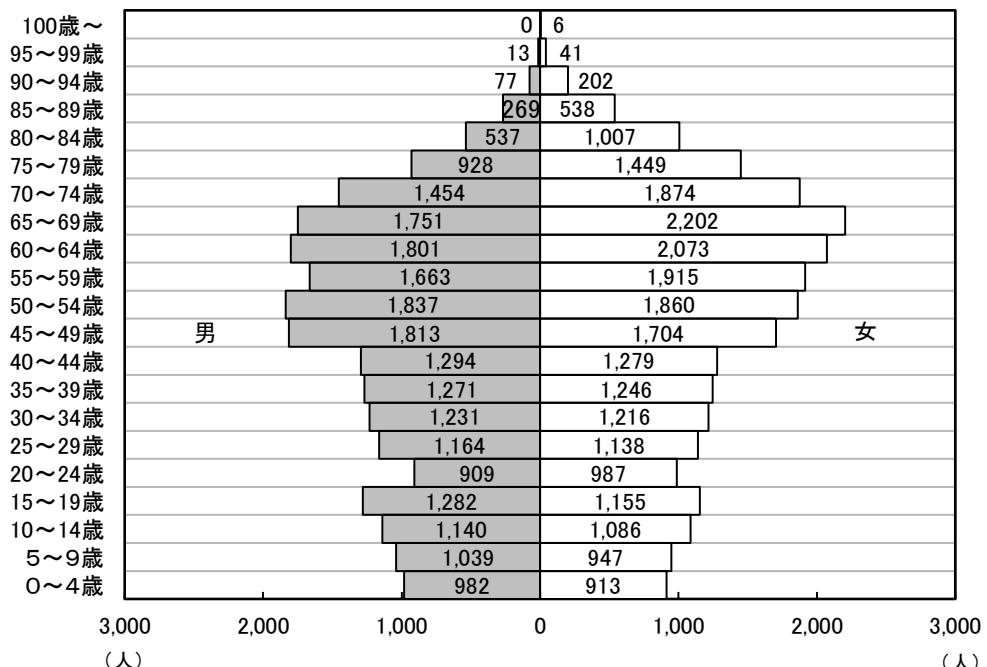


資料：国勢調査

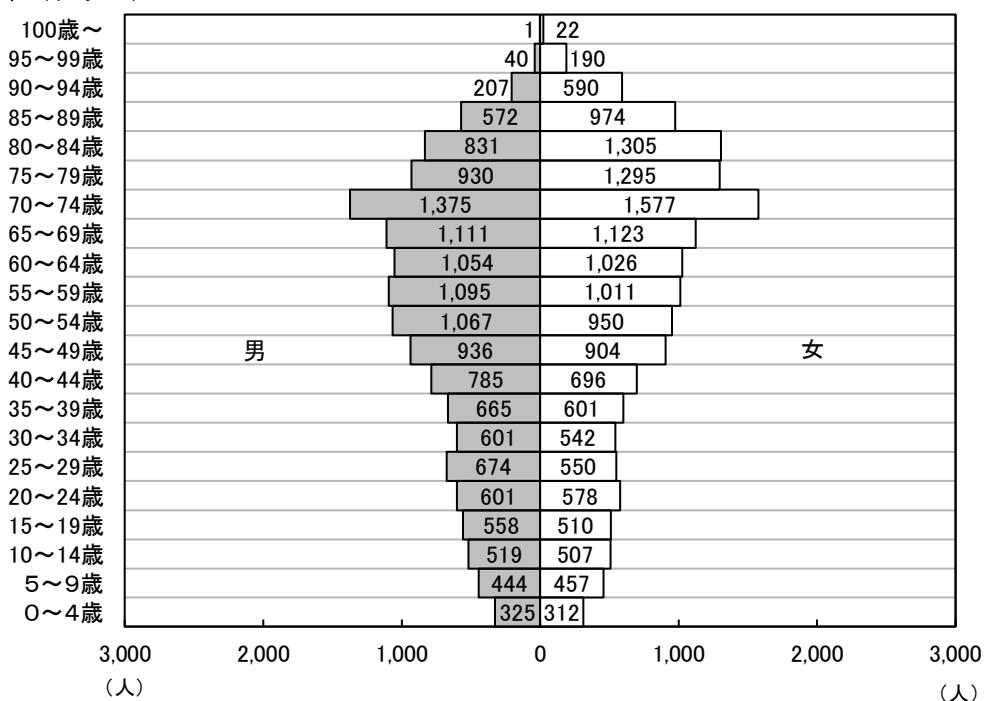
(2) 人口ピラミッド

平成12年の人口ピラミッドと令和5年の人口ピラミッドを比較すると、平成12年では65歳から69歳をピークにその後は急激に減少しています。令和5年は、団塊の世代である70歳から74歳がピークとなっており、その後、男性は緩やかに減少するものの、女性は一定数を保ち、85歳以上の女性の数は年齢階級別で見ると最も多くなっています。

■平成12年（グラフ）



■令和5年（グラフ）



資料:「住民基本台帳」各年9月30日

2. 高齢者世帯の状況

(1) 高齢者世帯の推移

国勢調査では、高齢者のいる世帯は平成22年までは増加していましたが、平成27年から減少に転じ、令和2年度は8,301世帯となっています。

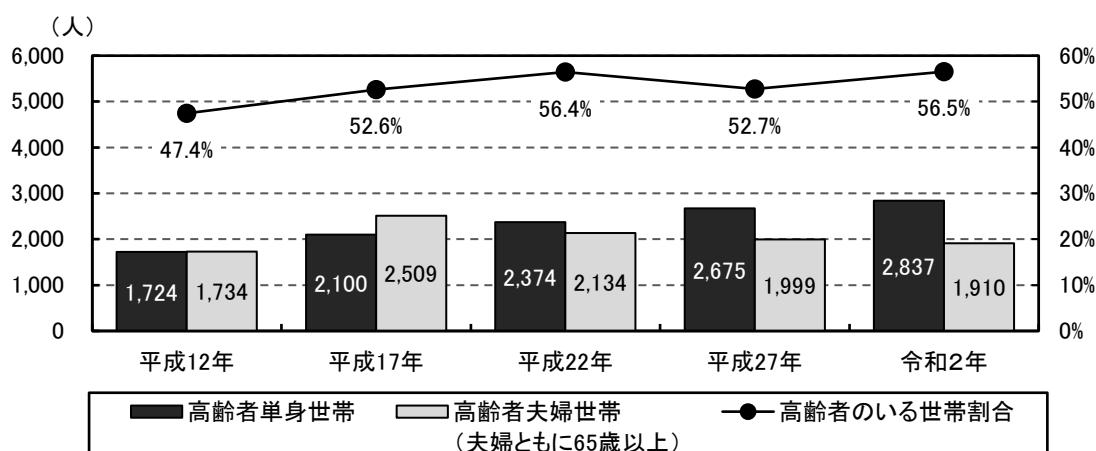
高齢者のいる世帯の構成比について、平成12年と令和2年を比較すると、高齢者単身世帯は20.5%から34.2%と大幅に増加している一方、同居世帯は58.8%から42.8%と大幅に減少しています。

■世帯の状況

(単位：世帯)

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯数	構成比								
一般世帯	17,706		16,975		16,070		16,048		14,684	
高齢者のいる世帯	8,391	47.4%	8,935	52.6%	9,069	56.4%	8,465	52.7%	8,301	56.5%
高齢者単身世帯	1,724	20.5%	2,100	23.5%	2,374	26.2%	2,675	31.6%	2,837	34.2%
高齢者夫婦世帯 (夫婦ともに65歳以上)	1,734	20.7%	2,509	28.1%	2,134	23.5%	1,999	23.6%	1,910	23.0%
同居世帯	4,933	58.8%	4,326	48.4%	4,561	50.3%	3,791	44.8%	3,554	42.8%

資料：「国勢調査」各年10月1日



3. 第1号被保険者の状況

(1) 第1号被保険者の推移

第1号被保険者は平成12年の制度開始以降増加してきましたが、令和元年から減少に転じ、令和5年には12,184人まで減少しています。

一方、前期高齢者と後期高齢者をわけて見ると、前期高齢者は令和3年から令和5年にかけて471人減少し5,179人、後期高齢者も41人減少し7,005人となっていますが、第1号被保険者に占める後期高齢者の割合は平成12年の41.2%から16.3%増加し、令和5年度は57.5%となっています。

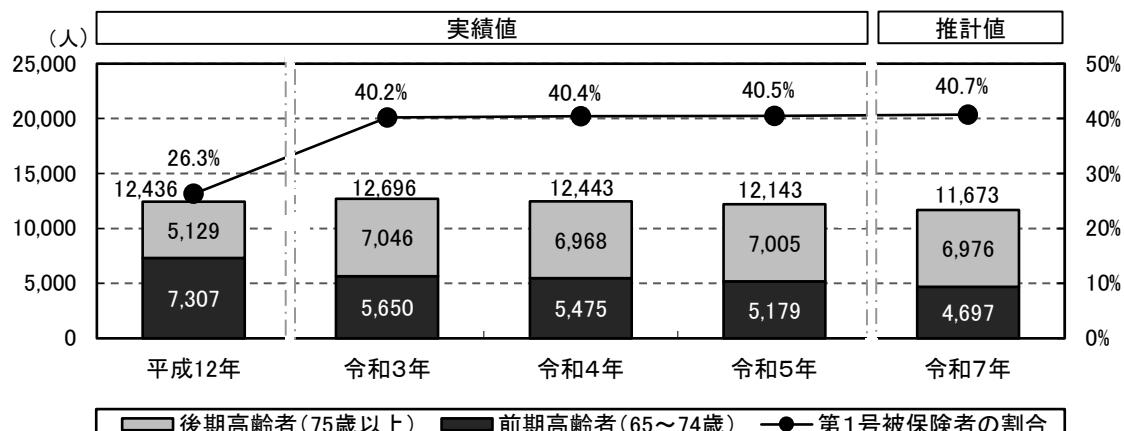
■第1号被保険者の推移

(単位:人)

	平成12年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年
第1号被保険者数	12,436	12,696	12,443	12,184	11,673
前期高齢者(65~74歳)	7,307	5,650	5,475	5,179	4,697
前期高齢者の占める割合	58.8%	44.5%	44.0%	42.5%	40.2%
後期高齢者(75歳以上)	5,129	7,046	6,968	7,005	6,976
後期高齢者の占める割合	41.2%	55.5%	56.0%	57.5%	59.8%
総人口	47,293	31,599	30,782	30,111	28,665
第1号被保険者の割合	26.3%	40.2%	40.4%	40.5%	40.7%

資料:第1号被保険者数は「介護保険事業状況報告」9月月報、総人口は「住民基本台帳」各年9月30日

令和7年は、釜石市高齢介護福祉課独自推計値



(2) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、令和3年と令和5年を比べて18人減少し2,584人となっています。介護保険が始まった平成12年からは大きく増加していますが、近年では減少傾向となっています。

なお、令和7年に要介護認定者は減少しますが、高齢者数の減少幅が大きく、また長寿化により要支援・要介護等となる可能性の高い後期高齢者の割合が高くなり、認定率は増加する見込みです。

■要支援・要介護認定者の推移

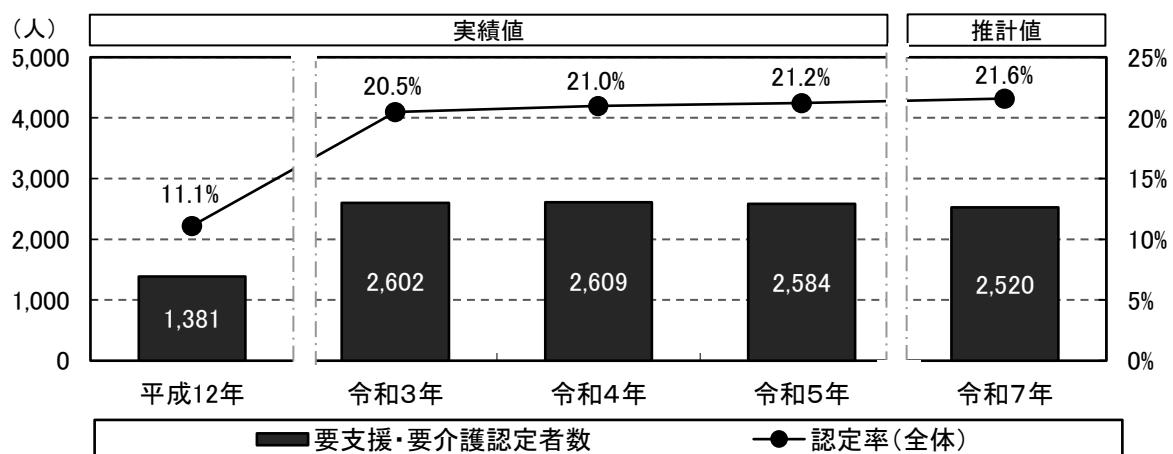
(単位：人)

	平成12年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年
第1号被保険者数 A	12,436	12,696	12,443	12,184	11,673
前期高齢者(65～74歳)	7,307	5,650	5,475	5,179	4,697
後期高齢者(75歳以上)	5,129	7,046	6,968	7,005	6,976
要支援・要介護認定者数 B	1,381	2,602	2,609	2,584	2,520
認定率 B/A	11.1%	20.5%	21.0%	21.2%	21.6%

※要支援・要介護認定者数には、第2号被保険者を含む

資料:「介護保険事業状況報告」9月月報

令和7年は、釜石市高齢介護福祉課独自推計値



(3) 要支援・要介護度分布の状況

要支援・要介護度分布を見ると、令和5年は令和3年に比べて、要支援1は39人減、要支援2は1人増、要介護1は59人増、要介護2は27人減、要介護3は8人増、要介護4は11人増、要介護5は31人減となっています。

令和5年の要介護度別認定者の分布を見ると、要介護1が最も多く、次いで要介護2、要支援1の順に多くなっており、分布割合は要支援1から要介護2までの軽・中度者は65.3%（要支援1、2の軽度者：24.7%、要介護1、2の中度者：40.6%）となっています。

■要支援・要介護度分布の推移

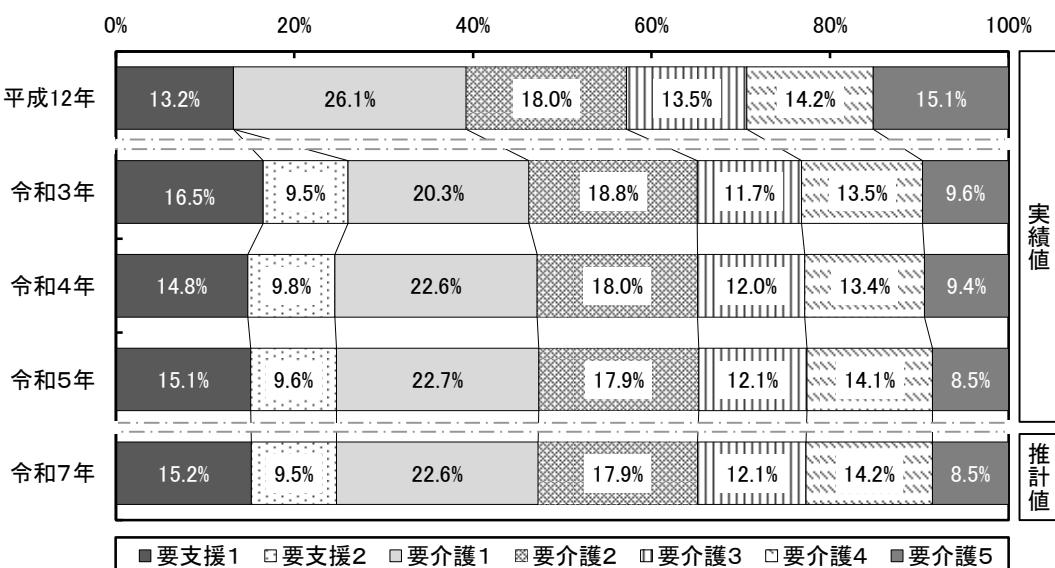
(単位：人)

	平成12年		令和3年		令和4年		令和5年		令和7年	
要支援1	182	13.2%	430	16.5%	386	14.8%	391	15.1%	383	15.2%
要支援2			247	9.5%	255	9.8%	248	9.6%	240	9.5%
要介護1	360	26.1%	527	20.3%	590	22.6%	586	22.7%	569	22.6%
要介護2	248	18.0%	490	18.8%	469	18.0%	463	17.9%	450	17.9%
要介護3	186	13.5%	305	11.7%	313	12.0%	313	12.1%	306	12.1%
要介護4	196	14.2%	352	13.5%	350	13.4%	363	14.1%	357	14.2%
要介護5	209	15.1%	251	9.6%	246	9.4%	220	8.5%	215	8.5%
合計	1,381	100.0%	2,602	100.0%	2,609	100.0%	2,584	100.0%	2,520	100.0%

※要支援・要介護度分布には、第2号被保険者を含む

資料：「介護保険事業状況報告」各年9月分

令和7年は、釜石市高齢介護福祉課独自推計値



(4) 認知症高齢者等の日常生活自立度の状況

日常生活自立度の状況を見ると、ランクⅡ以上の数が各年で増加傾向でしたが、令和5年度は令和4年度に比べて21人減少し、1,565人となっています。

要介護（要支援）認定者に対する割合についても各年で増加傾向でしたが、令和5年度は59.8%となっています。

■認知症等高齢者等の日常生活自立度の状況 (単位:人・%)

調査年度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
要介護(要支援)認定者数	2,753	2,749	2,631	2,624	2,616
自立	495	538	486	450	398
I	774	682	565	588	653
II a	130	123	129	149	145
II b	641	657	670	684	694
III a	413	462	493	495	451
III b	128	129	124	101	108
IV	165	154	162	156	164
M	7	4	2	1	3
ランクⅡ以上の合計	1,484	1,529	1,580	1,586	1,565
要介護(要支援)認定者に対する割合	53.9%	55.6%	60.1%	60.4%	59.8%

資料:「認知症高齢者等の日常生活自立度調査(岩手県)」

(参考)認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

- I 「何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態」基本的には在宅で自立した生活が可能なレベル
- II a 「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態」
- II b 「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られるようになるが、誰かが注意していれば自立できる状態」
- III a 「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする状態」
- III b 「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間にも見られるようになり、介護を必要とする状態」
- IV 「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態」
- M 「著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態」

4. ニーズ調査からみる高齢者等の状況

(1) 調査の目的等

①調査の目的

本調査は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定のための基礎資料とすることを目的とし、調査票の作成にあたっては、国が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）」を加味し、調査を実施しました。

②調査の実施方法

対象者	要介護認定者を除く、介護保険第1号被保険者から1,000人を無作為抽出
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	令和5年6月16日から6月30日まで
配付数・回収数	配付数：1,000件 回収数：845件 回収率：84.5%

(2) 主な調査結果

①生活機能評価判定

【生活機能評価結果一覧】

単位：%	項目								
	①運動器	②転倒	③閉じこもり	④口腔	⑤低栄養	⑥うつ	⑦認知機能	⑧IADL	
全体	17.4	32.0	27.6	18.8	1.2	34.1	45.6	6.6	
地区	釜石	14.9	29.8	22.0	21.3	2.1	28.4	43.3	5.0
	中妻	24.2	24.2	22.1	21.1	2.1	43.2	44.2	7.4
	小佐野	19.7	33.8	25.3	14.6	1.0	32.8	39.9	6.1
	甲子	15.5	38.1	25.8	20.0	1.3	28.4	45.2	4.5
	平田	16.2	33.8	33.8	24.3	0.0	40.5	48.6	6.8
	唐丹	14.6	25.0	39.6	14.6	0.0	35.4	56.3	6.3
	鵜住居	16.0	29.0	34.0	20.0	1.0	39.0	56.0	9.0
	栗橋	14.7	38.2	38.2	11.8	0.0	35.3	41.2	17.6

※表の網掛けは全体（本市全体の調査結果）よりもリスクが高くなっている結果について表示をしています。また、文字の色が白く反転している部分では①運動器～⑧IADLの各項目の中で最もリスクが高い結果の値を反転して表示しています。

【生活機能判定結果 第8期計画時からの増減】

単位:ポイント		項目							
		①運動器	②転倒	③閉じこもり	④口腔	⑤低栄養	⑥うつ	⑦認知機能	⑧IADL
全体		0.2	1.8	-1.7	-1.4	-0.2	-11.9	6.9	-0.7
地区	釜石	-1.4	-5.5	-3.2	0.0	1.4	-18.5	0.6	-1.6
	中妻	5.5	-3.1	-1.1	-1.2	0.6	6.3	3.8	-0.7
	小佐野	3.5	5.5	-0.7	-4.8	-0.6	-13.9	2.9	-1.5
	甲子	-1.5	4.1	-3.0	-1.8	-0.6	-16.8	6.7	-1.6
	平田	-3.9	6.7	-0.2	4.9	-0.7	-3.9	9.1	2.6
	唐丹	3.7	5.4	1.5	-0.6	-2.2	-14.6	22.6	-1.4
	鵜住居	-2.1	-1.4	-6.9	-1.1	0.4	-9.0	19.7	-0.9
	栗橋	-6.5	6.4	6.4	1.2	-1.5	-22.3	0.3	4.0

第8期計画との比較では、“運動器”では「中妻」、“転倒”では「小佐野」「平田」「唐丹」「栗橋」、“閉じこもり”では「栗橋」、“うつ”では「中妻」“認知機能”では「甲子」「平田」「唐丹」「鵜住居」のリスク増加が多くなっています。

【参考：リスク判定基準】

本調査で算出しているリスク判定の方法については、国の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の手引き等を踏まえ、以下のように算出しています。

評価項目	内容
運動器の機能低下	<p>次の5項目のうち3項目以上に該当すればリスクあり（5項目全てを答えた人が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか。」で、「3. できない」を選択 ○「椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。」で、「3. できない」を選択 ○「15分位続けて歩いていますか。」で、「3. できない」を選択 ○「過去1年間に転んだ経験がありますか。」で、「1. 何度もある」「2. 1度ある」を選択 ○「転倒に対する不安は大きいですか。」で、「1. とても不安である」「2. やや不安である」を選択
転倒	「過去1年間に転んだ経験がありますか。」で、「1. 何度もある」「2. 1度ある」の選択肢を選んだ場合はリスクあり
閉じこもり	「週に1回以上は外出していますか。」で、「1. ほとんど外出しない」「2. 週1回」の選択肢を選んだ場合はリスクあり

評価項目	内容
口腔機能低下	<p>次の3項目のうち2項目以上に該当すればリスクあり3項目全てを答えた人が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか」で、「1. はい」を選択 ○「お茶や汁物等でむせることがありますか」で、「1. はい」を選択 ○「口の渴きが気になりますか」で、「1. はい」を選択
低栄養	<p>身長・体重から算出される BMI 18.5 以下で、6か月間で 2~3kg 以上の体重減少がある場合はリスクあり（2項目全てを答えた人が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「身長・体重をお答えください」で、BMI 18.5 以下が該当 ○「6か月間で 2~3kg 以上の体重減少がありましたか。」で、「1. はい」を選択
認知機能の低下	<p>「物忘れが多いと感じますか。」で「1. はい」の選択肢を選んだ場合はリスクあり</p>
うつ傾向	<p>次の2項目中、1項目以上に該当すればリスクあり（2項目全てを答えた人が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。」で、「1. はい」を選択 ○「この1か月間、どうしても物事に対して興味がわからない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか。」で、「1. はい」を選択
IADL	<p>次の5項目中、それぞれ「できるし、している」「できるが、していない」と回答した方を1点として、合計3点以下の場合はリスクあり（5項目全てを答えた人が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バスや電車を使って1人で外出していますか。（自家用車でも可）。 ○自分で食品・日用品の買物をしていますか。 ○自分で食事の用意をしていますか。 ○自分で請求書の支払いをしていますか。 ○自分で預貯金の出し入れをしていますか。

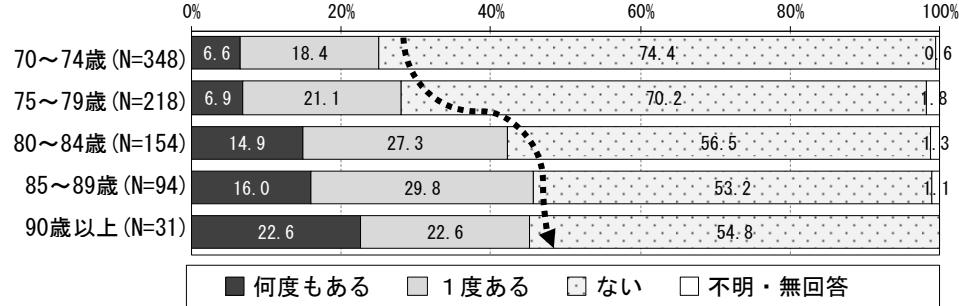
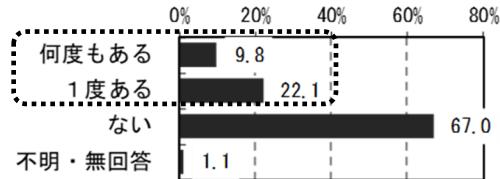
②身体状況について

【1年間での転倒経験】

○転倒の経験がある高齢者（「何度もある」+「1度ある」）は31.9%となっています。

○年齢別でみると、転倒の経験がある高齢者は、

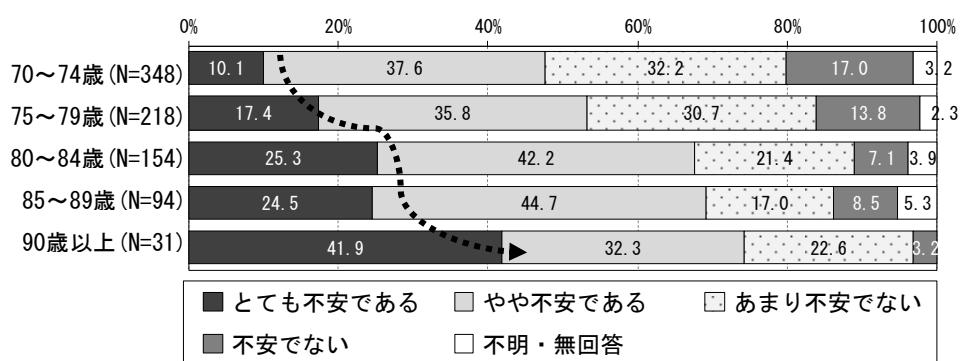
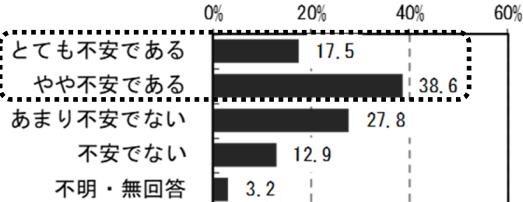
70歳代では20%台ですが、80歳以上になる
と40%台となっています。



【転倒の不安】

○転倒の不安がある高齢者（「とても不安である」+「やや不安である」）は56.1%となっています。

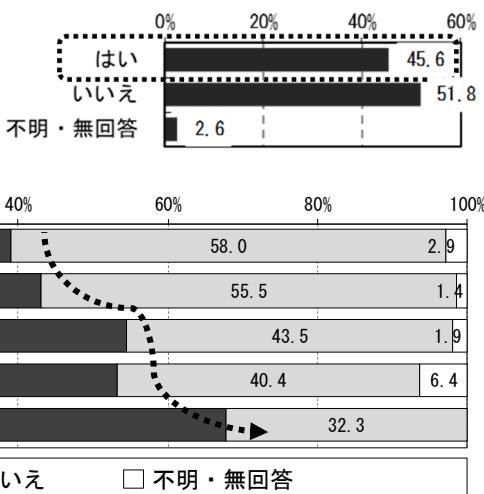
○「とても不安である」と回答する割合は年齢
とともに増加傾向です。



【物忘れの状況】

○45.6%の高齢者が「物忘れがある」と回答しています。

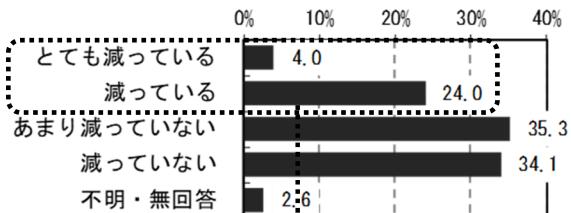
○「物忘れがある」と回答する割合は年齢とともに増加傾向です。



③外出や地域での活動について

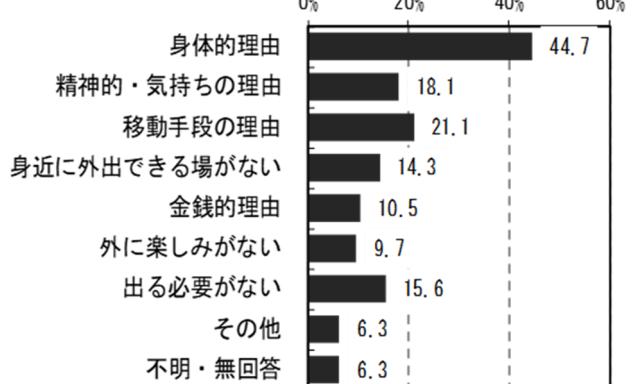
【昨年と比べた外出頻度】

○外出が減っている高齢者（「とても減っている」+「減っている」）は28.0%となっています。



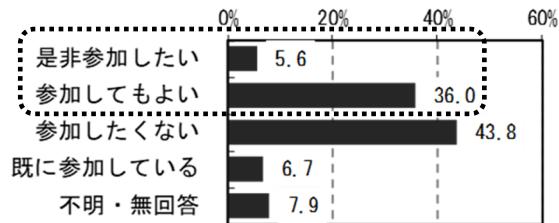
【外出頻度の減少理由】

○「身体的理由」が44.7%で最も多く、「移動手段の理由」(21.1%)と「精神的・気持ちの理由」(18.1%)がつづいています。

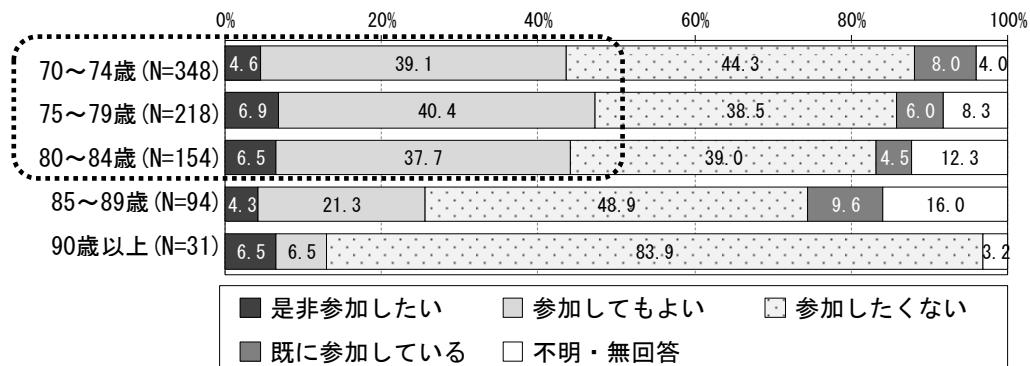


【地域活動について】

- 健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加は、「是非参加したい」が5.6%、「参加してもよい」が36.0%、「既に参加している」が6.7%となっており、全体で48.3%となっています。



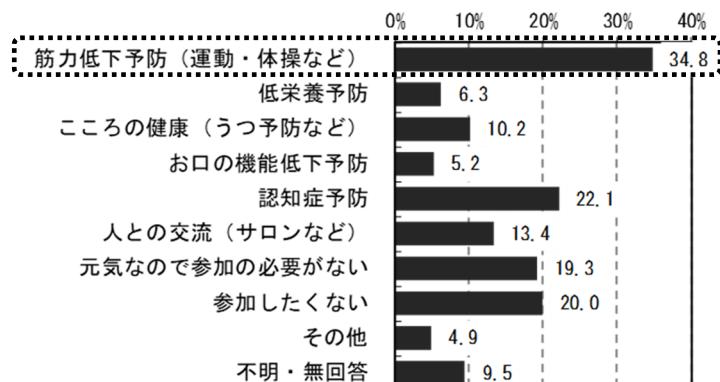
- 70~84歳においては、比較的参加意向が高くなっています。



④介護予防について

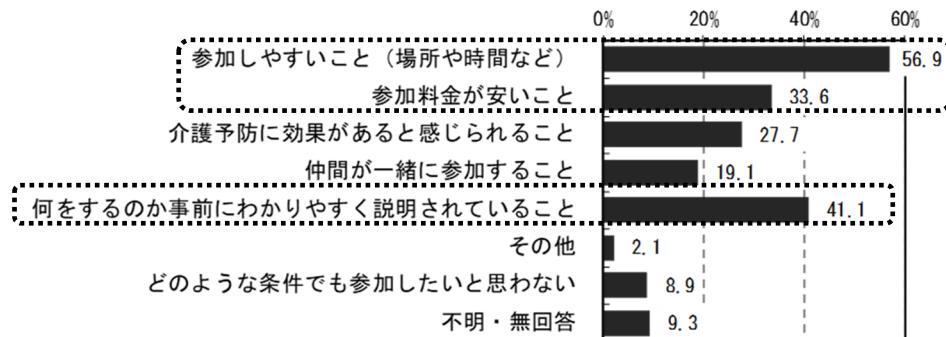
【介護予防の取組意向】

- 「筋力低下予防（運動・体操など）」が34.8%で最も多く、「認知症予防」(22.1%)と「参加したくない」(20.0%)がつづいています。



【介護予防事業の利用条件】

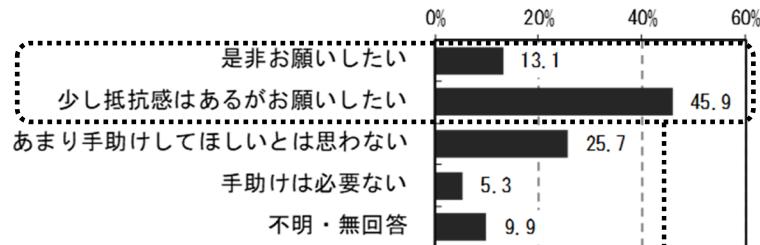
- 「参加しやすいこと（場所や時間など）」が56.9%で最も多く、「何をするのか事前にわかりやすく説明されていること」(41.1%)と「参加料金が安いこと」(33.6%)がつづいています。



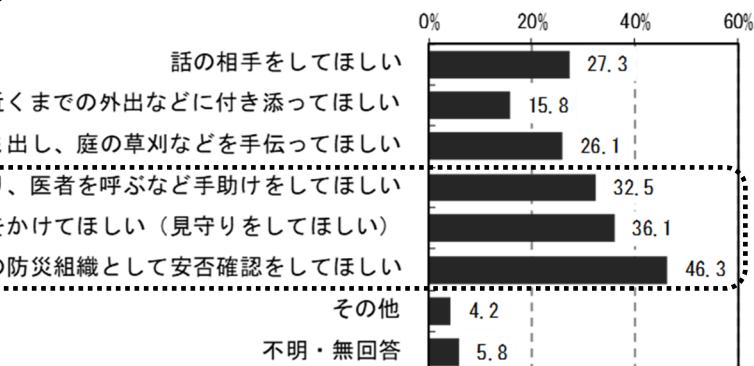
⑤地域での助け合いについて

【地域住民からの支援意向】

- 地域住民に支援をしてほしいと考えている高齢者（「是非お願いしたい」十「少し抵抗感があるがお願いしたい」）は59.0%となっています。

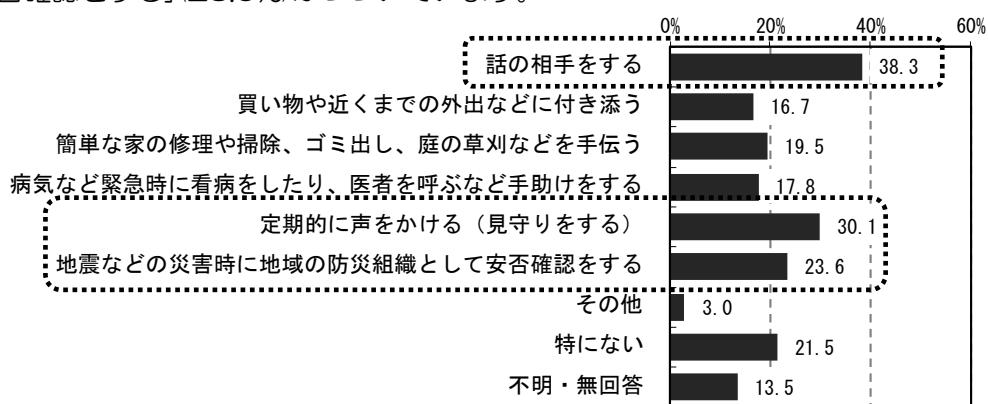


- 地域住民に支援をしてほしい内容は、「地震などの災害時に地域の防災組織として安否確認をしてほしい」が46.3%で最も多く、「定期的に声をかけてほしい（見守りをしてほしい）」(36.1%)と「病気など緊急時に看病をしたり、医者を呼ぶなど手助けをしてほしい」(32.5%)がつづいています。



【地域住民に支援できること】

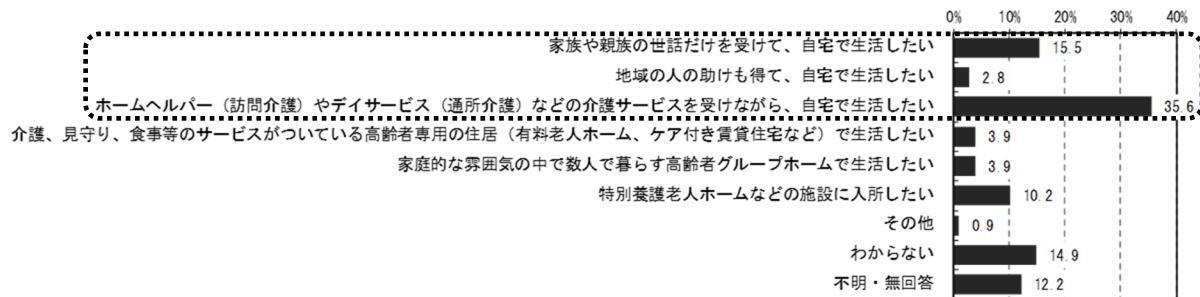
- 「話の相手をする」が38.3%で最も多く、「定期的に声をかける（見守りをする）」(30.1%)と「地震などの災害時に地域の防災組織として安否確認をする」(23.6%)がつづいています。



⑥暮らし方について

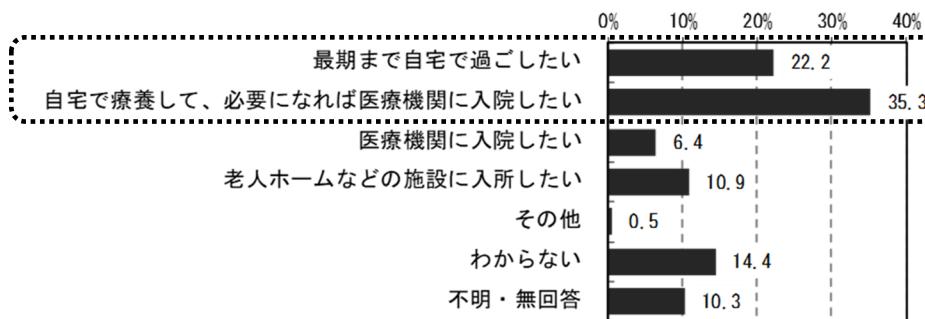
【介護が必要になった場合の暮らし方】

○自宅での生活を希望する高齢者が53.9%となっています。



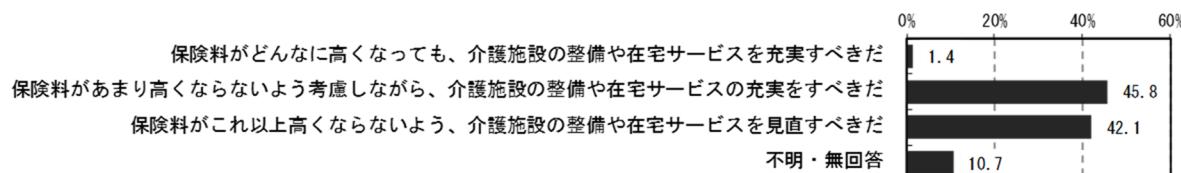
【終末期の暮らし方】

○終末期に自宅での生活を希望する高齢者は57.5%となっています。



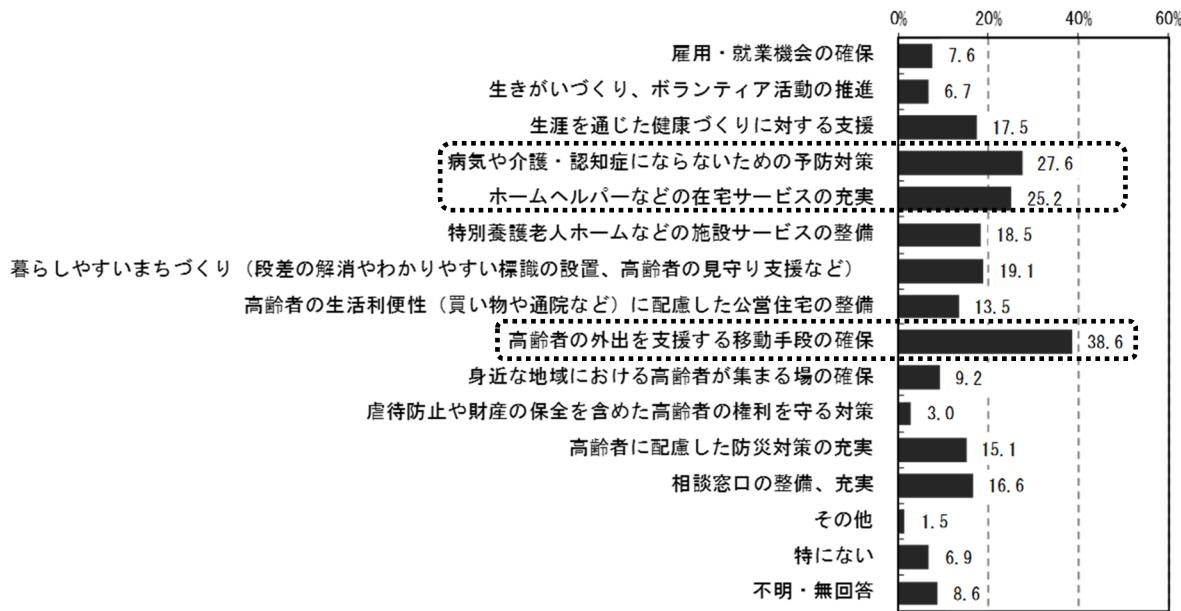
⑦介護保険料と介護保険サービスについて

○「保険料があまり高くならないよう考慮しながら、介護施設の整備や在宅サービスの充実をすべきだ」が45.8%で最も多く、「保険料がこれ以上高くならないよう、介護施設の整備や在宅サービスを見直すべきだ」(42.1%)がつづいています。



⑧重点を置くべき高齢者施策について

- 「高齢者の外出を支援する移動手段の確保」が38.6%で最も多く、「病気や介護・認知症にならないための予防対策」(27.6%)と「ホームヘルパーなどの在宅サービスの充実」(25.2%)がつづいています。



5. 在宅介護実態調査からみる高齢者等の状況

(1) 調査の目的等

①調査の目的

本調査は、「介護離職をなくしていくためには、どのようなサービスが必要か」といった観点から、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討し、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

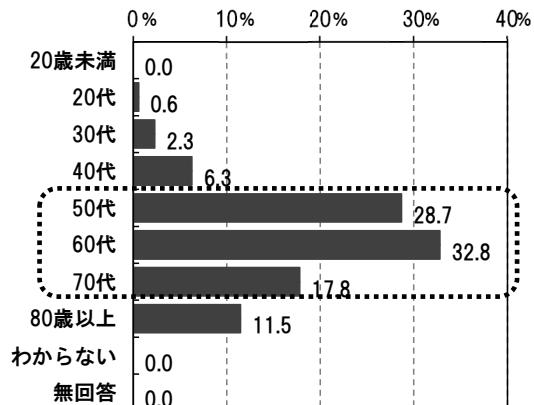
②調査の実施方法

対象者	在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている人のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける被保険者
調査方法	認定調査員による聞き取り調査
調査期間	令和4年10月3日から令和5年2月9日まで
調査対象者数	200人

(2) 主な調査結果

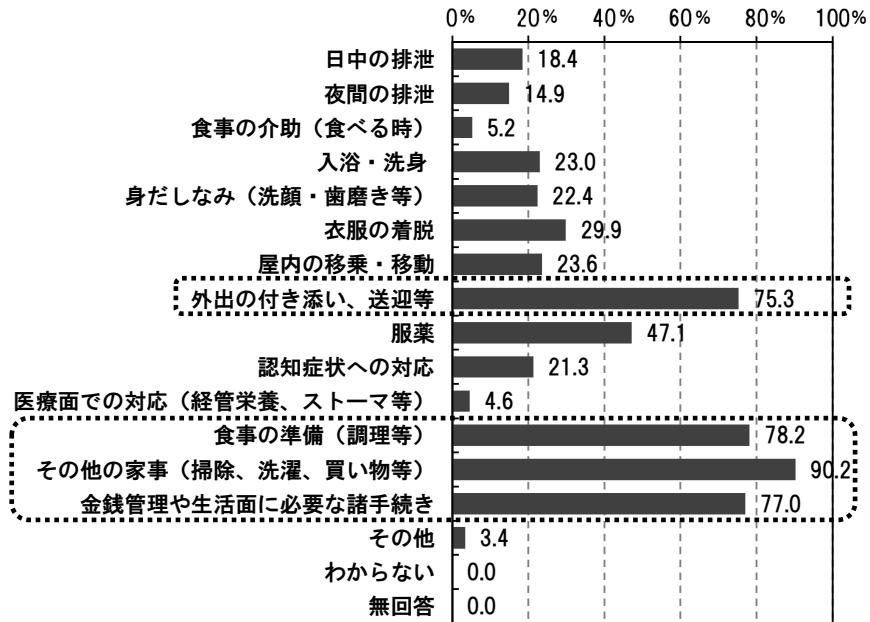
①主な介護者の年齢

○主な介護者の年齢は、「60歳代」が32.8%で最も多く、次いで「50歳代」が28.7%、「70歳代」が17.8%、「80歳代」が11.5%となっています。



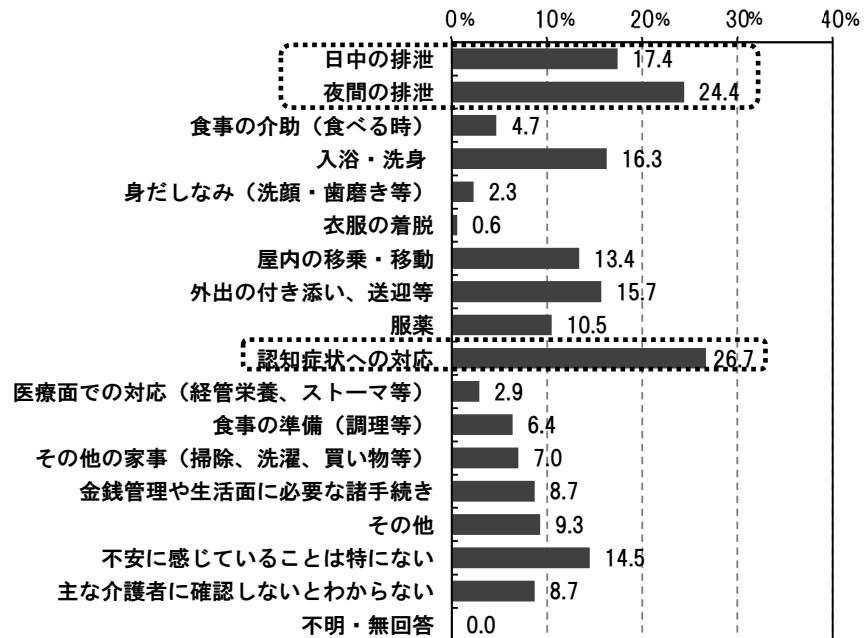
②主な介護者が行っている介護

- 「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が90.2%で最も多く、「食事の準備（調理等）」(78.2%)と「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(77.0%)がつづいています。



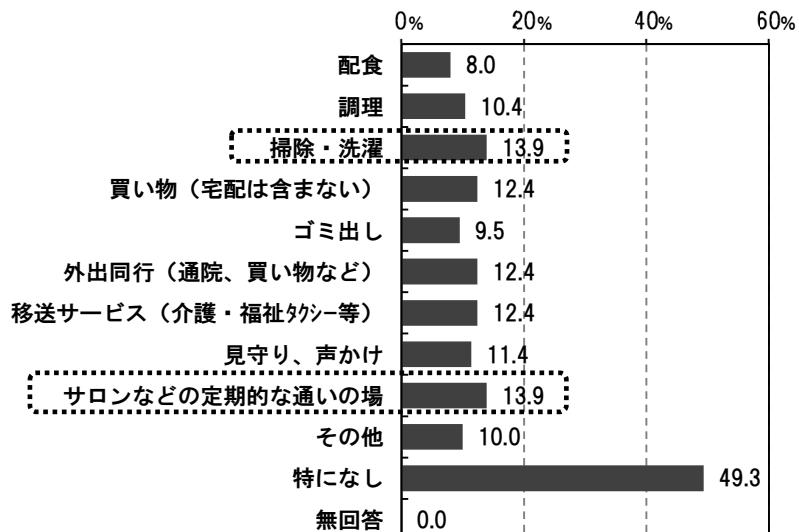
③今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

- 「認知症状への対応」が26.7%で最も多く、「夜間の排泄」(24.4%)と「日中の排泄」(17.4%)がつづいています。



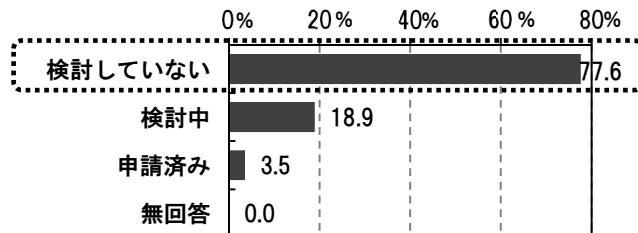
④今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

- 「掃除・洗濯」と「サロンなどの定期的な通いの場」が13.9%と最も多く、次いで「買い物（宅配は含まない）」(12.4%)と「外出同行（通院、買い物など）」(12.4%)、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」(12.4%)がつづいています。



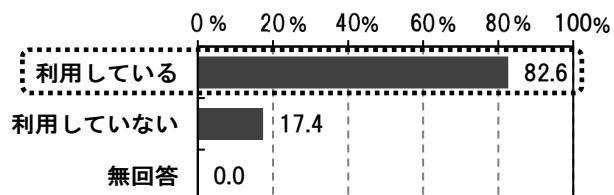
⑤施設等の検討状況

- 「検討していない」が77.6%、「検討中」が18.9%、「申請済み」が3.5%となっています。



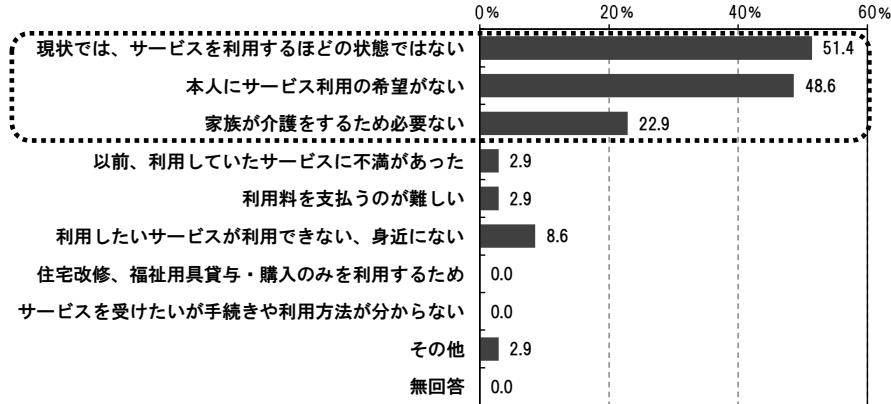
⑥介護保険サービスの利用状況

- 「利用している」が82.6%、「利用していない」が17.4%となっています。



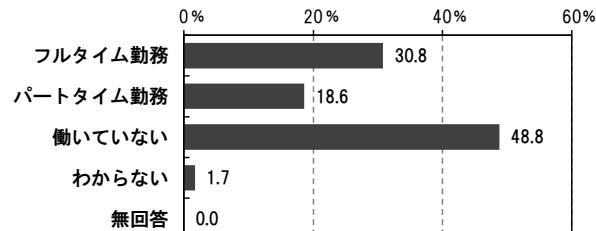
⑦介護保険サービスの未利用理由

- 「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が51.4%と最も多く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」(48.6%)と「家族が介護をするため必要ない」(22.9%)がつづいています。



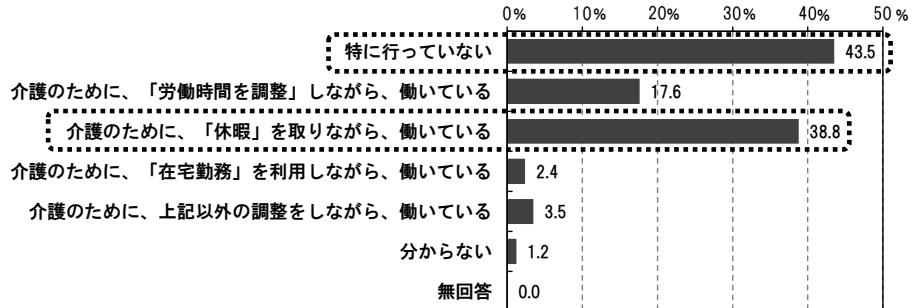
⑧主な介護者の勤務形態

- 「フルタイム勤務」が30.8%、「パートタイム勤務」が18.6%、「働いていない」が48.8%となっています。



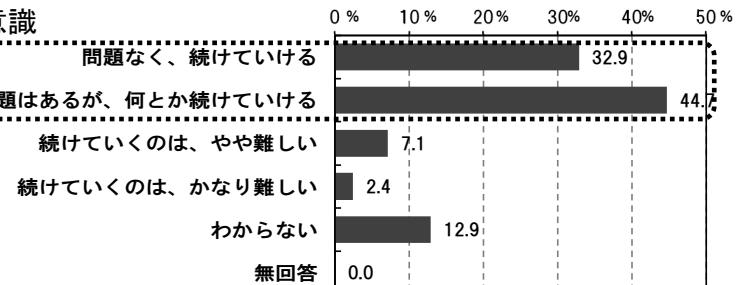
⑨主な介護者の働き方の調整の状況

- 「特に行っていない」が43.5%で最も多く、「介護のために「休暇」を取りながら働いている」(38.8%)、「介護のために「労働時間を調整」しながら働いている」(17.6%)が続いています。



⑩主な介護者の就労継続に関する意識

- 「問題なく続けていける」(32.9%)と「問題はあるが何とか続けていける」とか「続けていくのは、やや難しい」とか「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた77.6%が続けていけると回答しています。



6. その他調査の状況

(1) 介護支援専門員調査

1) 調査の目的

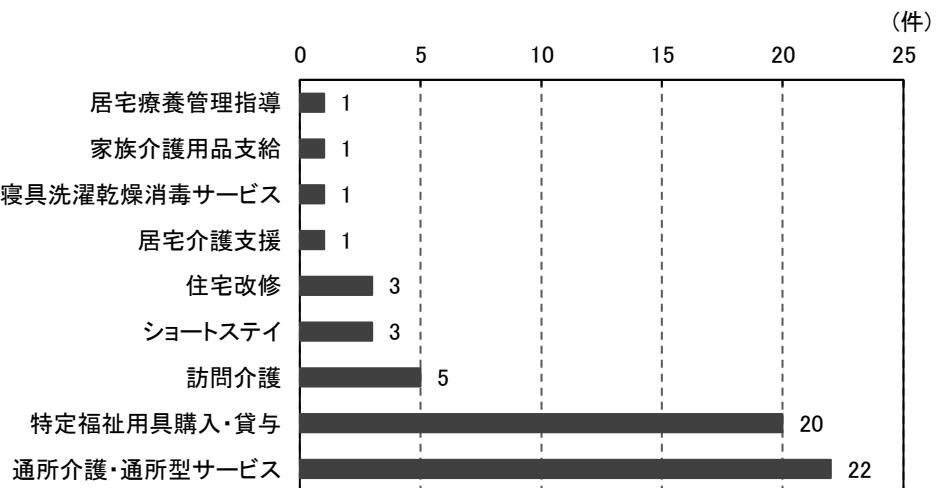
第9期介護保険事業計画策定の参考とするため、介護支援専門員のニーズ等を把握することを目的に実施しました。

対象者	市内居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員（ケアマネジャー）
調査方法	調査表の配布・回収
調査期間	令和5年6月22日から令和5年7月7日まで
配布数・回収数	配布数：49件 回収数：47件 回収率：95.9%

2) 主な調査結果

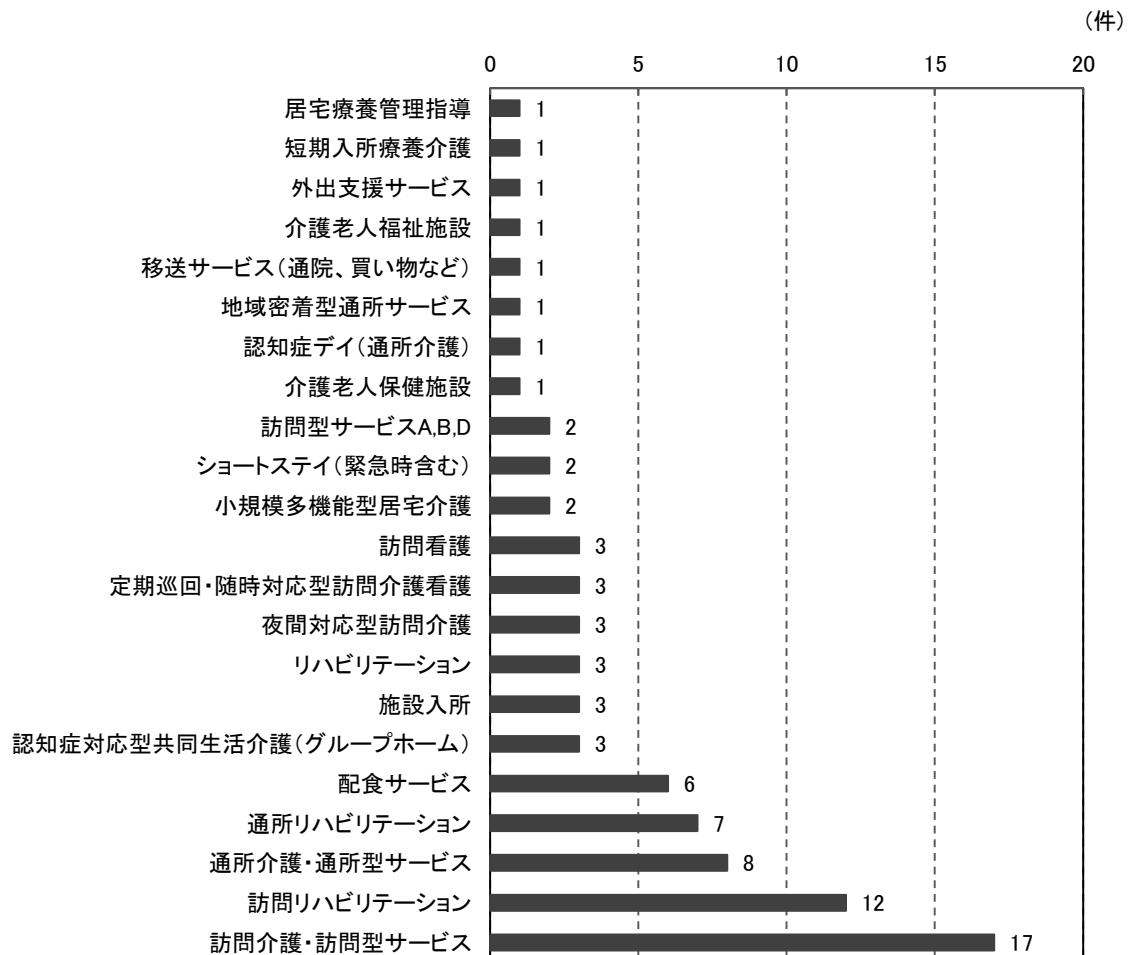
①現在、充実していると感じるサービス

○「通所介護・通所型サービス」が22件で最も多く、「特定福祉用具購入・貸与」が20件で続いている。



②充実させるべき（不足している）サービス

- 「訪問介護・訪問型サービス」が17件で最も多く、「訪問リハビリテーション」が12件で続いています。



※地域によってはデイサービスの送迎なく、利用できない。

※訪問介護事業所が町中に集中しており、僻地の利用を断られる。

※短期入所療養介護のベッド数が足りない。

※国民年金で入所できる施設

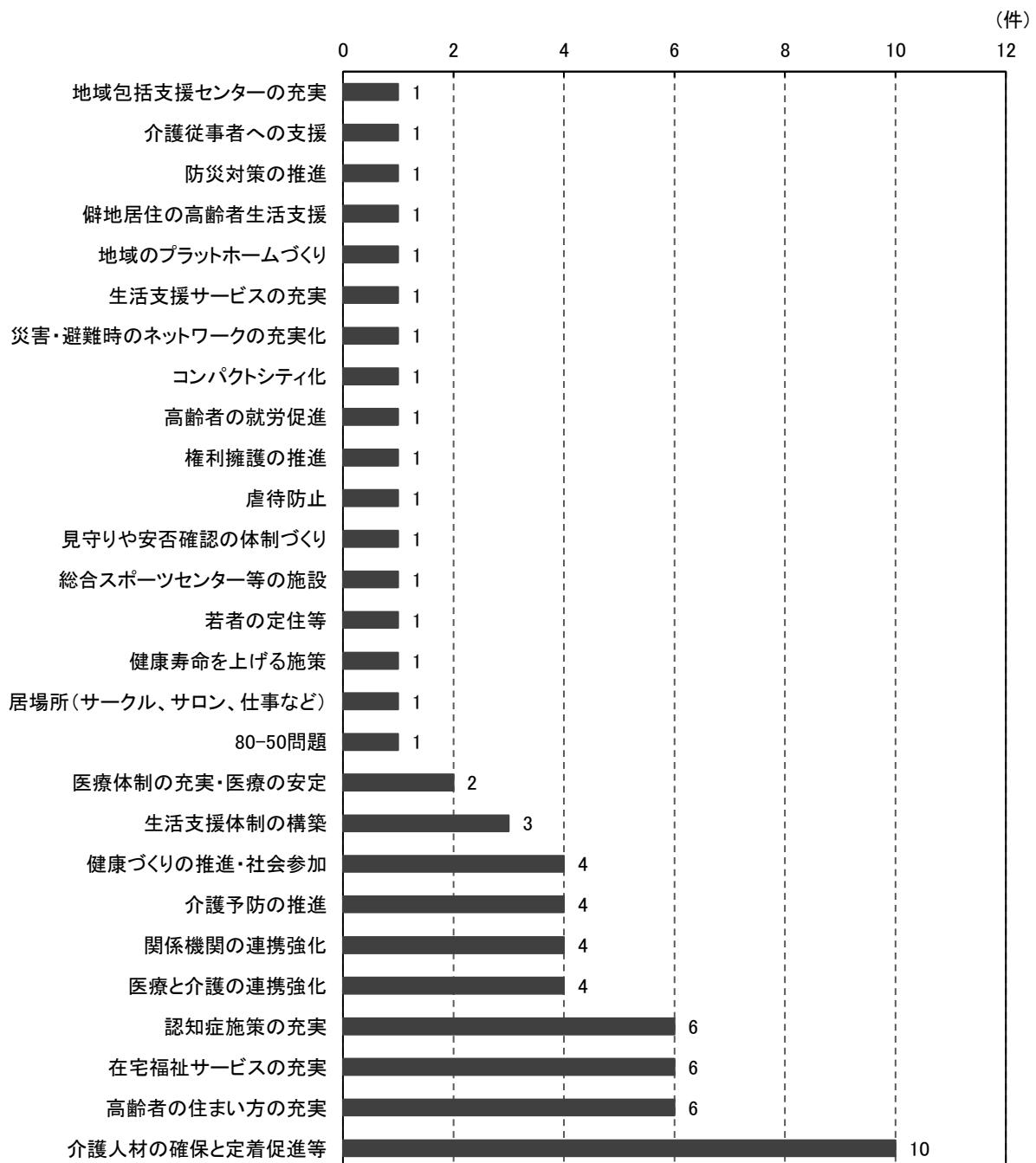
※急な利用ができる短期入所生活介護

※西部地区の小規模多機能型居宅介護

※理学療法士・作業療法士の専門的リハビリをお願いしたくても、看護師さんのリハビリになってしまふ事もある。

③高齢化社会に向けて重点を置くべき施策

○「介護人材の確保と定着促進等」が10件で最も多く、「認知症施策の充実」と「在宅福祉サービスの充実」、「高齢者の住まい方の充実」が6件で続いています。



(2) 介護サービス事業参入意向等調査

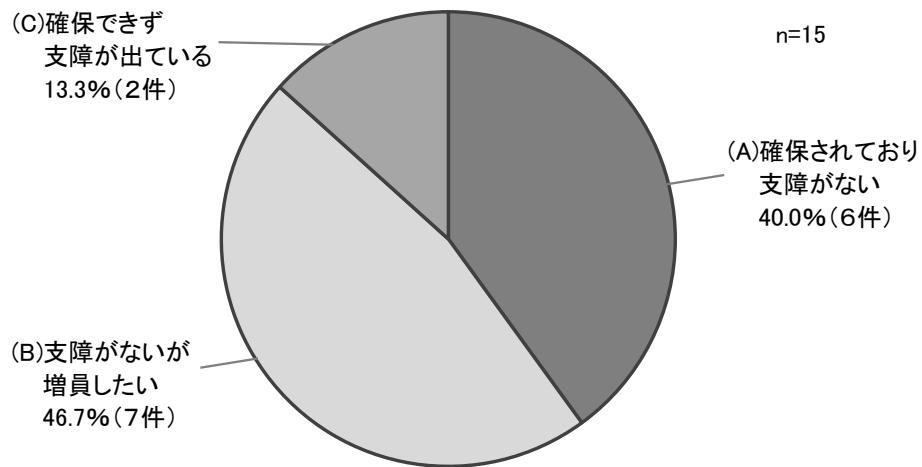
1) 調査の目的

第9期介護保険事業計画策定の参考とするため、本市の介護保険サービスに対する参入意向及び施策へのニーズ等を把握することを目的に実施しました。

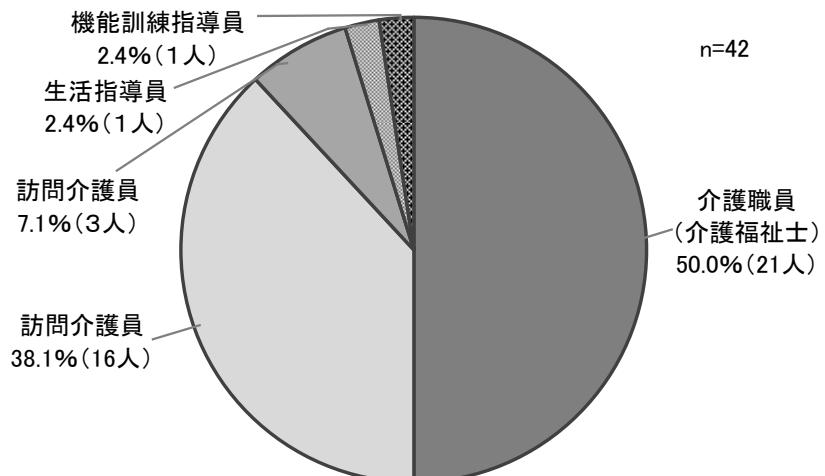
対象者	市内に介護サービス事業所を設置している事業者等
調査方法	調査表の配布・回収
調査期間	令和5年4月20日から令和5年5月12日まで
配布数・回収数	配布数：22件 回収数：15件 回収率：68.2%

2) 主な調査結果

①職員・スタッフの現在の充足状況



②「①」で(B)または(C)を選択した場合、不足している職種と人数



7. 介護保険サービス等の状況

■介護予防サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介助	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	8,544	10,550	9,548
	回数(回)	204.6	245.3	225.3
	人数(人)	28	33	35
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	4,885	3,335	2,668
	回数(回)	152.8	104.2	84.0
	人数(人)	14	12	8
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	599	479	1,194
	人数(人)	7	6	13
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	16,124	13,465	14,179
	人数(人)	45	40	44
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	3,805	1,940	1,688
	日数(日)	48.3	24.5	20.9
	人数(人)	12	6	4
介護予防短期入所療養介護 (老健)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	10,158	9,531	10,455
	人数(人)	149	144	140
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	911	1,078	0
	人数(人)	3	3	0
介護予防住宅改修	給付費(千円)	5,194	2,942	0
	人数(人)	4	3	0

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	
介護 介護	介護予防特定施設入居者生活 介護	給付費(千円) 人数(人)	2,369 2	3,248 3 4	
	(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護 介護	介護予防認知症対応型通所介 護	給付費(千円)	0	0	
		回数(回)	0.0	0.0	
		人数(人)	0	0	
介護 介護	介護予防小規模多機能型居宅 介護	給付費(千円)	5,024	2,596	
		人数(人)	6	3 1	
介護 介護	介護予防認知症対応型共同生 活介護	給付費(千円)	1,955	2,780	
		人数(人)	1	1 1	
(3) 介護予防支援		給付費(千円)	11,740	11,089	
		人数(人)	214	204 202	
合計		給付費(千円)	71,307	63,035	
				59,374	

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

※見込みは令和5年9月月報までの実績をもとに算出

■介護サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
(1) 居宅サービス				
訪問介護	給付費(千円)	282,039	252,559	263,204
	回数(回)	7,858.1	6,939.8	7,203.4
	人数(人)	377	362	354
訪問入浴介護	給付費(千円)	31,796	31,201	27,713
	回数(回)	212	209	186
	人数(人)	50	53	53
訪問看護	給付費(千円)	50,737	50,308	44,127
	回数(回)	868.6	877.6	814.7
	人数(人)	119	122	111
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	16,358	13,677	14,046
	回数(回)	503.0	415.0	422.5
	人数(人)	50	45	51
居宅療養管理指導	給付費(千円)	24,899	23,341	24,749
	人数(人)	279	280	291

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
通所介護	給付費(千円)	353,109	306,634	299,884	
	回数(回)	3,650	3,252	3,144	
	人数(人)	461	420	377	
通所リハビリテーション	給付費(千円)	57,478	55,983	54,755	
	回数(回)	609.6	597.8	583.8	
	人数(人)	109	111	110	
短期入所生活介護	給付費(千円)	196,438	180,961	198,727	
	日数(日)	1,940.1	1,806.6	1,951.8	
	人数(人)	190	162	164	
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	11,489	11,202	7,889	
	日数(日)	96.9	100.3	68.6	
	人数(人)	11	10	8	
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	
福祉用具貸与	給付費(千円)	120,737	121,759	120,215	
	人数(人)	688	702	688	
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	5,109	4,919	1,875	
	人数(人)	13	11	4	
住宅改修費	給付費(千円)	8,526	8,186	0	
	人数(人)	7	7	0	
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	58,956	59,500	72,681	
	人数(人)	24	25	31	
(2)地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	1,444	1,413	1,381	
	人数(人)	1	1	1	
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	
地域密着型通所介護	給付費(千円)	64,325	58,422	62,861	
	回数(回)	697.3	663.0	714.4	
	人数(人)	107	109	116	

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	20,550	21,596	26,301	
	回数(回)	174.0	187.7	230.4	
	人数(人)	20	21	28	
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	192,784	195,148	188,616	
	人数(人)	69	72	73	
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	291,881	304,753	336,989	
	人数(人)	101	106	113	
地域密着型特定施設入居者 生活介護	給付費(千円)	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	給付費(千円)	158,851	155,883	165,955	
	人数(人)	47	48	47	
看護小規模多機能型居宅介 護	給付費(千円)	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	
複合型サービス(新設)	給付費(千円)				
	人数(人)				
(3)施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費(千円)	739,631	727,419	705,973	
	人数(人)	231	229	216	
介護老人保健施設	給付費(千円)	674,685	624,529	600,358	
	人数(人)	210	199	185	
介護医療院	給付費(千円)	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	
介護療養型医療施設	給付費(千円)	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	
(4)居宅介護支援		給付費(千円)	188,497	186,781	181,856
		人数(人)	1,018	1,018	982
合計		給付費(千円)	3,550,319	3,396,173	3,400,155

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

※見込みは令和5年9月月報までの実績をもとに算出

■総給付費

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
合計	給付費(千円)	3,621,626	3,459,208	3,459,529
在宅サービス	給付費(千円)	1,693,296	1,581,096	1,569,771
居住系サービス	給付費(千円)	355,162	370,281	417,473
施設サービス	給付費(千円)	1,573,168	1,507,831	1,472,285

※見込みは令和5年9月月報までの実績をもとに算出

■介護予防・日常生活支援総合事業

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護予防・生活支援サービス事業費	68,597	61,532	75,145
介護予防ケアマネジメント事業費	75,167	73,699	78,624
一般介護予防事業費	12,177	12,046	12,294
総合相談事業費	14,361	15,999	17,129
権利擁護事業費	38	22	742
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	22	74	112
任意事業費	4,017	4,321	6,191
在宅医療・介護連携推進事業費	5,047	2,764	7,190
生活支援体制整備事業費	14,034	14,245	14,716
認知症総合支援事業費	3,381	3,277	5,262
地域ケア会議推進事業費	536	212	1,331
合計	197,377	188,191	218,736

※見込みは令和5年9月月報までの実績をもとに算出

8. 第8期計画の重点施策の振り返り

第8期計画では、2つの戦略「閉じこもらない明るいコミュニティづくり（閉じこもり予防事業）」と「虚弱化しても地域で安心して暮らし続けられるまちづくり（安心戦略）」を重点施策として推進してきました。

この重点施策について、推進状況を整理しました。

閉じこもらない明るいコミュニティづくり（閉じこもり予防戦略）

閉じこもり予防戦略では、「介護予防の推進」「生活支援体制の強化」「高齢者の社会参加推進と地域活動の支援」「高齢者の就労支援の充実」の4施策を主な取組とし、施策ごとの目標と戦略全体としての取組目標を設定しました。

※令和5年度の実績値は見込み値となっています。

※各年度の実績値及び見込値は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小等を踏まえた値となっています。

☆介護予防の推進

	住民主体による通いの場 「いきいき 100 歳体操」取組団体数		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	48	44	△ 4	91.7%
R4年度	53	46	△ 7	86.8%
R5年度	58	51	△ 7	87.9%

- ・住民主体による通いの場「いきいき 100 歳体操」取組団体数は、目標値には届かないものの、年々増加していますが、参加者の高齢化に伴い、活動を継続するのが困難な団体や次期リーダーの担い手に苦慮している様子が見られます。

	閉じこもり等予防事業参加者(人・延べ)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	1,500	1,373	△ 127	91.5%
R4年度	1,800	1,473	△ 327	81.8%
R5年度	1,800	1,500	△ 300	83.3%

- ・新型コロナウイルス感染症の流行前は年間に延べ 1,800 人が参加していましたが、蔓延防止対策により、ここ数年は積極的な活動に制限がありました。感染状況を把握しながら事業を展開していく必要がありますが、徐々に参加者も戻りつつあります。

☆生活支援体制の強化

	サービス B 登録団体数(団体)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	8	7	△ 1	87.5%
R4年度	9	8	△ 1	88.9%
R5年度	10	8	△ 2	80.0%

- ・生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展を支援しました。
- ・住民主体による介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型サービス B）補助事業を活用し、一定の基準を満たす要支援者等の日常生活を支える住民主体の活動を支援しました。

	支えあいサービス養成講座修了登録者数 (人・延べ)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	75	44	△ 31	58.7%
R4年度	80	43	△ 37	53.8%
R5年度	80	43	△ 37	53.8%

- ・地域住民が主体となって要支援者等の介護予防・生活支援サービス（サービス B）を行う方を対象にした「支えあいサービス養成講座」等を開催し、高齢者自身が「支える側」に立てるような取組や仕組みづくりに努めました。

☆高齢者の社会参加推進と地域活動の支援

	老人クラブ数(団体)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	35	28	△ 7	80.0%
R4年度	35	25	△ 10	71.4%
R5年度	35	25	△ 10	71.4%

- ・会員の高齢化によりクラブ数及び会員数が減少傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により活動縮小の傾向が見られるため、安全に配慮した社会活動が行えるように支援することが重要です。

	老人福祉センター利用者数(人・延べ)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	3,808	2,174	△ 1,634	57.1%
R4年度	3,808	2,322	△ 1,486	61.0%
R5年度	3,808	2,500	△ 1,308	65.7%

- ・建物は老朽化していますが、利用満足度が高く、高齢者等の健康増進・教養向上等が図られています。

	市民一人当たり生涯学習関連講座への 参加回数(回／年)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	0.7	0.4	△ 0.3	57.1%
R4年度	0.7	0.4	△ 0.3	57.1%
R5年度	0.7	0.5	△ 0.2	71.4%

- ・関係団体等と連携しながら各種講座を開催し、多様な学習機会の充実を図りました。

	市民一人当たり公民館利用回数(回／年)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	1.9	1.6	△ 0.3	84.2%
R4年度	1.9	1.8	△ 0.1	94.7%
R5年度	1.9	1.9	0	100.0%

- ・公民館の利用が増加傾向にあることから、世代間交流を図る取組や、文化や健康に関する事業等を行い、地域コミュニティ形成の推進や地域住民の教養の向上を図ります。

	【再掲】支えあいサービス養成講座修了 登録者数(人・延べ)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	75	44	△ 31	58.7%
R4年度	80	43	△ 37	53.8%
R5年度	80	43	△ 37	53.8%

- ・地域住民が主体となって要支援者等の介護予防・生活支援サービス（サービスB）を行う方を対象にした「支えあいサービス養成講座」等を開催し、高齢者自身が「支える側」に立てるような取組や仕組みづくりに努めました。

☆高齢者の就労支援の充実

	シルバー人材センター登録者（人）		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	335	325	△ 10	97.0%
R4年度	335	336	1	100.3%
R5年度	335	335	0	100.0%

- ・公益社団法人釜石市シルバー人材センターに対し、運営費補助金を支出し、就業機会を高齢者に提供する当該センターの支援を行いました。

【戦略全体としての取組目標と実績】

	第1号被保険者（65歳以上）の 要支援・要介護認定率(%)		対目標比 C=B-A	対目標比達成率 (1-C/B) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	20.0	20.2	0.2	99.0%
R4年度	19.9	20.6	0.7	96.6%
R5年度	19.8	21.1	1.3	93.8%

資料:介護保険事業状況報告(各年度9月分)

- ・さまざまな施策を講じましたが、第1号被保険者（65歳以上）の要支援・要介護認定率は年々増加しています。

虚弱化しても地域で安心して暮らし続けられるまちづくり（安心戦略）

安心戦略では、「医療と介護の連携強化」「高齢者の住まい方の充実」「認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり」「在宅福祉サービスの充実」「介護人材育成と介護保険事業者への支援」の5施策を主な取組とし、施策ごとの目標と戦略全体としての取組目標を設定しました。

※令和5年度の実績値は見込み値となっています。

※各年度の実績値及び見込値は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小等を踏まえた値となっています。

☆医療と介護の連携強化

	医療従事者、介護従事者の連携に関する満足度調査(0～10の11段階評価平均)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	6.1	5.8	△ 0.3	95.1%
R4年度	6.1	6.0	△ 0.1	98.4%
R5年度	6.2	(実績) 5.9	△ 0.3	95.2%

・各年度においておおむね計画を達成できたことから、今後も継続的に取組を推進します。

	OK はまゆりネットキーコード発行件数(件)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	7,000	6,709	△ 291	95.8%
R4年度	7,600	6,955	△ 645	91.5%
R5年度	8,200	7,300	△ 900	89.0%

・OK はまゆりネットキーコード発行件数は年々増加しているものの、引き続き目標が達成されるよう、運営法人の取組に継続的に参画や協力を行います。

☆高齢者の住まい方の充実

	住宅改修助成事業件数(件)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	21	16	△ 5	76.2%
R4年度	22	18	△ 4	81.8%
R5年度	23	20	△ 3	87.0%

・住宅改修助成ニーズは毎年一定数あることから、今後も対象者の住環境の改善を図ります。

	見守り・傾聴訪問、相談件数(件)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	2,000	9,926	7,926	496.3%
R4年度	3,000	8,267	5,267	275.6%
R5年度	3,500	9,000	5,500	257.1%

- ・令和2年度から増加しており、高止まりの状況です。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、高齢者のニーズが高くなつたことがうかがえます。

☆認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

	認知症カフェの開設(か所)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	2	2	0	100.0%
R4年度	3	2	△ 1	66.7%
R5年度	4	2	△ 2	50.0%

- ・認知症カフェは、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、感染予防に努めて実施しました。

	認知症サポーターの人数(人・延べ)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	3,630	3,837	207	105.7%
R4年度	4,030	4,095	65	101.6%
R5年度	4,430	4,400	△ 30	99.3%

- ・認知症サポーター養成講座は、認知症サポーターの自主活動グループ「チームオレンジ」への取組のためサポーター養成講座受講が増えました。引き続き開催し、住民への周知啓発を図ります。

	活動サポーター実人数(人)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	10	0	△ 10	0.0%
R4年度	20	113	93	565.0%
R5年度	30	130	100	433.3%

- 令和4年度チームオレンジが2地区で結成され、活動サポーターとして地域で活動していることから、目標値を超える活動サポーターの協力を得ることができます。今後も活動サポーターと協力し、認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりを図ります。

☆在宅福祉サービスの充実

	生活管理指導短期宿泊事業利用者数(人)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	15	7	△ 8	46.7%
R4年度	18	13	△ 5	72.2%
R5年度	21	10	△ 11	47.6%

- 生活管理指導短期宿泊事業は、体調不良等により居宅での生活が一時的に困難になった高齢者の一定の利用があり、高齢者の心身の健康保持と自立支援が図られました。

	緊急通報体制等整備事業登録者数(人)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	85	82	△ 3	96.5%
R4年度	87	71	△ 16	81.6%
R5年度	89	70	△ 19	78.7%

- 高齢者のみの世帯や一人暮らしの重度身体障がい者に対し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与しました。

	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用者数(人)		対目標比(B-A)	対目標比達成率(B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	40	24	△ 16	60.0%
R4年度	42	21	△ 21	50.0%
R5年度	44	25	△ 19	56.8%

- 寝たきり高齢者や重度の身体障がい者に対し、使用する寝具の洗濯、乾燥・消毒のサービスを提供することにより、心身の健康保持や介護者の身体的及び精神的な負担の軽減を図りました。

	福祉用具貸与事業利用者数(人・延べ)		対目標比(B-A)	対目標比達成率(B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	8	1	△ 7	12.5%
R4年度	10	4	△ 6	40.0%
R5年度	12	5	△ 7	41.7%

- おおむね 65 歳以上で介護保険による福祉用具給付サービス等を受けることができない高齢者に対し、特殊寝台及びその付属品、車椅子及びその付属品等の福祉用具を貸与し、日常生活の便宜と自立を図りました。

	訪問理美容サービス事業利用者数(人・延べ)		対目標比(B-A)	対目標比達成率(B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	7	5	△ 2	71.4%
R4年度	8	8	0	100.0%
R5年度	9	8	△ 1	88.9%

- 理容所又は美容所を利用する事が困難である在宅の高齢者等に対して、理容師又は美容師を派遣し、理美容のサービスを提供することにより、清潔で快適な在宅生活の支援を行いました。

	外出支援サービス事業利用者数(人・延べ)		対目標比(B-A)	対目標比達成率(B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	36	19	△ 17	52.8%
R4年度	42	14	△ 28	33.3%
R5年度	48	15	△ 33	31.3%

- 一般の交通機関を利用する事が困難で、ストレッチャーを使用しなければならない寝たきりの要介護者又は重度の身体障がい者を福祉施設や病院等に移送する取組を行いました。

	配食サービス事業利用者数(人・延べ)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	480	393	△ 87	81.9%
R4年度	485	425	△ 60	87.6%
R5年度	490	450	△ 40	91.8%

- 一人暮らしの高齢者と高齢者のみの世帯等で、傷病等の理由で調理が困難な方に対し、配達員が安否を確認しながら、昼食の弁当を配食するサービスを提供しました。

	【再掲】サービス B 登録団体数(団体)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	8	7	△ 1	87.5%
R4年度	9	8	△ 1	88.9%
R5年度	10	8	△ 2	80.0%

- 生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展を支援しました。
- 住民主体による介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型サービス B）補助事業を活用し、一定の基準を満たす要支援者等の日常生活を支える住民主体の活動を支援しました。

☆介護人材育成と介護保険事業者への支援

	介護サービス事業所の職員・スタッフの充足状況「十分確保されている」と回答した割合		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	-	-	-	-
R4年度	-	-	-	-
R5年度	50%以上	40%	△ 10	80%

- 多くの事業所では職員・スタッフは確保されていますが、介護福祉士や訪問介護員の不足を感じている事業所もあります。

	福祉人材確保型奨学金返還補助金利用者数(人)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	17	12	△ 5	70.6%
R4年度	15	7	△ 8	46.7%
R5年度	15	9	△ 6	60.0%

- 福祉人材確保型奨学金返還補助金利用者数は、年度により人数に差があるものの、一定数の利用者がいます。

	福祉(医療)人材確保型定住奨励金利用者数 (人)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	5	3	△ 2	60.0%
R4年度	5	3	△ 2	60.0%
R5年度	5	2	△ 3	40.0%

- ・福祉(医療)人材確保型定住奨励金は、一定数の利用者がいます。

	医療・福祉等従事者奨学資金貸付利用者数 (人)		対目標比 (B-A)	対目標比達成率 (B/A) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	12	5	△ 7	41.7%
R4年度	10	7	△ 3	70.0%
R5年度	13	11	△ 2	84.6%

- ・医療・福祉等従事者奨学資金貸付利用者数は、増加傾向にあります。

【戦略全体としての取組目標と実績】

	第1号被保険者(65歳以上)の 要支援・要介護認定者の 軽・中度者割合(%)		対目標比 C=B-A	対目標比達成率 (1-C/B) × 100
	目標値(A)	実績値(B)		
R3年度	64.5	65.1	0.6	99.1%
R4年度	64.5	65.0	0.5	99.2%
R5年度	64.5	65.7	1.2	98.2%

資料:介護保険事業状況報告(各年度9月分)

- ・第1号被保険者(65歳以上)の要支援・要介護認定者の軽・中度者割合が、少し増加しました。

第3章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

「第六次釜石市総合計画」では、目指すべき釜石市の将来像として「一人ひとりが学びあい世界とつながり未来を創るまちかまいし～多様性を認めあいながらトライし続ける不屈のまち～」を掲げています。この将来像を実現するため、「あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち」を基本目標の一つとし、「みんなで健康になれるまちづくり」と「共に見守り支え合い、包括的支援によるまちづくり」などを推進することとしています。

「みんなで健康になれるまちづくり」

2030年のあるべき姿

- 幼少期からの正しい生活環境や働き盛り世代を対象にした健康づくり活動を推進するなどライフサイクルに応じた健康づくり活動の充実が図られ、誰もが自分らしく、心も体も健やかに過ごすことができています。
- また、継続的に地域社会とつながる仕組みが構築され、高齢者の虚弱化の予防が図られています。
- 医療、介護、福祉、保育などの人材を充足させるため、外部人材の積極的登用を図り、質の高い保健福祉を維持していくための基盤が築かれています。

「共に見守り支え合い、包括的支援によるまちづくり」

2030年のあるべき姿

- 誰もが抱える様々な不安や悩みに寄り添い、社会に置き去りにされることがないよう、地域の中で安心して過ごすことができる環境を創るため、担い手の確保・育成に取り組んでいます。
- 高齢者、障がい者、子ども、引きこもり、生活困窮者等が、可能な限り住み慣れた地域で、安心して、自立した自分らしい暮らしを続けることができるよう、多様な主体の連携による包括的な支援体制が構築されています。
- 適切な社会保障制度の運営のもと、それぞれのライフステージに応じた健康づくりや介護予防、個性や能力に応じた活躍の場づくりが地域で一体的に取り組まれることで、年齢や経済状況、障がいのあるなし等に問わらず、市民一人ひとりが地域の一員として健康で心豊かに暮らすことのできる社会が実現しています。

また、「釜石市地域福祉計画」では、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らす「地域共生社会」の実現を図ることとしています。

第9期計画では、計画期間の中間に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年を迎えることとなり、地域包括ケアシステムをさらに深めていくための施策や事業の展開を進めていく必要があります。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となる令和22年を見据え、今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域生活を実現するため、地域包括ケアシステムのさらなる推進や地域共生社会の実現に向けて、取組の分析・評価を継続していく必要があります。

以上の点を踏まえ、本計画の基本理念は、「第六次釜石市総合計画」の基本目標及び「釜石市地域福祉計画」の基本理念である「あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち」を掲げ、上位計画との一体的な取組を推進します。

あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち

～閉じこもらない明るいコミュニティづくり～

～虚弱化しても地域で安心して暮らし続けられるまちづくり～

高齢者が、住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を続けられるためには、人や地域とのつながりと支えあいが大切です。支える側も支えられる側も、地域のコミュニティの一員として希望を持って明るく生活を続けられるまちづくりが必要です。

本市では、この考え方に基づき、高齢者を含むすべての人たちが健康ではつらつと暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を推進していきます。

【目標】

- ・健康増進・介護予防の取組、健康寿命の延伸
- ・住民主体の地域活動が活発に行われるまちづくり
- ・困難を抱える人の心情に寄り添った支援
- ・虚弱化しても地域で安心して暮らし続けられることができるまちづくり

2. 計画の基本施策

基本理念を実現するために以下の4つの基本施策を掲げ、「地域包括ケアシステム」の推進及び「地域共生社会」の実現に向けて取組を進めます。

基本施策1 地域包括ケア体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい及び生活支援などのサービスが切れ目なく一体的に提供されるよう地域包括ケアシステムを継続して推進することが大切です。そのために、地域包括支援センターと各地区に設置した生活応援センターを中心に地域や関係機関と連携を図りながら、高齢者の相談支援及び介護予防の取組はもとより、属性を問わず断らないつながり続ける重層的な支援体制の構築に努めます。また、虚弱・軽度要介護者の自立支援や重度化防止を地域で支えるとともに、重度者の介護や終末期の方の看取りなどに対応するため、さまざまな社会的資源と連携した支えあいの地域づくりを進めます。

この地域づくりにおいては、「支える側」や「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることができる社会の構築に努めます。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ●地域包括支援センターの機能の強化 | ●地域ケア会議の充実 |
| ●医療と介護の連携強化 | ●関係機関との連携・重層的支援体制の構築 |
| ●生活支援体制の充実 | |

基本施策2 安心できる生活の実現

一人暮らし高齢者や介護を必要とする高齢者、認知症高齢者など様々な高齢者に配慮し、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ自分らしく暮らし続けられるよう、支え合いの地域共生社会の構築に取り組みます。そのため、福祉サービスをはじめ、高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯等への見守り支援、権利擁護や虐待防止、家族介護者支援などの取組について関係機関との連携を図るほか、防災や防犯、感染症対策など他分野との横断的な連携についても強化に努め、安心して生活できる環境整備を推進します。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ●高齢者の権利擁護と虐待防止 | ●認知症の予防と共生 |
| ●防災・防犯対策の推進 | ●高齢者の多様な住まい方の支援 |
| ●在宅福祉サービスの充実 | ●家族介護者への支援の推進 |
| ●独居高齢者等の見守り支援 | |

基本施策3 健康で生きがいのある生活の充実

高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、健康づくりや介護予防、自立支援・重度化防止に向けた取組を進めることが重要です。虚弱・軽度要介護者の重度化防止、自立支援のために、保険事業と介護予防を一体的に取り組むとともに、地域活動への参加など多様なサービスを活用できるように推進します。

また、いつもでも自分らしく生きがいのある生活を送ることが、健康づくりや介護予防にもつながります。高齢者が生きがいや地域での役割を持ち、より多くの人と交流を持てるよう、高齢者の社会参加や就労を支援します。

- 健康づくりと介護予防の推進
- 高齢者の就労支援

- 高齢者の社会参加の推進

基本施策4 介護保険事業の円滑な運営と専門性の向上

利用者や家族が安心して介護サービスを利用し、家族介護による離職を防止するためには、事業所等と連携したサービス基盤の整備や介護人材の確保と育成に取り組むなど、サービス提供体制を維持するとともに、介護者への相談支援や職場環境改善への働きかけ等に取り組むことが大切です。

また、介護給付を必要とする受給者に過不足のないサービスが適切に提供されるよう、介護給付の適正化に取り組み、介護保険制度への信頼を高め、介護保険運営の持続可能性を確保できるように努めます。

- 介護保険制度の適正な運営
- 介護人材育成と介護保険事業者への支援

- 介護保険制度等に関する情報提供の充実

3. 計画期間における重点施策

本市では、「地域包括ケアシステム構築に向けた行政・住民・医療介護・福祉のあり方についての提言」として東京大学高齢社会総合研究機構から平成28年に2つの戦略（「閉じこもり予防戦略」と「安心戦略」）を含めた提言を受け、令和7年を見据えた行政・住民・医療介護・福祉のあり方について協働で検討を進めてきました。

この流れを受け、第8期計画では、2つの戦略「閉じこもらない明るいコミュニティづくり（閉じこもり予防戦略）」と「虚弱化しても地域で安心して暮らし続けられるまちづくり（安心戦略）」を重点施策として明確化し、基本施策の確実な推進を図ってきました。

本計画においても、4つの基本施策を達成するため、2つの戦略を重点施策と位置付けることで、継続的な取組を展開します。

閉じこもらない明るいコミュニティづくり（閉じこもり予防戦略）

社会とつながることが高齢者の自立度低下、虚弱化の予防に効果があることから、「介護予防」に着目し、人とのつながり、社会とのつながりを重要視したまちづくりを進めます。

【関連施策と具体的事業】

	関連施策	関連事業
1	・生活支援体制の充実	・地域ネットワークの構築と住民主体による活動の推進（生活支援コーディネーター等による活動支援） ・支えあいサービス養成講座
2	・健康づくりと介護予防の推進 ・高齢者の社会参加の推進	・介護予防の普及啓発（いきいき100歳体操） ・保健事業と介護予防の一体的な取組 ・地域活動等社会参加による健康寿命の延伸
3	・高齢者の就労支援	・シルバーパートナーシップほか関係機関との連携

【取組目標】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1号被保険者（65歳以上）の要支援・要介護認定率 21.8%	第1号被保険者（65歳以上）の要支援・要介護認定率 21.8%	第1号被保険者（65歳以上）の要支援・要介護認定率 21.8%

虚弱化しても地域で安心して暮らし続けられるまちづくり（安心戦略）

虚弱化しても地域で安心して住み続けられるよう、在宅医療の普及とあわせて、日常生活圏域ごとに高齢者への在宅サービスの提供体制を整え、「在宅生活の限界点」を引き上げるまちづくりを進めます。

【関連施策と具体的な事業】

	関連施策	関連事業
4	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの機能の強化 ・関係機関との連携・重層的支援体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター相談機能の強化 ・地域包括ケア会議の充実 ・重層的支援体制の構築
5	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進事業
6	<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者等の見守り支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者等見守り・傾聴業務 ・福祉のまちつながりサポーターの取組 ・高齢者現況調査
7	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の予防と共生 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症基本法の基本理念を指針とした取組 ・認知症サポーターの養成及び発足・活動（チムオレンジ）支援 ・認知症カフェの運営支援 ・認知症高齢者徘徊 SOS ネットワークの取組
8	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険居宅サービスの充実 ・老人福祉事業（介護保険制度外サービス） ・高齢者の移動手段の検討（在宅サービス等地域間格差の是正） ・住民主体による活動の支援 ・多様な主体による多様なサービスの提供体制の構築
9	<ul style="list-style-type: none"> ・介護人材育成と介護保険事業者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護人材確保等事業

【取組目標】

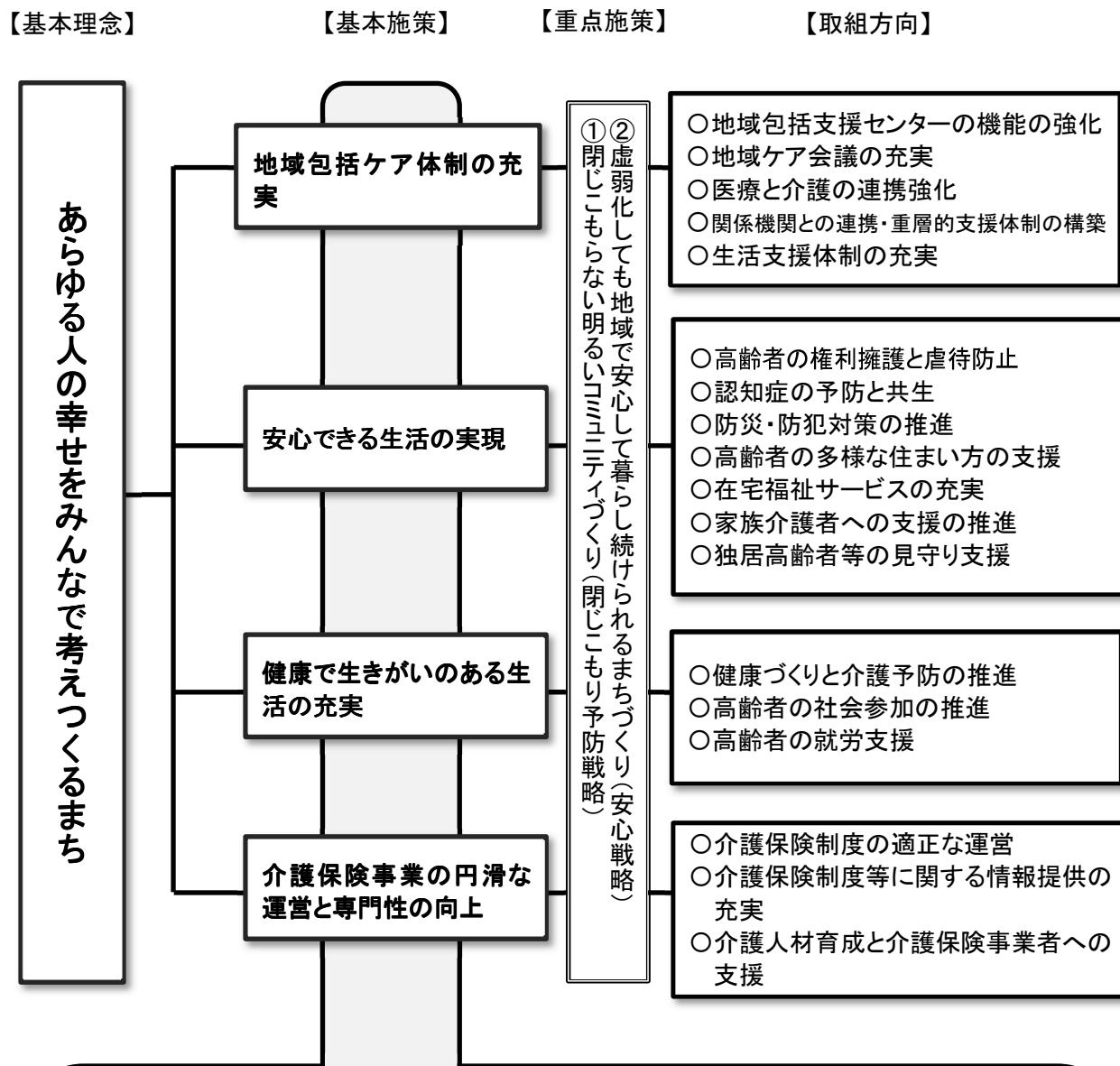
令和6年度	令和7年度	令和8年度
軽・中度者割合 65.7%	軽・中度者割合 65.7%	軽・中度者割合 65.7%

※軽・中度者割合

第1号被保険者（65歳以上）の要支援・要介護認定者数のうち軽度者（要支援1,2）、中度者（要介護1,2）の割合

4. 計画の体系

本計画の体系は以下のとおりです。



【基本的姿勢】

基本施策に取り組む上で共通の姿勢・考え方を共有することで、それぞれの所属や立場を超えて、まち全体で基本理念の実現を目指します。

- ①情報の共有（基本理念の達成に向けて、多様な情報を共有する）
- ②意識の醸成（地域の課題を自己ごととして捉え、お互いに支えあう意識の醸成を図る）
- ③連携の促進（情報の共有や意識の醸成を図ることで、住民、多職種、企業、団体、行政等の連携を促進する）

5. 日常生活圏域

「日常生活圏域」は、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や介護給付などの対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市域を区分して設定するものです。

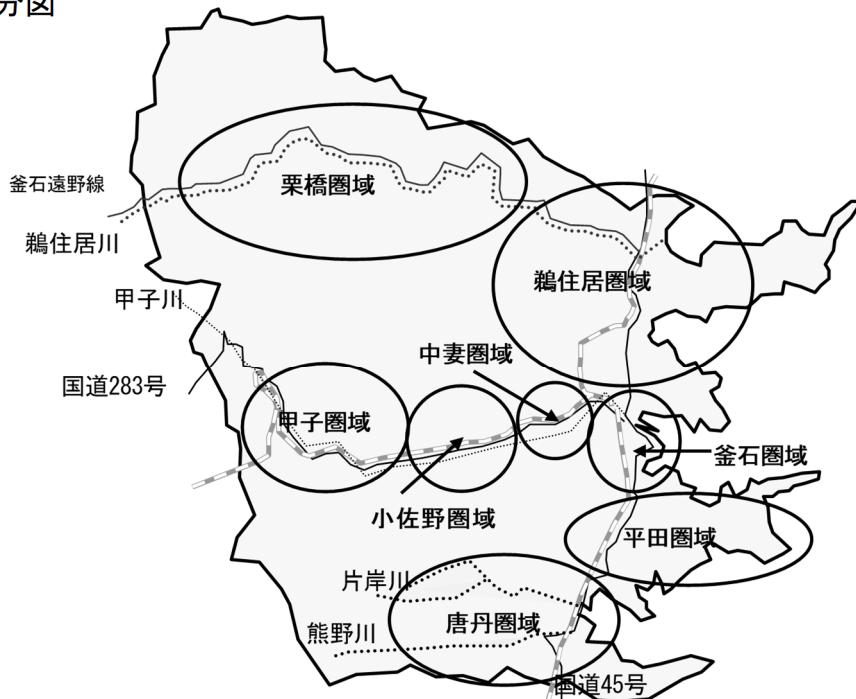
本市では、市民の保健・医療・福祉・生涯学習の連携を強化するため設置した「生活応援センター」が、市内8地区に区分されており、住民に定着していることから、「日常生活圏域」を「8圏域」とします。

●圏域区分

圏域名	区分	人口	高齢化率	世帯数
釜 石	新浜町、東前町、魚河岸、浜町、港町、只越町、天神町、大只越町、大町、大渡町、鈴子町、駒木町、松原町、嬉石町、大平町	4,380	46.7	2,644
中 妻	千鳥町、中妻町、八雲町、上中島町、源太沢町、住吉町、新町、礼ヶ口町、	3,520	39.5	1,904
小佐野	野田町、定内町、甲子町第11地割～第16地割、小佐野町、小川町、桜木町	6,940	41.1	3,655
甲 子	甲子町第1地割～第10地割、唐丹町字川目の一部	5,820	36.5	2,879
平 田	大字平田、平田町	3,304	34.3	1,587
唐 丹	唐丹町	1,416	47.4	674
鵜住居	鵜住居町、両石町、片岸町、箱崎町	3,731	37.8	1,971
栗 橋	橋野町、栗林町	1,000	49.0	488

人口等は、「住民基本台帳」令和5年9月30日

●圏域区分図



第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制及び進捗状況の管理

計画の推進にあたっては、全庁的に取組を進めていくとともに、「釜石市介護保険運営協議会」において、本計画の進捗状況の報告を行い、意見を聴取し、次年度の計画推進に反映していきます。

釜石市介護保険運営協議会

学識経験者、保健・医療・福祉の関係者、被保険者代表等で構成する「介護保険運営協議会」では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の点検や進行管理を行うとともに、次期計画策定に向けて、本市の将来を見据えた提言を行います。

2. 関係機関等との連携

計画の実現には、高齢者一人ひとりや家族、地域、各種団体、介護保険サービス事業所、医療機関、企業、行政などが相互に連携・協働して高齢者施策に取り組む必要があります。

それぞれの関係者が自らの役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が積極的に行われる体制を整えていきます。

II 各論

第1章 施策の展開

1. 地域包括ケア体制の充実

(1) 地域包括支援センターの機能の強化

◆現状と課題◆

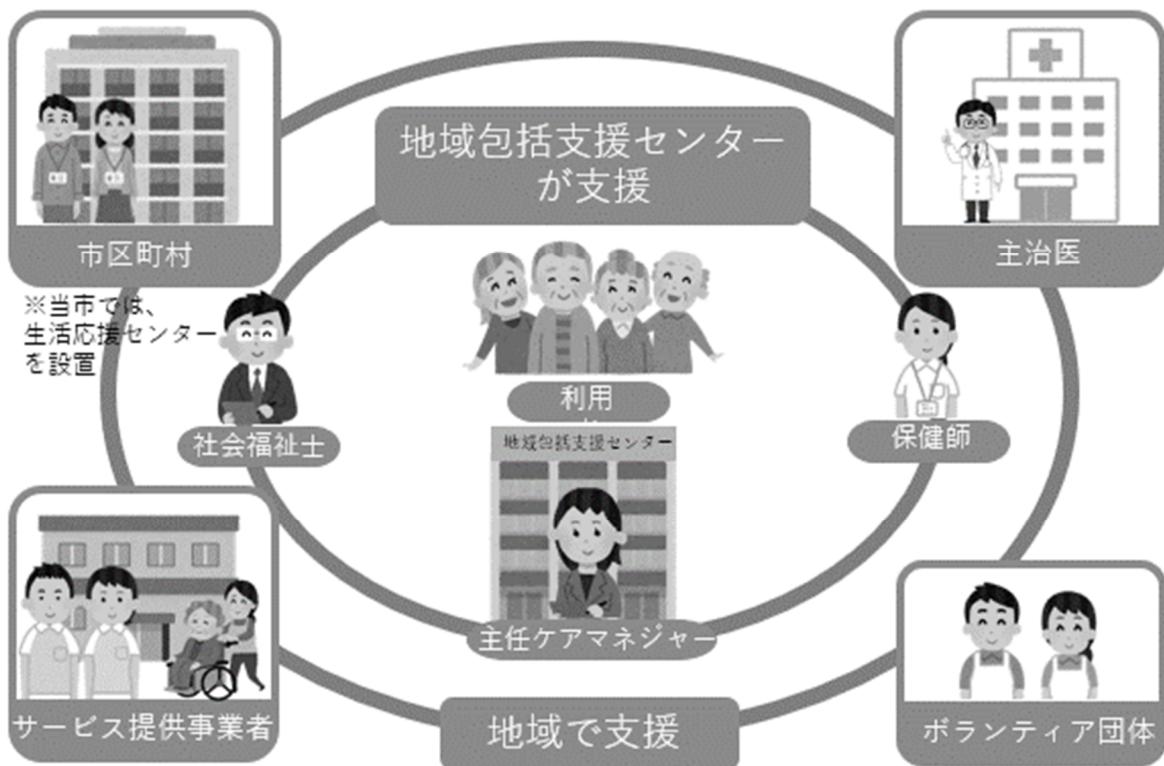
- 地域包括支援センターは、高齢者等の総合相談窓口として、社会福祉士を中心とした専門職が、多様化・複雑化したニーズに適切に対応するため、関係機関と連携して包括的・総合的な相談支援体制の構築を図りましたが、「多問題世帯」、「身寄りなし問題」等、分野を超えた重層的な支援体制がさらに求められています。
- 多様なニーズに対応するため、ケアマネジャー等に対して、実践力の向上のための研修会の開催や、居宅介護支援事業所との連絡会を開催し、情報共有・意見交換を図るなど、専門職としての資質の向上や関係機関との連携構築に努めました。
- 地域ケア個別会議を開催し、地域包括支援センターや生活応援センター、医療機関などの関係機関と連携し、個別事例の検討を通じて、地域におけるニーズの把握や地域課題の解決等につながるよう取り組みました。
- 認知症の重度化を防ぐため、発症初期から状況に応じた支援を行いました。また、「認知症 サポーター養成講座」を開催し、地域での理解や対応力の向上を目指しました。
- ニーズ調査において、介護が必要になっても自宅で暮らす意向を持っている人は 53.9% と半数以上になっています。

◆今後の方針◆

- 地域包括支援センターでは、高齢化の進展等に伴い増加する様々なニーズに対応するため、社会福祉士や保健師等の専門職を確保し、相談支援等機能の強化を図ります。また、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、関係機関と連携を図りながら、相談者の属性や世代に関わらず、断らない、つながり続ける重層的な支援体制を構築します。
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発を進め、地域での支え合いの機運を醸成します。

地域包括支援センターがみなさんを支援します

- 高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、様々な面で支援を行うための総合相談機関です。
- 生活応援センターや地域の関係機関と連携し、みんなの生活をサポートします。また、認知症の方・そのご家族への支援も行っています。



地域包括支援センターではこんなことを行います。

介護予防ケアマネジメント

- ・要支援に認定された方のケアプランの作成や、生活機能が低下している方の介護サービス等の利用を支援します。

総合相談支援

- ・高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や、解決のための支援を行います。

権利擁護

- ・高齢者の方への虐待の防止・早期発見や、悪徳商法の被害を、関係機関と連携して対応します。

包括的・継続的ケアマネジメント

- ・適切なサービスが提供されるように、地域のケアマネジャーへの助言や支援を行います。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①総合相談事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者本人、ご家族や関係者等の相談窓口として多種多様な相談に対応します。 ・相談により、どのような支援が必要であるかを把握し、関係機関や必要とする支援につなげます。 ・少子高齢化や人口減少など、社会構造が変化する中で「地域共生社会」の実現が求められています。分野を超えて地域の生活課題に対応できるよう関係機関との連携により、重層的な支援体制を構築し、包括的・総合的な相談支援体制を図ります。 ・「高齢者現況調査」を実施し、高齢者の生活の現況や緊急連絡先等を把握し、相談時の基本情報としての活用や、緊急時の迅速な対応を図るほか、孤立リスクの高い一人暮らし高齢者を把握し、保健師の訪問等必要な支援につなげます。
②包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー等に対する日常的個別指導や相談、支援困難事例への指導・助言、地域でのケアマネジャーのネットワーク構築等を行います。 ・関係機関とのネットワーク構築及びケアマネジャーの実践力向上を支援するための各種研修会を開催します。
③地域ケア個別会議の開催 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者レベルの地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行います。 ・個別事例の検討を通じて、地域課題等を把握・共有する「地域ケア個別会議(個別事例検討・地域課題抽出型)」、及びケアマネジャー等を対象に「自立支援型ケアマネジメント研修会」を開催した上で、個々のケアプランを多職種で話し合う「地域ケア個別会議(自立支援型)」を開催します。 ・把握した課題や解決策の案を地域包括ケア推進本部会議等で共有し、対応策や優先順位を協議します。
④認知症対策の取組 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員を地域包括支援センター内に設置し、認知症の発症初期から状況に応じた支援を行います。 ・「認知症サポーター養成講座」の開催等を通じ、認知症の人を地域で支えていくための啓発に取り組みます。

■主な指標 (R3～R4は実績値、R5は見込み値、R6～R8は目標値)

指標	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
地域包括支援センター・在宅介護支援センター相談件数(件)	2,079	2,898	2,800	2,800	2,800	2,800
地域ケア個別会議の開催(回)	6	10	8	8	8	8

(2) 地域ケア会議の充実

◆現状と課題◆

○個別事例の検討を通じた地域課題の抽出と地域力の向上等を図る「地域ケア個別会議（個別事例検討・地域課題抽出型）」及び、自立支援に係るケアプランを提供し、利用者の生活の質(QOL)の向上を目的とした「地域ケア個別会議（自立支援サポート型）」を開催しました。

○令和3年度（R4年3月）地域ケア推進会議による提言「住民の生活と健康を支えるつながる支援」に対する市の施策として「令和4年度釜石市包括的支援の仕組みづくり事業（厚生労働省保険局モデル事業）」を実施し令和5年度も継続しています。

◆今後の方針◆

○多様化・複雑化した個別事例の検討、利用者の生活の質(QOL)の向上に資するケアプランの検討を地域ケア個別会議で行い、地域課題の把握に努めています。

○地域包括ケアを実現するために必要な政策、施策を協議、提案します。

○釜石版地域包括ケアシステムの充実に向けて、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」に関する様々な主体の取組と連携を推進します。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
【再掲】 ①地域ケア個別会議の開催 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者レベルの地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行います。 ・個別事例の検討を通じて、地域課題等を把握・共有する「地域ケア個別会議（個別事例検討・地域課題抽出型）」、及びケアマネジャー等を対象に「自立支援型ケアマネジメント研修会」を開催した上で、個々のケアプランを多職種で話し合う「地域ケア個別会議（自立支援型）」を開催します。 ・把握した課題や解決策の案を地域包括ケア推進本部会議等で共有し、対応策や優先順位を協議します。

■主な指標（R3～R4は実績値、R5は見込み値、R6～R8は目標値）

指標	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地区センター会議（第2層協議体）の開催件数（回）	4	5	5	4	4	4

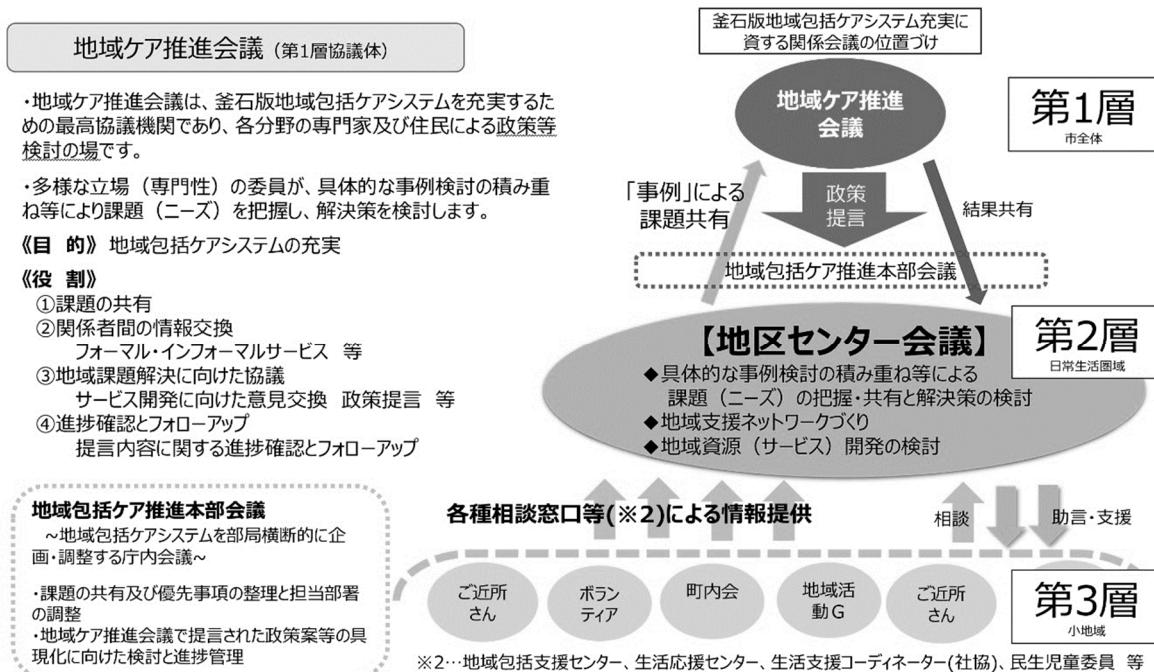
釜石版地域包括ケアシステムの充実に資する釜石市の福祉圏域(※1)と各協議体の役割

福祉圏域	対象エリア	協議体	役割
第1層	市全体	地域ケア推進会議 所管：地域包括ケア推進本部	第2層協議体等から報告された課題の共有と解決に必要な関係者間の連携及び地域づくりの推進や、包括的な地域ケア体制に資する政策形成の検討を行う。
第2層	日常生活圏域 (生活応援センターのエリア8地区)	地区センター会議 所管：各地区生活応援センター	地域会議(※2)との連動を念頭に、第3層協議体や関係機関との連携により、地域の課題を把握・共有し、課題解決支援やサービス開発の検討を行う。 地域包括ケアシステムは日常生活圏域ごとに展開
第3層	小地域 (町内会等の活動範囲)	町内会や活動グループなど 所管：各町内会や活動クラブ	(各団体の設立趣旨のとおり。但し、地域福祉計画においては、地域福祉活動を展開する基礎的なエリアとして期待されている。)

お互い様の層 普段から挨拶や声かけを行うことで「顔の見える関係づくり」を行う圏域

※1…地域福祉を推進するために必要な取組みや仕組みづくりを効果的・効率的に展開していくための地域の範囲

※2…H20年度から各地区生活応援センターエリアごとに設置された、住民による身近な課題の解決及び地域の特色を生かした魅力ある地域づくりのための会議。各地域会議の事務局は、各地区生活応援センターが担っている。



(3) 医療と介護の連携強化

◆現状と課題◆

- 釜石医師会との連携により設置された「在宅医療連携拠点チームかまいし」により、「①地域の医療・介護資源の把握」「②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討」「③医療・介護関係者の情報共有支援」「④在宅医療・介護連携に関する相談支援」「⑤医療・介護関係者の研修」「⑥地域住民への普及啓発」の6つの取組を推進してきました。
- 地域の医療と介護の関係者が連携し、包括的、継続的に医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療と介護の連携が求められる4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）を意識した取組が必要とされています。
- 「かまいし・おおつち医療情報ネットワーク（OKはまゆりネット）」は事業の構想から15年（運用開始から11年）を迎え、加入機関や利用者も増加していますが、より効果的な利用を進めるためには継続的な周知と関係機関の連携強化・情報共有が求められています。
- ニーズ調査結果からは、治療中・後遺症のある人は71.4%と多くの人が医療機関を受診している状況がわかります。
- 介護支援専門員調査では、患者や利用者のための多職種連携について、よく連携できているが、患者や利用者のための連携であるならば患者や利用者がチームの一員として参加できるような場があればいいといった意見がでています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、関係機関との連携や情報共有、支援体制の構築に取り組みました。

◆今後の方針◆

- 患者・利用者の生活の質の向上のため、引き続き、釜石医師会と連携し、医療・介護・福祉等、支え手同士の連携を推進します。
- 医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者への対応を充実させるため、医療と介護に関わる多職種での情報共有や連携による質の均一化に向けた取組を進めます。
- 高齢者が安心して生活できるよう、引き続き感染症対策に取り組んでいきます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①在宅医療・介護連携推進事業 【地域包括ケア推進本部事務局】	<p>「在宅医療連携拠点チームかまいし」の活動推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釜石医師会との連携により設置された「在宅医療連携拠点チームかまいし」が、切れ目のない在宅医療と在宅介護提供体制の構築を推進するために以下の項目に取り組みます。 <p>①地域の医療・介護資源の把握 ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ③医療・介護関係者の情報共有支援 ④在宅医療・介護連携に関する相談支援 ⑤医療・介護関係者の研修 ⑥地域住民への普及啓発</p> <p>※①～⑥の取組をベースとして、4つの場面の目指すべき姿を設定し取組を進めます。</p>
②医療情報ネットワーク (OK はまゆりネット)の構築支援 【健康推進課、地域包括ケア推進本部事務局】	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人釜石・大槌地域医療連携推進協議会（事務局：釜石医師会）が運営する医療情報ネットワークの構築・運営を支援します。
③感染症対策の推進 【高齢介護福祉課、健康推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は、感染症に罹患することで重症化するリスクが高くなるため、高齢者への介護サービス提供については、適切な感染防止対策が求められます。医療と介護と連携し、高齢者が安心して生活できるよう感染症対策に取り組みます。 <p>①市民を対象とした感染症予防に係る周知・啓発活動の実施 ②緊急時における高齢者施設等への感染防止衛生資材提供・備蓄等 ③医師会との連携による予防接種の実施 ④災害時における避難所等での感染対策の推進 ⑤感染症に関する相談体制の充実 ⑥介護事業所等のBCP策定への支援</p>

■主な指標 (R3～R5は実績値、R6～R8は目標値)

指標	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
医療従事者、介護従事者の連携に関する満足度 (11段階評価平均)	5.8	6.0	5.9	6.2	6.2	6.2
OK はまゆりネット キーワード発行件数 (件)	6,709	6,955	7,300	8,500	9,000	9,500

釜石市の在宅医療・介護連携推進に必要な
4つの場面の目指すべき姿

①日常の療養支援	②入退院支援	③急変時の対応	④看取り
医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らすことができる。	一體的でスムーズな医療・介護サービスが提供され、医療と介護の両方を必要とする本人が希望する場所で望む日常生活が過ごせる。	医療・介護・消防(救急)が円滑に連携することにより、本人の意思を尊重したうえで急変時に適切な対応ができる。	人生の最終段階における本人が望む場所での看取りが実施される。

(4) 関係機関との連携・重層的支援体制の構築

◆現状と課題◆

- 身近な相談窓口として、生活応援センター8か所のほか、在宅介護支援センターを7か所設置（委託）しており、高齢者等の相談体制を整備するとともに、困難事例や継続的な関わりが必要な事例等は地域包括支援センターにつなぎ、連携して問題解決に努めています。
- 生活応援センターは地域住民が困りごとや悩み事などを相談できる身近な場所として機能しており、生活応援センターに配置されている地域包括支援センター保健師（兼務含む）や生活応援センター職員が各関係機関と連携しながら必要な支援やサービスに結びつくことができています。
- 生活応援センターにおいて、介護予防事業や保健師による健康相談・健康教室を実施することで、高齢者介護予防や健康に対する意識啓発が図られていますが、さらに高齢化が進んでいく中で、住民同士が支え合って生活できるよう、様々な事業を通じて、住民主体の生活支援体制を構築する必要があります。
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、世代や分野を問わない重層的な支援体制が求められています。

◆今後の方針◆

- 引き続き、住民に身近な相談窓口である生活応援センターと在宅介護支援センターと地域包括支援センター等の関係機関が連携を強化することにより、高齢者等が困りごとを相談しやすく、解決に向けた取組ができる体制づくりを進めます。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、岩手県のほか、保健・医療・福祉関係者、事業者及び市民が連携・協力し合いながら、施策の推進を図っていきます。
- 令和2年に改正された社会福祉法により、市町村において地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備が求められています。当市においても対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を目指し、今ある体制・資源を有効に活用し、多機関、多職種と意識を共有して連携を高めていきます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①在宅介護支援センターとの連携推進（総合相談事業） 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談事業として、市内7か所にある在宅介護支援センターは、身近な地域の相談窓口（ブランチ）として地域包括支援センターにつなぐ役割を担います。 ・在宅介護支援センターだけでは支援が困難な場合や継続的な関わりが必要な場合、地域包括支援センターにつなぎ、連携して問題解決に努めます。

事業名・担当部署	事業内容
②生活応援センターとの連携推進 【地域包括支援センター、健康推進課、まちづくり課、地域福祉課、市民課】	・市内8か所（釜石地区・平田地区・甲子地区・小佐野地区・中妻地区・栗橋地区・鵜住居地区・唐丹地区）に設置している「生活応援センター」と連携し、相談・支援、健康づくり活動、介護予防事業を進めます。
③介護サービス事業所との連携推進 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	・介護サービス事業所との連絡会等を通じて、制度改正等の情報共有や、介護事業の現状把握と課題解決のための意見交換を行い、地域における高齢者の支援体制の充実に努めます。
④岩手県・関係団体等との連携 【高齢介護福祉課】	・本計画に基づく施策の推進にあたっては、岩手県のほか保健・医療・福祉関係者、事業者及び市民が連携・協力し合いながら、それぞれ役割を分担し参画していきます。
⑤総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化に向けた連携推進 【地域福祉課、高齢介護福祉課、地域包括支援センター、子ども課】	・公的サービスの対象とならない制度の狭間にいる人や、個々の相談支援機関では対応ができない複合的な課題を抱える世帯・人に對して、重層的な支援体制を構築するため、関係機関の連携推進に努めます。

■主な指標 (R3～R4は実績値、R5は見込み値、R6～R8は目標値)

指標	R3	R4	R5	R6	R7	R8
在宅介護支援センター相談窓口対応件数（件）	501	430	500	500	600	600

■地域包括支援センター

センター名	住所
釜石市地域包括支援センター	大渡町3-15-26

■在宅介護支援センター

センター名	住 所	担当区域
はまゆり在宅介護支援センター	釜石市小佐野町 3-9-1	野田町、定内町、甲子町第11地割、甲子町第14地割～16地割、小佐野町、小川町、桜木町
あいぜんの里在宅介護支援センター	釜石市大字平田 2-51-7	松原町、嬉石町、大平町、大字平田、平田町
鵜住居地区在宅介護支援センター (いきいき指定居宅介護支援センター)	釜石市鵜住居町 2-20-1	鵜住居町、両石町、片岸町、箱崎町、栗林町、橋野町
仙人の里在宅介護支援センター	釜石市甲子町 7-144-4	甲子町代1地割～第10地割、唐丹町鍋倉
東釜石地区在宅介護支援センター (釜石市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所)	釜石市大渡町 3-15-26	新浜町、東前町、浜町、港町、只越町、大只越町、天神町、大町、大渡町
唐丹地区在宅介護支援センター (いきいき指定唐丹居宅介護支援センター)	釜石市唐丹町字小白浜 50	唐丹町（鍋倉地区を除く）
ニチイケアセンター釜石在宅介護支援センター	釜石市中妻町 1-12-2	鈴子町、駒木町、千鳥町、中妻町、八雲町、上中島町、源太沢町、住吉町、新町、礼ヶ口町

■生活応援センター

センター名	住 所
釜石地区生活応援センター	釜石市大町 3-8-3 釜石市青葉ビル内
平田地区生活応援センター	釜石市平田町 3-1000
中妻地区生活応援センター	釜石市上中島町 2-6-36
甲子地区生活応援センター	釜石市甲子町 10-255
小佐野地区生活応援センター	釜石市小佐野町 3-4-25
鵜住居地区生活応援センター	釜石市鵜住居町 2-901
栗橋地区生活応援センター	釜石市橋野町 34-16-2
唐丹地区生活応援センター	釜石市唐丹町字小白浜 50

(令和6年3月現在)

(5) 生活支援体制の充実

◆現状と課題◆

- 生活支援コーディネーターと連携して立ち上げた、介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスB（住民主体による要支援者等への訪問型、通所型サービス）は、登録団体が8団体（令和6年1月現在：訪問1団体、通所7団体）あり、地域における住民主体による支えあいの体制づくりが進められています。
- 地域住民が主体となって要支援者等の訪問型・通所型サービスを行う方々を対象にした「支えあいサービス養成講座」の修了者は43人（令和6年1月末現在）となり、住民による地域課題解決のための活動支援を行っています。
- ニーズ調査結果を見ると、地域住民等からの支援意向を持っている高齢者は59.0%となっており、支援内容としては、安否確認や定期的な声掛け、緊急時の手助けなど、見守りに関するニーズが多く、引き続き住民同士の助け合いの必要性が高くなっています。

◆今後の方針◆

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域において生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、様々な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の社会活動の推進を一体的に図っていきます。
- 生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展を支援します。また、住民主体による介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型サービスB）補助事業を拡充・活用し、一定の基準を満たす要支援者等の日常生活を支える住民主体の活動を支援します。
- 今後の生産年齢人口の減少や介護人材不足の中で、地域における高齢者の見守りや生活支援などの需要の高まりが予測されることから、引き続き、地域住民が主体となって要支援者等の介護予防・生活支援サービスを行う方を対象にした「支えあいサービス養成講座」等を開催し、高齢者自身が「支える側」に立てるような取組や仕組みづくりに努めます。
- 引き続き地区センター会議の中で福祉的課題の抽出と対応策を検討し、地域での取組を進めています。また、生活支援コーディネーターの協力を得て地域課題の把握に努め、地域や関係機関との連携体制を構築していくことで課題解決のための地域づくりや資源開発につなげていきます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①生活支援体制整備事業 【高齢介護福祉課、生活応援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターと地区センター会議（第2層協議体）の活動を通じて、生活支援サービスの充実を図るとともに地域における支えあいの体制づくりを推進します。 ・生活支援コーディネーターは、地域包括支援センター及び生活応援センターと連携し、地域の高齢者の日常生活ニーズ及び地域資源の状況を把握するとともに、次の取組を総合的に支援・推進します。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ①資源開発：地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保 ②ネットワーク構築：関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等 ③ニーズと取組のマッチング：地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等 (2) 生活支援コーディネーターの具体的取組事項 <ul style="list-style-type: none"> ①住民主体による生活支援サービスの立上げ支援 ②生活支援の担い手の養成 ③地域課題の把握・意見交換・情報共有 ④高齢者が抱える生活課題の解決を目的とした新たな仕組みづくりの支援 ・その他生活支援コーディネーターは、生活支援等サービスの体制整備を推進していくため、地区センター会議（第2層協議体）において地域づくりにおける意識を共有し、創意工夫の上、自発的・活動的な活動に努めます。
②住民主体による活動の支援 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展を支援します。住民主体による介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型サービスB）補助事業を活用し、一定の基準を満たす要支援者等の日常生活を支える住民主体の活動を支援します。
③多様な主体による多様なサービスの創出 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO法人、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して、要支援者等の日常生活を支える多様な主体による多様なサービスの創出に努めます。
④支えあいサービス養成講座 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を支える地域づくりを推進するため、地域住民が主体となって要支援者等の介護予防・生活支援サービス（サービスB）を行う方を対象にした「支えあいサービス養成講座」を開催します。
⑤地区センター会議（第2層協議体） 【生活応援センター、高齢介護福祉課、まちづくり課】	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域ごとに地域の福祉的課題を地域の関係者で協議、共有を行い、地域で解決できることは地域で解決します。 ・8地区の課題のとりまとめを行い、把握した課題や解決策の案を地域ケア推進本部等で共有し、対応策や優先順位を協議します。 ・協議の結果、市全体の課題と捉えるべき課題や解決策の案については、地域ケア推進会議（第1層協議体）へ報告を行います。
⑥地域ケア推進会議 【地域包括ケア推進本部事務局、各担当課】	<ul style="list-style-type: none"> ・釜石版地域包括ケアシステムの充実に向けて、地域ケア個別会議や地区センター会議で把握された課題を事例により共有し、解決策について協議します。 ・事例検討を通して各委員の所属する団体等が、地域包括ケアの担い手として主体的に考える機会とすることで、具体的な取組の推進を図ります。

■主な指標 (R3～R4は実績値、R5は見込み値、R6～R8は目標値)

指標	R3	R4	R5	R6	R7	R8
サービスB登録団体数(団体)	7	8	8	8	8	8
支えあいサービス養成講座修了延べ登録者数(人)	44	43	43	50	55	60

■住民主体による介護予防・生活支援サービス(訪問・通所型サービスB)

生産年齢人口の減少や介護人材の不足などによって介護サービス供給量の低下が心配されています。そこで、要支援者等の生活支援体制を強化するため地域住民が主体となって介護予防や生活支援サービスを実施する介護予防・日常生活支援総合事業がはじめました。

今までどおり、介護の専門職が提供する訪問型サービス(ホームヘルプサービス)や通所型サービス(デイサービス)もあれば、住民主体の団体が提供する訪問型サービス(ゴミ出しや買い物代行など)や通所型サービス(通いの場)もあります。

釜石市では、この要支援者等の介護予防や生活支援サービスを実施する住民主体の団体に対し、活動に係る費用を補助しています。

この補助を受けようとする団体は、市が主催する「支えあいサービス養成講座」の修了者が一定数所属している必要があります。



買い物代行



草取り



ゴミ出し

2. 安心できる生活の実現

(1) 高齢者の権利擁護と虐待防止

◆現状と課題◆

- 社会福祉士が中心となり地域包括支援センターの総合相談支援業務の中で、高齢者の虐待を含めた権利擁護について対応しています。
- 虐待防止については、釜石警察署をはじめとする関係機関と連携し、虐待対応や相談支援を行うとともに、住民向けに説明会を開催していますが、若年層や働いている世代に対しての普及啓発が不足しています。
- 令和元年に本市・遠野市・大槌町によって設置した「釜石・遠野地域成年後見センター」を中心に、権利擁護支援の地域連携ネットワークが拡充することによって、成年後見制度の利用促進が進み、制度の利用者も増加していますが、受け手である専門職後見人が不足しています。今後は、法人後見にかかる体制整備や市民後見人が安心して受任できる体制整備等が必要になってきます。
- 虐待を受けた高齢者だけでなく、虐待を行なった養護者が精神疾患や知的・発達障がい(疑い含む)を持っているケースもあり、養護者に対する長期的な支援が必要な案件が増加しています。

◆今後の方針◆

- 引き続き、高齢者の虐待を含めた権利擁護が、地域包括支援センターの総合相談支援業務の中で、必要な高齢者に対して適切に図られるよう取り組むほか、地域住民向け説明会や研修会による周知啓発、多様な支援機関や専門職種とのさらなる連携強化に取り組みます。
- 釜石・遠野地域成年後見センターや連携市町（遠野市・大槌町）と連携を図りながら、地域の権利擁護支援にかかるネットワークを更に拡充していきます。また、関係機関と連携し、法人後見の実施にかかる取組を推進し、専門職後見人の不足に対する体制整備を図るとともに、個々の相談ケースの状況に応じて、「やむを得ない事由」による措置や「市長による成年後見制度の審判請求」等の権利擁護に関する支援を行います。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①高齢者権利擁護の推進 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や障がいなどで判断能力が不十分になんしても、その人らしく地域で安心して生活ができるよう、高齢者の権利擁護に関する取組を推進します。 ・権利擁護に関する具体的な取組として、関係機関と連携を図りながら、成年後見制度の利用促進、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応、特殊詐欺・悪質商法などの被害の未然防止や普及啓発などに努めます。

事業名・担当部署	事業内容
②成年後見制度利用支援事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力の低下により成年後見制度の利用が必要な状態にありながら、申し立てを行う親族等がいない場合、老人福祉法の規定に基づいて市長が親族等に代わり申し立てを行うことができます。 ・申し立て費用や後見人等への報酬を支払うことが経済的に困難な方に対して助成を行うことができます。 ・関係機関と連携を図りながら、成年後見制度を必要とする方が制度を適切に活用し、制度の利用が促進されるように取り組みます。
③釜石・遠野地域成年後見センターの運営 【地域ケア推進本部、高齢介護福祉課、地域包括支援センター、地域福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進・普及啓発等を図るため、本市、遠野市、大槌町の2市1町の連携により、令和元年7月1日、釜石・遠野地域成年後見センターを設置しました（釜石市社会福祉協議会に業務委託）。引き続き、制度の利用促進及び普及啓発に努めます。 ・成年後見センターは、地域包括支援センターをはじめ、関係機関と連携を図りながら、成年後見制度に関する相談対応、利用支援、成年後見人等の担い手の育成などを行い、成年後見制度の利用を必要としている方が、適切に制度を利用できるような体制を構築します。 ・成年後見センターは、成年後見制度に関わる地域連携ネットワークの中核として、広報啓発機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能があります。
④高齢者の虐待防止 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待に関する地域の相談窓口として警察や地域の福祉関係機関などと緊密に連携を図り、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応につなげます。 ・地域住民や民生委員等に対して高齢者虐待防止についての普及啓発活動を行い、高齢者が地域で安心して生活できるよう、緩やかな見守り体制の構築に取り組みます。 ・在宅や施設などで介護を受けている高齢者の虐待に関する通報・相談を受けた際には、速やかに警察や県などの関係機関と連携して適切な対応を行い、早期に虐待が解消できるように努めます。

■主な指標 (R3～R4は実績値、R5は見込み値、R6～R8は目標値)

指標	R3	R4	R5	R6	R7	R8
成年後見制度市長申立(件)	0	1	2	2	2	2
地域住民を対象とした高齢者虐待防止に関する普及啓発活動に係る説明会参加者数(人)	82	116	100	100	100	100
成年後見センターの相談支援件数(延べ人数)	412	747	800	850	900	950
市民後見人の後見等受任(件)	0	2	1	2	2	2

釜石・遠野地域成年後見センターの仕事

釜石・遠野地域成年後見センターは、釜石市社会福祉協議会が釜石市・遠野市・大槌町から委託を受けて運営しています。センターでは、認知症や障がいなどで判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などが難しくなっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度の活用をお手伝いします。



① 成年後見制度の利用支援

- 成年後見制度についての相談対応
- 制度利用（申立て）のお手伝いなど

② 市民後見人等の育成及び支援

- 市民後見人の育成及びフォローアップ研修等の実施など



③ 成年後見人等への支援

- 成年後見人等への助言・相談支援



④ 成年後見人制度の普及・啓発

- 出前講座の開催
- 市民セミナーや研修会の開催など

「成年後見制度」ってなに？

- 認知症や障がいなどがあることで、日常生活で困りごとや心配事が起きことがあります。そんな方たちが自分らしく安心して暮らせるよう、本人の気持ちを大切にし、生活や財産を守る、契約を行うなど、法的に様々な支援を行う制度です。
- 成年後見制度には、すでに判断能力が低下している場合に利用する「法定後見制度」と判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく「任意後見制度」の2つの仕組みがあります。

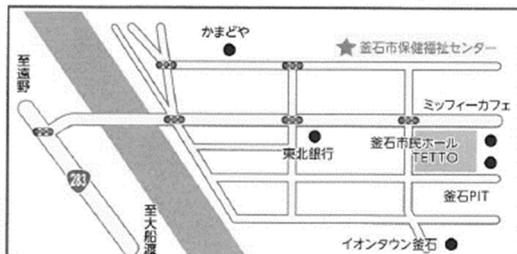
【成年後見制度】

家庭裁判所によって成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が選定されます。

【任意後見制度】

判断能力が不十分になったときに備え、誰にどのような援助をしてもらうか決めておきます。手続きは公証役場で公証人立ち会いのもと行います。

釜石・大槌地区の相談窓口
釜石市社会福祉協議会
釜石市保健福祉センター内2F
☎ 0193-27-9910



(2) 認知症の予防と共生

◆現状と課題◆

- 認知症初期集中支援チームを設置し、専門職が連携して相談対応することで、早期の病院受診や要介護認定申請に結びついています。
- 住民から要望が多い「認知症予防講話」（認知症予防教室）を保健師が担当し、「もの忘れに関する相談会」と同時開催しました。相談会では、個別相談の他にパソコンを利用した「もの忘れチェック」を行い、高齢者の不安の解消や認知症に関する意識の啓発につなげました。男性参加者が10%（13人）と少ない状況です。
- 認知症地域支援推進員が中心となった認知症サポーター養成講座や、認知症の人や家族、地域の人が気軽に集い、認知症について理解を深める「地域の居場所」としての「認知症カフェ」は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、感染拡大防止に留意して開催し、認知症に関する正しい知識の普及や理解の促進に努めました。
- 徘徊SOSネットワーク登録者数は徐々に増加しており、岩手県警察で実施している「ひかぽメール」とともに、引き続き周知啓発を進め、行方不明時に早期発見できる環境を整備する必要があります。
- 認知症の診断や治療を受けていない60歳以上の方を対象に、「あたまの健康チェックシステム」を令和5年度から導入し、頭の健康維持・増進や疾病の予防、早期発見の意義を啓発や関心を持つきっかけ作りに取り組みました。
- ニーズ調査では、重点を置くべき高齢者施策として「病気や介護・認知症にならないための予防対策」が27.6%と全体で2番目に多くなっています。
- 在宅介護実態調査では、今後の在宅生活の継続に向けて介護者が不安に感じる介護として「認知症状への対応」が26.7%と全体で最も多くなっています。

◆今後の方針◆

- 認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になること等を含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になってしまっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指すため、国が令和元年にとりまとめた「認知症施策推進大綱」は、令和4年に中間評価が行われました。その中間評価の結果や、令和5年通常国会で成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向け、国が今後策定する「認知症施策推進基本計画」の内容を踏まえて、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう取組を推進します。
- 認知症への理解や地域でのサポート体制を充実させるために、認知症サポーター養成講座や認知症カフェの普及に努めるとともに、認知症サポーターが活躍し地域で支え合う仕組みを構築します。
- あたまの健康チェックについては、事業の周知を図り、利用者数の増加を図るとともに、令和5年度に実施した方の継続を促し、頭の健康状態をグラフとして可視化することで認知症予防の意識づけを行っていきます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①認知症総合支援事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師や介護福祉士など複数の専門職が認知症の疑いのある方や認知症の方及びその家族を訪問し、相談や症状の評価を行い、本人や家族への初期支援を包括的・集中的に行い、適切な支援につなげる等自立生活をサポートします。 <p>＜もの忘れ相談会の開催＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民にとって身近な地区集会所等で認知症の個別相談会を開催し、もの忘れチェックを行うなど、認知症の早期発見・早期支援に努めます。 <p>・また、同会場で認知症初期症状や予防方法等の講話をを行い、認知症予防や早期受診の必要性について普及啓発を図ります。</p> <p>＜認知症カフェ開催支援＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方や家族、医療や介護の専門職、地域の方が気軽に参加できる「集いの場」を、地域のニーズに合わせて開催し、認知症の方が地域で安心して過ごせる環境づくりに努めます。 <p>＜認知症安心ガイド（ケアパス）の普及＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の発症に伴い起きてくる生活上の支障やその進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを具体的に示した「認知症安心ガイド（ケアパス）」を普及し、認知症に関する医療・介護資源の見える化に努めます。
②認知症高齢者徘徊SOSネットワーク事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方が行方不明（徘徊事故発生時）になった際に早期発見・早期保護するためのシステムで、徘徊が心配される高齢者を介護している家族等から情報を事前登録していただき、釜石警察署と共有します。併せて、QRコードを活用したシステム「どこシル伝言板」の普及啓発に努めます。 ・徘徊事故発生時には、防災無線での捜索協力の呼びかけや、岩手県警が安全安心情報を提供する「ぴかぽメール」の活用のほか、関係機関との連携により、早期発見・早期保護につなげます。 ・認知症高齢者が安心して生活できるよう、徘徊事故発生時における重層的な見守り体制の構築に取り組みます。
③認知症サポーターの養成及びサポーターの活動支援 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員が中心となり、地域住民や関係機関などに認知症に関する知識や情報等を伝え、認知症の人を理解し見守るサポーターを養成します。 ・また、サポーター・ステップアップ講座を開催し、受講したサポーターがチームをつくり、認知症の人や家族のニーズに合わせて活動できる体制づくりを進めます。
④認知症高齢者家族介護支援事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者を介護する家族の会「認知症の人とあゆむ会」の活動支援や、認知症高齢者を介護する家族等相互の情報交換、研修会の開催、相談、家族等の心身のケアなどを通して、介護家族や認知症高齢者を支援します。
⑤あたまの健康チェック 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の診断や治療を受けていない60歳以上の方を対象に、主に単語記憶テストとなる「あたまの健康チェックシステム」を導入し、電話を介してあたまの健康チェックを実施。あたまの健康状態に関する目安を掲示することで頭の健康維持・増進や疾病的予防、早期発見の意義を理解し、関心を持つきっかけを作ります。

■主な指標 (R3～R4は実績値、R5は見込み値、R6～R8は目標値)

指標	R3	R4	R5	R6	R7	R8
認知症カフェの開設(か所)	2	2	2	3	3	3
認知症サポートーの延人数(人)	3,837	4,095	4,400	4,700	5,000	5,300
活動サポートー実人数(人)	0	113	130	20	20	20

(3) 防災・防犯対策の推進

◆現状と課題◆

- 災害状況や対応等の変化に合わせ、水害・土砂災害のリスクが高い区域に立地している施設等の避難確保計画の更新が必要となっています。
- 福祉避難所は9カ所指定されており、社会福祉法人等と設置運営に関する協定を締結しています。今後、災害により避難所が設置された場合は、適切な感染防止対策を講じる必要があります。
- 釜石警察署の協力により、特殊詐欺被害防止に関する説明会を住民向けに実施するなど、特殊詐欺や悪質商法等から高齢者を守る取組を行いましたが、高齢者は被害に遭っても相談につながりにくいことから、地域における被害の未然防止・拡大防止の取組が求められています。
- 地域の防犯隊員の高齢化に伴う人員確保が課題となっています。

◆今後の方針◆

- 災害時に要援護高齢者等が適切に避難できるよう、要援護高齢者等の名簿情報を関係機関と共有し、災害発生時において、地域の住民が協力して避難誘導や安否確認が行える支援体制づくりに努めます。
- 引き続き、在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所等福祉関係事業所へ台風や大雨等の情報を早期に提供し、関わりのある高齢者への対応等を依頼し、防災に努めます。
- 避難確保計画について、介護事業所等と調整のうえ、見直しをしていくほか、災害に対する備えについて、物資の備蓄・調達状況の確認を行い、訓練の実施等を行います。
- 流行する特殊詐欺等の手口を把握しつつ、釜石警察署をはじめとした関係機関と連携し、より効果的な啓発活動等に取り組み、被害の未然防止に努めます。また、地域での防犯体制の確保についても検討を進めます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①防災対策の推進 【地域福祉課、高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者避難支援計画に基づき、火災や地震・豪雨などの災害発生時、関係機関や地域住民とともに、支援を必要とする高齢者の避難誘導等の安全確保に取り組みます。 ・在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所等福祉関係事業所へ台風や大雨等の情報を早期に提供し、支援が必要な高齢者の防災に努めます。 ・災害時に一般の避難所において避難所生活が困難な高齢者や障がいのある方など、何らかの特別な配慮を必要とする方については福祉避難所を活用し、安心・安全に配慮します。
②防犯対策及び高齢者の消費者被害防止の推進 【生活環境課、消費生活センター、地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化している特殊詐欺や悪質商法等から高齢者を守るため、関係機関と連携して啓発活動に取り組み、被害の未然防止に努めます。

事業名・担当部署	事業内容
③介護事業所の避難確保計画の作成 【高齢介護福祉課】	・水害・土砂災害のリスクが高い区域に立地している施設等が、非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施を徹底し、継続的な改善に取り組んでいくよう、施設等に対し指導・助言を行います。
④福祉避難所の設置 【高齢介護福祉課、地域福祉課】	・社会福祉法人等と締結した「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」に基づき、災害発生時等に一般の避難所において避難生活が困難な高齢者や障がいのある方など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する二次的避難施設の確保を図ります。

■主な指標 (R3～R4は実績値、R5は見込み値、R6～R8は目標値)

指標	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
特殊詐欺や悪質商法の防止等普及啓発活動に係る説明会参加者数（人）	0	0	50	100	100	100
特殊詐欺や悪質商法の防止等に係る出前講座参加者数（人）	0	43	30	40	40	40

(4) 高齢者の多様な住まい方の支援

◆現状と課題◆

- 介護が必要な高齢者や一人暮らし高齢者世帯がニーズに応じた住宅改修や養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護等の活用により、暮らしやすい住まいの確保に努めています。
- 高齢者の住まいに関する相談支援や養護老人ホームへの入所措置を実施している中で、経済的・身体的課題や認知症、身元引受人の不在等、対応が困難な場合があります。
- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）入所待機者実態調査では、令和5年4月1日現在の入所申込者は144人で、うち在宅待機者が47人、うち早期入所が必要な方が35人となっています。早期入所が必要な方は、令和2年4月1日現在調査の26人から9人増加しております。特別養護老人ホームに早期入所が必要な方への支援が必要です。
- 仮設住宅においてサポートセンターが担ってきた安心した日常生活をサポートする総合相談や生活支援サービス等の一部を東部地区の復興住宅を中心に見守り・傾聴業務として継続実施していますが、市内には独居高齢者や高齢者のみの世帯が多くあります。これらの世帯へも、定期的な見守りにより、生活課題や隠れているニーズを把握し、必要なサービス又は関係機関につないでいくことで、孤独感の解消や社会からの孤立の防止を図る必要があります。
- 介護支援専門員調査結果では、在宅生活の継続に必要な支援として「外出支援」や「訪問介護」の他に、「見守り」や「配食」など高齢者の安否確認に関する取組もあげられています。また、サロンや趣味活動のサークルなど定期的な通いの場が必要といった意見がでています。

◆今後の方針◆

- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自立した日常生活や社会活動を営むには、高齢者に配慮した住宅の整備や住まいの充実を図ることが重要です。そのため、安心して住み続けることができる高齢者の住まいづくりの支援や情報提供、相談支援を行い、居住・生活環境の整備・充実を図ります。また、現在は東部地区に限定されている見守り・傾聴について、将来的に市内全域で事業を展開できるよう検討していきます。
- 本市の人口減に伴い、高齢者人口も減少していますが、高齢化率は40%を超えており、独居高齢者や高齢者のみの世帯は増加しております。施設整備については、介護人材不足を考慮したうえで、慎重に検討して行く必要があります。
- 特別養護老人ホームの入所待機者に対しては、個々の状況を把握しながら、ケアマネジャー・介護事業所などの関係者と連携して必要なサービスが提供できるよう取り組みます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①介護保険施設サービスの充実 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・つねに介護が必要で自宅では介護ができない高齢者や病状が安定しリハビリに重点をおいた介護が必要な高齢者、認知症と診断された高齢者に対応した住まい（施設）を供給します。 ・利用者のニーズ等により看護小規模多機能及び介護医療院へのサービス種別の転換が見込まれます。
②介護保険の生活環境を整えるサービスの充実 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた生活環境で生活を続けることができるよう、介護保険の生活環境を整えるサービス（福祉用具貸与、特定福祉用具購入、居宅介護住宅改修等）を提供します。
③相談体制・情報提供の充実 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する高齢者の住まい方について、きめ細かな相談対応や情報提供を行うために、社会福祉士や保健師等の専門職を確保した相談窓口の対応強化と関係機関との連携強化に取り組みます。
④住宅改修助成事業 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援又は介護予防支援を受けていない被保険者について、介護支援専門員等が、住宅の手すりの取付けや段差の解消など、住環境の改善を図るための「住宅改修理由書」を作成した場合は、その作成費用を助成します。
⑤養護老人ホーム等連携強化事業（老人保護措置） 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的または環境上の理由により居宅での生活が困難な高齢者を措置入所させる施設である養護老人ホーム等との連携を密にし、要援護者の住まいの確保の充実を図るとともに、短期入所制度の効果的運用により自立を支援します。
⑥独居高齢者等見守り・傾聴事業 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・復興公営住宅が集中し、様々な地区から転居した方々が集まっている東部地区の一人暮らし高齢者等を中心に、総合相談や見守り訪問・アウトリーチ型の傾聴を定期的に行い、一人暮らし高齢者等の生活を支援します。
⑦有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る岩手県との情報連携の強化 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け住まいの質の確保、適切な介護基盤整備のために岩手県との連携強化に努めます。

■主な指標（R3～R4は実績値、R5は見込み値、R6～R8は目標値）

指標	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
住宅改修助成事業件数（件）	16	18	20	20	20	20
養護老人ホーム入所申出書提出（件）	10	14	15	15	15	15
養護老人ホームの新規入所者（人）	12	12	15	15	15	15
見守り・傾聴訪問、相談件数（件）	9,926	8,267	9,000	7,000	7,000	7,000

(5) 在宅福祉サービスの充実

◆現状と課題◆

- 一人暮らし高齢者や高齢者のみ等の世帯、心身に障害のある高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、市独自の施策として各種サービスを提供しました。配食サービス事業においては、配達ボランティアの人員不足が喫緊の課題となっています。
- 高齢者の移動支援については、市支線部バスにおいて、運転免許返納者に対し、運転経歴証明書の提示により運賃を5割引とする取組を行いました。しかし、本市の地形的な特徴から、高齢になっても車を手放せない現実があり、高齢ドライバーの事故防止の観点からもさらなる高齢者の移動支援策の構築が必要となっています。
- 介護支援専門員調査では、充実させるべきサービス及び今後、需要の増加が見込まれるサービスとして「訪問介護」が最も多くなっています。また、市街地から遠くなると利用できるサービスが限られる、理学療法士や作業療法士による専門的なりハビリを希望するといった意見がでています。
- ニーズ調査では、重点を置くべき高齢者施策の中で「高齢者の外出を支援する移動手段の確保」が38.6%と全体で最も多くなっています。また、在宅介護実態調査では、今後の在宅生活の継続に向けて介護者が不安に感じる介護の中で「外出の付添い、送迎等」が15.7%全体で5番目に多くなっています。

◆今後の方針◆

- 介護保険サービス、介護保険給付以外のサービスについて、高齢者人口の減少、介護人材不足、独居高齢者の増加と高齢者へのニーズへの対応等を調整しながら、将来の介護サービスの提供の在り方を検討しつつ、基盤整備を推進します。
- 高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスを利用したい方が速やかに利用でき、地域格差が生じないよう事業の継続を図ります。
- 高齢者の移動支援については、公共交通や他の移動支援策等の状況を勘案しながら、関係部署や事業者等と継続的に検討を進めます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①介護保険居宅サービスの充実 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域を離れずに生活を続けることができるよう、介護保険の居宅サービス（訪問介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護等）を提供します。
②老人福祉事業（介護保険制度外サービス） 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・生活管理指導短期宿泊事業 要介護認定を受けていない市内在住の高齢者が、体調不良等により居宅での生活が一時的に困難になった場合、もしくは生活習慣の指導や体調管理が必要となった場合に、養護老人ホームに入所して、心身の健康保持及び自立支援を図ります。 ・緊急通報体制等整備事業 高齢者のみの世帯や一人暮らしの重度身体障がい者に対し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与します。 ・寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 おおむね 65 歳以上の心身等の障がいにより常時臥床している寝たきり高齢者及び重度の身体障がい者に対し、使用する寝具の洗濯、乾燥及び消毒のサービスを提供することにより、寝たきり高齢者等の心身の健康保持及び介護者の身体的及び精神的な負担を軽減します。 ・福祉用具貸与事業 おおむね 65 歳以上の高齢者で要介護認定を受けていない方並びに釜石市身体障がい者福祉法施行細則及び釜石市重度身体障がい者日常生活用具給付事業において、福祉用具の給付等を受けることができない方に対し、特殊寝台及びその付属品、車椅子及びその付属品等の福祉用具を提供します。 ・訪問理美容サービス事業 加齢による心身の能力の衰え、心身の障がい及び傷病等の理由により理容所又は美容所を利用する事が困難である在宅の高齢者等に対して、理容師又は美容師を派遣し、理容または美容のサービスを提供します。 ・外出支援サービス事業 一般的の交通機関を利用することが困難な高齢者等を、自宅から福祉施設や病院等への外出を支援します。
③配食サービス事業 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの高齢者と高齢者のみの世帯及びこれに準ずる方で、傷病等の理由で調理が困難な高齢者に対し、配達員が安否を確認しながら、昼食の弁当を配食するサービスを提供します。
④保険者機能強化推進等交付金 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能強化推進等交付金を活用し、市町村特別給付、地域支援事業及び保健福祉事業等の充実に努めます。
⑤高齢者の移動手段の検討 【高齢介護福祉課、生活環境課】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の移動支援については、公共交通や他の移動支援策等の状況を勘査しながら、継続的に検討を進めます。

事業名・担当部署	事業内容
⑥高齢難聴者補聴器購入費助成事業 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	・身体障害者手帳の交付対象とならない中度難聴者（両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満、又は一側耳の聴力レベルが50デシベル以上、他側耳の聴力レベルが90デシベル未満）に対し補聴器の購入費用を助成する。
【再掲】 ⑦住民主体による活動の支援 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	・生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展を支援します。住民主体による介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型サービスB）補助事業を活用し、一定の基準を満たす要支援者等の日常生活を支える住民主体の活動を支援します。
【再掲】 ⑧支えあいサービス養成講座 【高齢介護福祉課】	・高齢者を支える地域づくりを推進するため、地域住民が主体となって要支援者等の介護予防・生活支援サービス（サービスB）を行う方を対象にした「支えあいサービス養成講座」を開催します。
【再掲】 ⑨多様な主体による多様なサービスの創出 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	・既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO法人、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して、要支援者等の日常生活を支える多様な主体による多様なサービスの創出に努めます。

■主な指標（R3～R4は実績値、R5は見込み値、R6～R8は目標値）

指標	R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活管理指導短期宿泊事業利用者数（人）	7	13	10	15	15	15
緊急通報体制等整備事業登録者数（人）	82	71	70	70	75	80
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用者数（人）	24	21	25	30	35	40
福祉用具貸与事業利用者数（人／延べ）	1	4	5	6	8	10
訪問理美容サービス事業利用者数（人／延べ）	5	8	8	8	9	10
外出支援サービス事業利用者数（人／延べ）	19	14	15	15	15	15
配食サービス事業利用者数（人／延べ）	393	425	450	450	455	460
【再掲】 サービスB登録団体数（団体）	7	8	8	8	8	8

(6) 家族介護者への支援の推進

◆現状と課題◆

- 家族介護者の身体的・心理的・経済的な負担感や不安感を和らげるため、介護方法を学ぶ教室の開催や、認知症カフェの支援、介護用品の支給等を実施しました。
- 在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所の人員体制等の都合等、事業の実施規模の偏りがあります。
- 令和5年度から介護保険に関するパンフレットをよりわかりやすいものにし、介護保険制度の周知を図りました。また、市のホームページを定期的に点検することで、よりわかりやすい内容に変えていく必要があります。
- 在宅介護実態調査では、主な介護者の働き方の状況として、「介護のために休暇を取りながら働いている」が38.8%、「介護のために労働時間を調整しながら働いている」が17.6%となっており、介護による働き方の調整が必要とされている実態が見られます。
- 在宅介護実態調査では、今後の在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護として、「認知症状への対応」の割合が最も高く26.7%となっており、次いで、「夜間の排泄(24.4%)」、「日中の排泄(17.4%)」が上位になっています。

◆今後の方針◆

- 人口減少が進み、介護人材不足の課題もある中、在宅での家族による介護は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活する上での一つの基盤となることから、家族介護者の負担感や不安感を減らすことが重要です。各業界での人材不足も懸念されることから、家族介護者が介護を理由に離職することがないよう、地域の企業等への働き方等に関する情報提供を行うとともに、家族介護者への効果的な支援について継続的に検討・実施していきます。
- 家族介護用品支給事業については、在宅介護の支援として継続して行けるよう、回数や支給金額等見直しについても検討していきます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①家族介護支援事業 【地域包括支援センター、高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護教室 高齢者を介護している家族等が、介護方法や介護予防等について学ぶ教室を開催します。 ・認知症高齢者家族介護支援事業【再掲】 認知症高齢者を介護する家族の会「認知症の人とあゆむ会」の活動支援や、認知症高齢者を介護する家族等相互の情報交換、研修会の開催、相談、家族等の心身のケアなどを通して、介護家族や認知症高齢者を支援します。 ・家族介護用品支給事業 要介護4または5の在宅要介護者を介護している低所得者の介護者に介護用品を支給し、介護者の経済的負担の軽減と要介護者の在宅生活の向上を図ります。

事業名・担当部署	事業内容
【再掲】 ②総合相談事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者本人、ご家族や関係者等の相談窓口として多種多様な相談に対応します。 ・相談により、どのような支援が必要であるかを把握し、関係機関や必要とする支援につなげます。
③介護保険制度等に関する情報提供の充実 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページや広報、パンフレットの作成等により介護保険制度の趣旨の普及を図ります。 ・地域包括支援センターや生活応援センター、在宅介護支援センターの相談窓口や各種講座・教室等の場を活用して情報提供を行います。

■主な指標 (R3～R4は実績値、R5は見込み値、R6～R8は目標値)

指標	R3	R4	R5	R6	R7	R8
家族介護教室の参加者数(人)	131	84	100	110	110	110

(7) 独居高齢者等の見守り支援

◆現状と課題◆

○少子高齢化が顕著である中、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、つながり支え合う地域の構築が必要になります。

○ニーズ調査結果では、地域住民に支援をしてほしいと考えている高齢者が 59.0%と半数以上であり、支援をしてほしい内容は、「定期的に声をかけてほしい(見守りをしてほしい)」(36.1%) となっています。

◆今後の方針◆

○地域やご近所に関心を持つ意識と、つなぐ窓口を知ることの普及を図り、市民がみんなで支え合い、安心して暮らしていける地域づくりに努めています。

○高齢者の生活の現況や緊急連絡先等を把握し、相談時の基本情報としての活用や、緊急時の迅速な対応を図るほか、孤立リスクの高い一人暮らし高齢者を把握し、保健師の訪問等必要な支援につなげます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
【再掲】 ①独居高齢者等見守り・傾聴事業 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	・復興公営住宅が集中し、様々な地区から転居した方々が集まっている東部地区の一人暮らし高齢者等を中心に、総合相談や見守り訪問・アウトリーチ型の傾聴を定期的に行い、一人暮らし高齢者等の生活を支援します。
②福祉のまちつながりサポート養成講座 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	・市民だれもが、「気づき」・「つなぎ」・「関わり」を心掛ける、支え合いの住みよい地域づくりに取り組むことを目的とし、だれもが「福祉のまちつながりサポート」を目指し、各地区において普及啓発を行います。
③高齢者現況調査 【地域包括支援センター】	・要支援・要介護認定を受けていない全ての高齢者を対象とし、調査を行うことで、特に孤立リスクが高い独居高齢者を把握し、保健師の訪問等により、必要な支援につなげています。

■主な指標 (R3～R4 は実績値、R5 は見込み値、R6～R8 は目標値)

指標	R3	R4	R5	R6	R7	R8
【再掲】 見守り・傾聴訪問、相談件数(件)	9,926	8,267	9,000	7,000	7,000	7,000
福祉のまちつながりサポート養成講座(人)	—	—	205	300	300	300

※福祉のまちつながりサポート養成講座は、R5 年度からの新規事業。

3. 健康で生きがいのある生活の充実

(1) 健康づくりと介護予防の推進

◆現状と課題◆

- 各種健（検）診の受診や健康イベントへの参加など、住民の主体的な健康づくりを促進するための健康チャレンジポイント事業では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、団体での活動の機会が制限されましたが、ウォーキングなど個人での取組が継続されました。
- 生活習慣病予防のため、各種健（検）診を実施し、未受診者に対しては受診勧奨を行っています。また、各生活応援センターを中心に健康相談や健康教育を実施していますが、参加者は固定化している現状です。
- 悩みを抱えている人への声かけや傾聴などを行うゲートキーパーがサロンを開催し、高齢者の拠り所となっていますが、ゲートキーパー自身が高齢化しています。
- 平成29年度から実施している「いきいき100歳体操」は、令和6年1月末現在で51団体が実施していますが、自生活団体の高齢化に伴い、活動を継続するのが困難な団体や次期リーダーの担い手に苦慮している様子が見られます。
- フレイルを予防するため、「認知症予防」「運動機能向上」「口腔機能向上」「低栄養予防」等の介護予防に資する健康教室・相談会を開催しています。
- ニーズ調査結果では、介護予防の取組意向として、「筋力低下予防」(34.8%)や「認知症予防」(22.1%)のニーズが上位となっています。
- 住民などを主体とした介護予防や生活支援サービスについては、訪問型サービス、通所型サービスともに登録団体があります。地域の実情に応じて、介護予防活動を実施する地域住民グループの掘り起こしと育成に取り組んでいますが、新型コロナウイルス蔓延防止対策により、ここ数年は積極的な活動に制限がありました。
- ニーズ調査結果からは、年齢が上がると、気分が沈むことやゆううつな気持ちになること、物事への関心の低下の傾向が高くなることがわかります。閉じこもり予防に関する取組の実施や、さまざまな活動に参加しやすい環境づくりが大切となっています。

◆今後の方針◆

- 健康チャレンジポイント事業の実効性を高め、継続的な健康づくりに意欲的に取り組めるよう、専用ウォーキングアプリを導入する予定です。また、ポイント利用シーンを増やすために、ウォーキングアプリと連動するスーパーアプリの導入を検討しています。
- 若い世代に向けてゲートキーパー養成講座を実施し、活動の次期リーダーの発掘と育成につなげます。
- 高齢者の自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図るために、生活習慣病等の重症化予防と生活機能の低下防止の取組を一体的に実施します。令和5年度から取組の継続のために、栄養改善事業のみならず、口腔機能向上事業や100歳体操についても保健事業と介護予防事業の一体的な実施事業とタイアップして事業を展開しており、第9期計画期間中も

引き続き実施します。

○令和7年には5人に1人が認知症になると言われ、今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症予防教室を継続して行います。

○人口減少が進み、介護人材も不足していることから、地域における生活支援サービスは今後も需要の高まりが予測されます。すでにある団体の活動を支援するとともに、元気な高齢者をはじめ住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、社会福祉法人などの多様な主体によるサービスの創出を支援し、高齢者を支える地域づくりを推進します。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①健康づくりの意識啓発 【健康推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・健康チャレンジポイント事業を実施し、各種検診の受診や健康イベントへの参加など、住民の主体的な健康づくりを促進します。
②生活習慣病予防対策 【健康推進課、市民課】	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防（一次予防）を重視し、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるよう適切な情報提供、普及啓発等を実施します。 ・生活習慣病予防を目的とした各種がん検診、特定健康診査、特定保健指導を実施するとともに、受診率の向上に努めます。 ・がんの早期発見、早期治療を目的にがん検診精密検査受診率向上に努めます。
③自殺対策・こころの健康 【健康推進課、高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加を通じて、孤立等のリスクを減らし、信頼できる人間関係づくりや自己実現に通じる取組を関係課と連携して進めます。 ・相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、必要な人が必要な時に相談できる体制を整えます。 ・悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげるゲートキーパーの養成を継続し、誰もがゲートキーパーの意識を持ち、つながり、支えあっていくことができるよう取組を進めます。
④一般介護予防事業 【地域包括支援センター、健康推進課、まちづくり課】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるように、生活応援センターや関係機関と連携して、健康づくりや介護予防の必要性を地域に周知するとともに、住民主体による介護予防（いきいき100歳体操等）の取組を支援するなど、普及啓発を図ります。 ・加齢とともに進む心身の虚弱（フレイル）を予防するため、関係機関と連携し、住民ニーズの高い「認知症予防」「口腔機能向上」「低栄養予防」等の介護予防に資する健康教室・相談会を開催し、高齢期の健康づくりを進めます。
⑤介護予防ケアマネジメント事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が要介護状態になることをできる限り予防し、自立した日常生活を送ることができるよう支援します。 ・高齢者の状況に応じて、介護予防のための事業又はサービス等が包括的、かつ効果・効率的に提供されるよう介護予防マネジメントを実施し、生活の質の向上を図ります。
⑥閉じこもり等予防事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の閉じこもりの防止、及び要支援・要介護状態になることの予防を図るために、各地域の集会所等で介護予防の知識の講義、ニュースポーツ、軽運動などの「ふれあい教室」を開催します。
⑦スポーツ教室による高齢者等健康支援事業 【地域包括支援センター、スポーツ推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等が「健康で生きがいを持ち」生活出来るよう、市民体育館を拠点として、ニュースポーツや軽体操等の健康教室を開催するとともに、地域住民のコミュニティ形成につなげます。

⑧保健事業と介護予防の 一体的な取組 【地域包括支援センター、 市民課、健康推進課】	・高齢者的心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を図るため、国保データバンクシステム（KDB）を活用し、フレイルに結び付く可能性のある（または既にフレイル）高齢者などを抽出し、保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施します。
⑨地域介護予防活動支援 事業 【地域包括支援センター】	・介護予防等に資する活動を実施する地域住民グループに対し、グループの育成及び活動を支援します。

■主な指標（R3～R4は実績値、R5は見込み値、R6～R8は目標値）

指標	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
特定健診受診率（%）	34.3	41.0	—	46.0	50.0	54.0
ゲートキーバー養成者数（人）	73	38	40	40	40	40
住民主体による通いの場 「いきいき 100 歳体操」取 組団体数（団体）	44	46	51	45	46	47
閉じこもり等予防事業参加 者（人・延べ）	1,373	1,473	1,500	1,600	1,600	1,600

※R5 年度特定健診受診率（法定報告値）は、令和6年秋公表予定

フレイルを予防し元気に過ごしましょう

新型コロナウイルス感染症予防のために、外出を控えて、運動や人とふれあう機会が減少してしまった方も多いのではないでしょうか。

今の状態が長く続いてしまうことで、こころやからだの健康への影響が心配されます。外出自粛の中でも、ご自宅でできることにみんなで取り組み、元気に過ごしましょう。



ウイルスへの感染を予防しましょう！

- ・感染が流行している地域への移動、感染が流行している地域からの移動は控えましょう。
- ・外出時は、咳エチケットや手洗いの徹底に努めましょう。
- ・「密閉」、「密集」、「密接」の“3つの密”を避けましょう。

※3つの密とは、

「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場所」

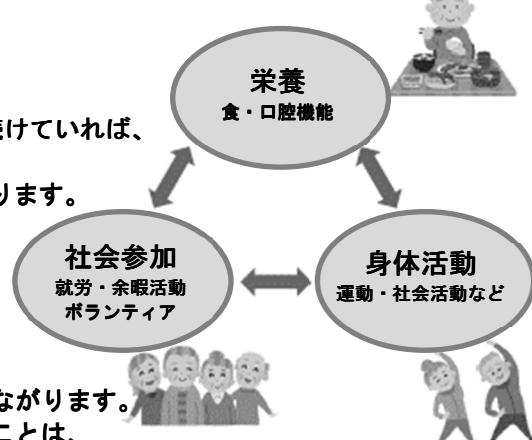


フレイルを予防しましょう！

○フレイルとは？

こころやからだの活力が低下し、このまま生活を続けていれば、介護が必要になる可能性が高い状態のことです。

いわば「健康」と「介護が必要な状態」の間になります。



○フレイルを予防するためには・・・

フレイル予防には、3つの柱があります。

「栄養」「運動」「社会参加」です。

十分な栄養摂取と適度な運動で体力づくり、

積極的な社会参加がフレイルを予防することにつながります。

地域で集まり、体操やおしゃべりを楽しんでいたことは、

自然とフレイル予防につながっていました。

集まることが難しいときは、自宅で取り組める運動等を取り入れ、

フレイル予防に努めましょう。

※各地区生活応援センターで「フレイル予防リーフレット」を配布しています



できる運動はつづけましょう！

- ①人ごみを避けて散歩しましょう。
- ②家事や軽作業などで身体を動かしましょう。
(畑仕事、庭掃除、片づけ)
- ③普段している体操を自宅で続けましょう。
(テレビ体操、ストレッチ体操)



(2) 高齢者の社会参加の推進

◆現状と課題◆

- 敬老事業や老人クラブ活動に参加することにより、閉じこもり予防や生きがいの創出が図られていますが、新型コロナウイルスの影響により活動縮小の傾向が見られるため、安全に配慮した社会活動が行えるように支援することが重要となっています。
- 高齢者が主体的に学べるよう、保健、医療、福祉などの日常生活にかかわる内容や文化、教養に関する内容など、学習機会の提供に努めました。
- 老人福祉センターにおいて、生活や健康などの各種相談や、健康の増進、教養の向上等の活動支援を行いました。利用満足度が高く、高齢者福祉に寄与していますが、建物が老朽化してきています。

◆今後の方針◆

- 令和5年に新型コロナウイルスの感染法上の取扱いが5類に引き下げられましたが、引き続き、感染症の流行に留意しながら、新規地域住民グループの掘り起こしと育成、仲間づくり・趣味活動・スポーツ活動等を支援し、高齢者の生きがい・社会参加・健康づくりを推進していきます。
- 引き続き、関係団体等と連携しながら各種講座を開催し、多様な学習機会の充実を図っていくとともに、公民館では、世代間交流を図る取組や、文化や健康に関する事業等を行い、地域コミュニティ形成の推進や地域住民の教養の向上を図ります。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①敬老事業 【高齢介護福祉課】	・多年にわたり郷土の発展に尽くした高齢者に対し、敬老の意を表し長寿を祝うため、敬老会を開催するとともに、敬老祝金等を支給します。
②老人クラブ活動への支援（老人クラブ補助事業） 【高齢介護福祉課】	・仲間づくりや趣味活動、スポーツ活動等を通じた健康と生きがいづくりの取組を支援します。 ・友愛活動や奉仕活動など高齢者の社会参加・生きがい対策の推進組織である老人クラブの活動を支援します。
③学習機会の充実と成果の還元 【まちづくり課】	・保健、医療、福祉などの日常生活にかかわる内容や文化、教養に関する内容など、高齢者が主体的に学べるよう適切な学習機会を提供します。また、その知識や学習による成果を地域やさまざまな活動に還元する取組を推進します。
④老人福祉センター運営事業 【高齢介護福祉課】	・高齢者が健康で明るい生活を送ることができるように、生活や健康などの各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの活動支援を行います。
【再掲】 ⑤住民主体による活動の支援 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	・生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展を支援します。 住民主体による介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型サービスB）補助事業を活用し、一定の基準を満たす要支援者等の日常生活を支える住民主体の活動を支援します。

事業名・担当部署	事業内容
【再掲】 ⑥地域介護予防活動支援事業 【地域包括支援センター】	・介護予防等に資する活動を実施する地域住民グループに対し、グループの育成及び活動を支援します。
【再掲】 ⑦支えあいサービス養成講座 【高齢介護福祉課】	・高齢者を支える地域づくりを推進するため、地域住民が主体となって要支援者等の介護予防・生活支援サービス（サービスB）を行う方を対象にした「支えあいサービス養成講座」を開催します。

■主な指標（R3～R4は実績値、R5は見込み値、R6～R8は目標値）

指標	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
老人クラブ数（団体）	28	25	25	25	25	25
老人福祉センター利用者数（人／延べ）	2,174	2,322	2,500	2,600	2,700	2,800
市民一人当たり生涯学習関連講座への参加回数（回／年）	0.4	0.4	0.5	0.7	0.8	0.8
市民一人当たり公民館利用回数（回／年）	1.6	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9
【再掲】 支えあいサービス養成講座修了延べ登録者数（人）	44	43	43	50	55	60

(3) 高齢者の就労支援

◆現状と課題◆

- 高齢者が培ってきた知識・経験・技能などを活かし、就労を通じて社会貢献できるよう、高齢者の雇用促進など、事業者への普及啓発を進めるとともに、高齢者に短期的または軽易な仕事を提供するシルバー人材センターの運営を支援しています。
- ニーズ調査結果では、重点を置くべき高齢者施策の中で、「雇用・就業機会の確保」が70～74歳の層において他の年齢層よりも多くなっています。
- 岩手県内の全就業者に占める高齢者の割合は、平成22年度が12.2%、平成27年度が14.9%、令和2年度においては18.2%となっており、平成22年度と比較して6ポイント増加しています（資料：国勢調査）。

◆今後の方針◆

- 引き続き、日常生活に合わせた臨時的、短期的な就業機会を高齢者に提供するシルバー人材センターへの支援を行っていきます。
- 就労的活動支援についても、関係機関と連携し、継続して取り組んでいきます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①釜石市シルバー人材センター運営費補助事業 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に合わせた臨時的、短期的な就業機会を高齢者に提供するシルバー人材センターへの支援を行います。
②就労的活動支援体制の構築 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・就労的活動ができる場所と就労的活動を提供したい方とをマッチングし、役割がある形で高齢者等の社会参加・就労の促進を図るための検討を進めます。 ・地域包括支援センターの総合相談支援の中で、就労支援機関へのつなぎを行います。 ・釜石市社会福祉協議会に運営委託している「くらし・しごと相談所」との連携や、就労に係る活動団体との連携を推進します。

■主な指標（R3～R4は実績値、R5は見込み値、R6～R8は目標値）

指標	R3	R4	R5	R6	R7	R8
シルバー人材センター登録者（人）	325	336	335	340	340	340

4. 介護保険事業の円滑な運営と専門性の向上

(1) 介護保険制度の適正な運営

◆現状と課題◆

- 介護保険制度の持続可能性の確保のため、介護給付費等の適正化や、介護サービス事業所の適正な運営とサービスの質の確保のための取組を行いましたが、新型コロナウイルスの影響により集団指導ができなかったことから、今後、集団指導にも取り組んでいく必要があります。
- 要介護認定事業では、認定申請相談時において、申請の必要性（介護サービスを利用する見込みの無い人、総合事業や他の社会資源の利用が適切な人）の判断、適切な申請のタイミングに係る、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・医療機関等との調整が課題となっています。
- 基本チェックリストを実施することで、生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、介護予防・日常生活支援総合事業へつなげることにより状態悪化の防止に努めました。

◆今後の方針◆

- 引き続き、限られた資源を効率的・効果的に活用するためにも、介護給付の適正化事業に取り組み、介護保険制度の持続可能性の確保に努めます。
- 高齢者の必要とする介護サービスを迅速かつ適正に受けられるよう、滞りなく事務を遂行します。
- 要介護認定事業においては、認定調査員の資質向上・調査票の全件二重点検を継続するとともに、調査票作成のICT化・DX化も検討し、調査票の平準化を進めます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①要介護認定事業 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定または要支援認定に該当するか否か、また、その程度はどのくらいかを判定します。 ①要介護認定の必要性・適切な時期の相談、申請受付 ②要介護認定調査の実施及び全件点検 ③主治医意見書徵取 ④審査資料作成及び介護サービス計画作成に関する資料提示 ⑤受給者台帳整備 ⑥要介護認定システム管理
②介護認定審査会事業 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護または要支援の認定申請があった被保険者の要介護度を審査・判定する介護認定審査会の運営を大槌町と共同で実施します。
③介護給付費等適正化事業 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付の適正化を図り、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険の信頼性を高めます。 ①要介護認定の適正化 ②ケアプラン点検 ③医療情報との突合・縦覧点検
④事業所への適切な指導・監査の実施 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所の適正な運営とサービスの質を確保し、より良いケアを実現するために、効果的な指導を実施します。 ・不適切事例の情報を得た際は、関係機関との情報交換及び連携により、迅速に適正化への措置を講じます。 ・改善が必要な事案に対し、公正かつ適切な措置をとることを目的に監査を実施します。
⑤基本チェックリストの実施 【高齢介護福祉課、地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・必ずしも要介護認定を受けなくても必要なサービス（介護予防・生活支援サービス事業、訪問型サービス、通所型サービス等）が利用できるよう、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認する基本チェックリストを実施してサービス利用につなげます。

■主な指標（R3～R4は実績値、R5は見込み値、R6～R8は目標値）

指標	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
介護認定審査会開催件数（回）	91	90	91	91	91	91
介護サービス事業所実地指導件数（件）	10	8	7	7	7	8
基本チェックリスト実施による介護予防・生活支援サービス事業対象者数（人）	14	12	14	16	18	20

(2) 介護保険制度等に関する情報提供の充実

◆現状と課題◆

- 高齢者等にわかりやすい介護保険制度の各種パンフレットを作成し、相談窓口等で情報提供を行っています。また、地域包括支援センター、各地区生活応援センター、在宅介護支援センターの相談窓口や各種講座・教室等の場を活用して周知に努めています。
- 65歳を迎え、介護保険の第1号被保険者になった方を対象に介護保険制度及び介護予防についての説明会を開催していますが、参加人数が少ない状況です。

◆今後の方針◆

- 高齢者が自立に資するサービスを適切に利用するためには、各種サービスの内容を理解することが重要であることから、介護保険をはじめとする各種サービス等についての周知を図るとともに、高齢者やその家族が安心してサービスを利用できるように、引き続き、身近な地域での相談支援体制の充実や窓口の周知に努めます。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
【再掲】 ①介護保険制度等に関する情報提供の充実 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページや広報、パンフレットの作成等により介護保険制度の趣旨の普及を図ります。 ・地域包括支援センターや生活応援センター、在宅介護支援センターの相談窓口や各種講座・教室等の場を活用して情報提供を行います。
②介護保険制度説明会 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳を迎え、介護保険の第1号被保険者になった方を対象に介護保険の説明会を開催します。

■主な指標 (R3～R4は実績値、R5は見込み値、R6～R8は目標値)

指標	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護保険制度説明会参加者数(人)	41	24	25	30	30	30

(3) 介護人材育成と介護保険事業者への支援

◆現状と課題◆

- 福祉人材確保型奨学金返還補助金や福祉人材確保型定住奨励金、医療・福祉等従事者奨学資金貸付を通して医療・福祉人材の確保に努めていますが、人材不足が一層深刻化しています。
- 介護に携わる人材の確保だけではなく、すでに就労している人材の定着や離職防止に向けた取組が重要です。
- 介護サービス事業参入意向等調査では、介護人材確保・定着のため行政（国・県・市）に望む施策について「介護報酬の全体的引上げ」「賃金・待遇改善施策の充実・強化」「有資格離職者・潜在有資格者の（再）就職支援」が上位となっています。

◆今後の方針◆

- 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、引き続き、奨励金等の給付事業を行うとともに、経済的な支援だけではなく事業所や関係機関と連携を図りながら、持続可能で有効な人材確保に関する取組を行います。
- 国や県と連携を図りながら、介護ロボット・ICT の導入による介護従事者の身体的負担の軽減、介護現場の業務効率化に向けた「電子申請・届出システム」の運用開始に向けて準備を進めていくなど、人材の定着や離職防止に向けた取組を進めています。

■主な事業

事業名・担当部署	事業内容
①介護人材確保等事業 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所や関係機関と連携を図りながら、持続可能で有効な介護人材の確保に努めます。 ・多様な人材の参入、就職後の定着促進及び職場環境の改善やキャリアアップなど介護人材確保に寄与する取組を推進します。
②福祉人材確保型奨学金返還補助金 【地域福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の方で、市が指定する資格に基づき医療・福祉関係の事業所等で就労し、現に奨学金を返還している方を対象として、奨学金の返還金額の一部を補助します。
③福祉（医療）人材確保型定住奨励金 【地域福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・市外から転入及び民間の賃貸住宅に居住し、市が指定する医療・福祉関係の事業所等で働く方を対象に定住奨励金を支給します。
④医療・福祉等従事者奨学資金貸付 【健康推進課、子ども課、高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉等人材の養成及び確保を図ることを目的に、学校等に在学し、医療・福祉等の資格の取得を目指す学生を支援するために無利子での修学資金の貸付けを行います。
【再掲】 ⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー等に対する日常的個別指導や相談、支援困難事例への指導・助言、地域でのケアマネジャーのネットワーク構築等を行います。 ・関係機関とのネットワーク構築及びケアマネジャーの実践力向上を支援するための各種研修会を開催します。
⑥自立支援型ケアマネジメント研修事業 【地域包括支援センター】	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー等を対象とした自立支援型ケアマネジメントスキルを修得するための研修会を実施します。

事業名・担当部署	事業内容
【再掲】 ⑦就労的活動支援体制の構築 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> 就労的活動ができる場所と就労的活動を提供したい方とをマッチングし、役割がある形で高齢者等の社会参加・就労の促進を図るための検討を進めます。 地域包括支援センターの総合相談支援の中で、就労支援機関へのつなぎを行います。 釜石市社会福祉協議会に運営委託している「くらし・しごと相談所」との連携や、就労に係る活動団体との連携を推進します。
⑧介護ロボット・ICTの導入支援 【高齢介護福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> 介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化を目的とした介護ロボット・ICTの導入や普及に向けて国や岩手県と連携を図りながら情報提供に努めます。

■主な指標 (R3～R4は実績値、R5は見込み値、R6～R8は目標値)

指標	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護サービス事業所の職員・スタッフの充足状況「十分確保されている」と回答した割合	—	—	40%	—	—	50%以上
福祉人材確保型奨学金返還補助金利用者数（人） ※R6年度からは定住推進事業と統合	12	7	9	10	10	10
福祉（医療）人材確保型定住奨励金利用者数（人） ※R6年度からは定住推進事業と統合	3	3	2	3	3	3
医療・福祉等従事者奨学資金貸付利用者数（人）	5	7	11	15	15	15
自立支援型ケアマネジメント研修開催数（回）	5	0	0	1	1	1
【再掲】 就労的活動相談件数（件）	—	—	—	10	20	30

第2章 介護サービスの見込み量と介護保険料の算出

1. 目標年次までの将来推計

(1) 人口推計

計画最終年の令和8年における本市の総人口は、27,950 人になると予測されています。

年齢階層別に見ると、各階層で減少しており令和8年の生産年齢人口は14,426人(51.6%)、高齢者人口は11,399人(40.8%)となっています。

一方、高齢者人口の内訳を見ると、75歳以上の後期高齢者数は横ばいとなっており、高齢者人口に占める割合は年々増加しています。

■人口推計値

	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年
総人口	29,390	28,665	27,950	25,208
年少人口(0~14歳)	2,410	2,272	2,125	1,630
総人口に占める割合	9.2%	8.9%	7.6%	6.5%
生産年齢人口(15~64歳)	15,022	14,720	14,426	13,123
総人口に占める割合	50.8%	50.9%	51.6%	52.1%
高齢者人口(65歳以上)	11,958	11,673	11,399	10,455
総人口に占める割合	40.0%	40.2%	40.8%	41.5%
前期高齢者	4,985	4,697	4,457	3,835
高齢者人口に占める割合	44.8%	44.1%	39.1%	36.7%
後期高齢者	6,973	6,976	6,942	6,620
高齢者人口に占める割合	55.2%	55.9%	60.9%	63.3%

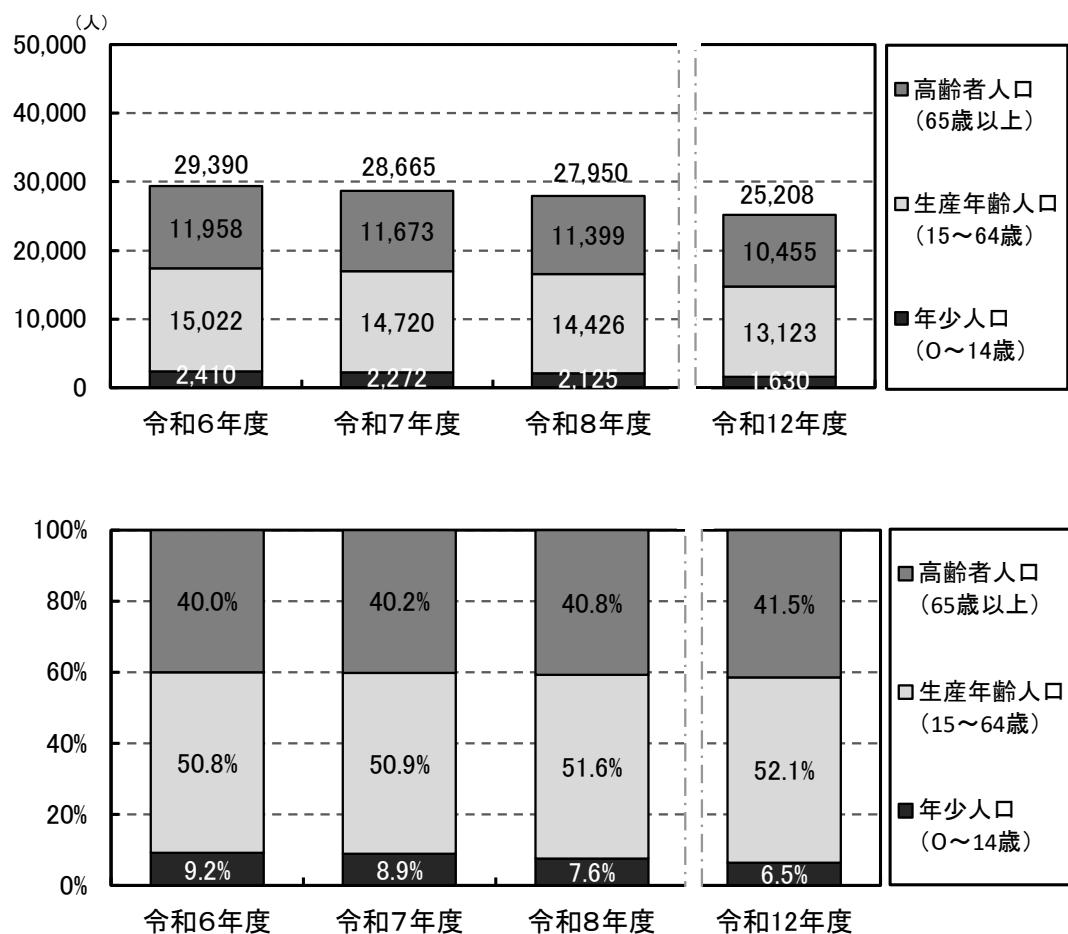
※令和3年と令和4年、令和4年と令和5年の実績をもとにコーホート変化率法により推計しています。

※コーホート変化率法：コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことを言い、コーホート変化率法とは、その集団ごとの過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

※本計画の上位計画である「第六次釜石市総合計画」では、釜石市人口ビジョンによる人口推計と将来展望を示していますが、本計画では、介護保険料の算定にあたり独自推計を行っています。

◆(参考)釜石市人口ビジョンによる目標値

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
人口ビジョン目標値	36,628人	34,518人	32,388人	30,481人	28,702人	27,094人



2. 被保険者数と要介護認定者数の推計

(1) 被保険者（第1号、第2号）の推計

被保険者数は減少を続け、計画最終年の令和8年には20,275人になると見込まれます。被保険者に占める割合は、第1号被保険者は56%台、第2号被保険者数は43%台で推移する見込みとなっています。

■第1号・第2号被保険者数の推計

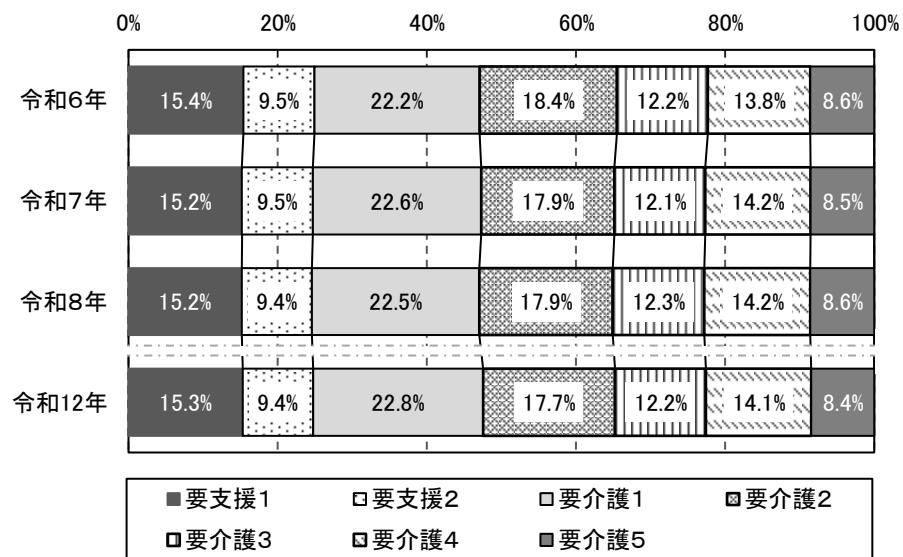
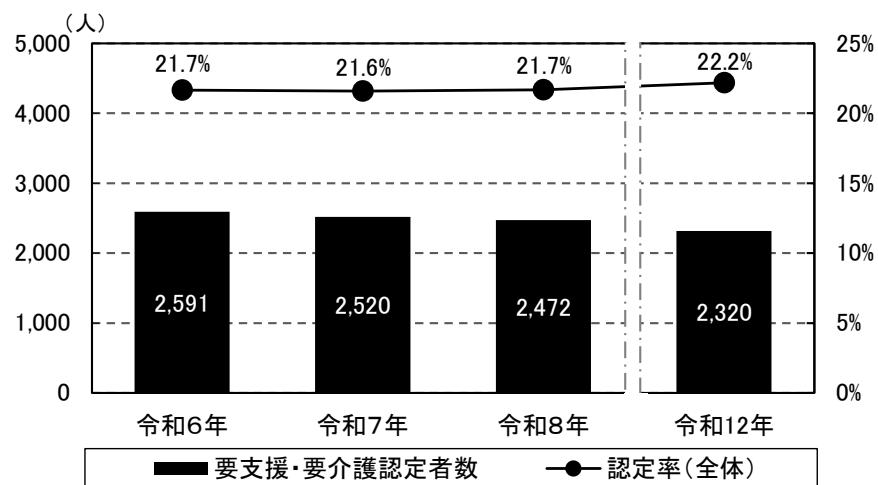
	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年
被保険者数	21,234	20,754	20,275	18,402
第1号被保険者	11,958	11,673	11,399	10,455
被保険者数に占める割合	56.3%	56.2%	56.2%	56.8%
65歳～74歳	4,985	4,697	4,457	3,835
被保険者数に占める割合	23.5%	22.6%	22.0%	20.8%
75歳以上	6,973	6,976	6,942	6,620
被保険者数に占める割合	32.8%	33.6%	34.2%	36.0%
第2号被保険者	9,276	9,081	8,876	7,947
被保険者数に占める割合	43.7%	43.8%	43.8%	43.2%

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

本市の人口推計結果及び要支援・要介護認定者の認定率の実績などを踏まえ、令和6年度以降の要支援・要介護認定者数を推計した結果、令和6年度は2,591人、令和7年度は2,520人、令和8年度は2,472人と減少傾向で推移する込みですが、高齢者数の減少幅が大きく、また長寿化により要支援・要介護等となる後期高齢者の割合が高くなり、認定率は増加する見込みです。

■要支援・要介護認定者数の推計

	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年
第1号被保険者数 A	11,958	11,673	11,399	10,455
要支援・要介護認定者数 B	2,591	2,520	2,472	2,320
第2号被保険者数	40	41	41	35
第1号被保険者数	2,551	2,479	2,431	2,285
認定率 B/A	21.7%	21.6%	21.7%	22.2%



3. 各サービス量の見込み

(1) 基本的事項

- 第9期計画期間となる令和6年度から令和8年度までの要介護認定者数に応じたサービス別需要量を見込みます。
- サービス別需要量の算定にあたっては、これまでの利用実績を基に、今後のサービス提供事業者による基盤整備の動向や利用者数の伸び等を考慮して算出しています。

●施設・居住系サービスの整備状況（令和6年1月末現在）

区分	施設数	定員数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3	206
介護老人保健施設	2	192
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	49
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	9	117
※うち1施設（定員9人）休止中		

●小規模多機能型居宅介護の整備状況（令和6年1月末現在）

区分	施設数	定員数 登録／宿泊
小規模多機能型居宅介護	3	83／24

●短期入所生活介護の整備状況（令和6年1月末現在）

区分	施設数	定員数
短期入所生活介護（ショートステイ）	4	64

●有料老人ホームの整備状況（令和6年1月末現在）

区分	施設数	定員数
有料老人ホーム（住宅型）	4	64

(2) 基盤整備

- 本計画において、介護老人保健施設から介護医療院へ、また、小規模多機能型居宅介護から看護小規模多機能型居宅介護へのサービスの転換を見込みます。

●基盤整備計画（サービス種別転換分）※設置数（ ）内は定員

区分	転換	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護医療院	介護老人保健施設からの転換	1 (70)	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護からの転換	1 (29)	—	—

(3) 介護保険サービス量の見込み

1) 居宅サービス

①訪問介護

ホームヘルパーが介護を要する高齢者等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、清掃等の生活支援を行うサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(回/年)	100,922	100,922		97,788	97,788		95,591	95,591	
利用者数見込み(人/年)	4,596	4,596		4,440	4,440		4,344	4,344	

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴車により利用者宅を訪問し、入浴の介助をするサービスです。

このサービスは、基本的には重度認定者を中心に提供されるサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(回/年)	2,268	2,268	0	2,179	2,179	0	2,131	2,131	0
利用者数見込み(人/年)	612	612	0	588	588	0	576	576	0

③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護ステーション等から看護師などが家庭を訪問し、医師の管理下において療養上の世話や診療の補助をするサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(回/年)	14,230	11,036	3,194	13,783	10,754	3,029	13,329	10,300	3,029
利用者数見込み(人/年)	1,908	1,452	456	1,848	1,416	432	1,788	1,356	432

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が家庭を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(回/年)	5,170	4,313	857	5,081	4,224	857	5,081	4,224	857
利用者数見込み(人/年)	648	564	84	636	552	84	636	552	84

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科衛生士等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	3,840	3,732	108	3,708	3,600	108	3,600	3,492	108

⑥通所介護

デイサービスセンターなどに通い、施設で食事や入浴の提供など日常生活の世話や機能訓練等を受けるサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(回/年)	39,064	39,064		37,769	37,769		36,968	36,968	
利用者数見込み(人/年)	4,728	4,728		4,572	4,572		4,476	4,476	

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

心身機能の維持回復のため、医療施設や介護老人保健施設等に通い、理学療法士等によるリハビリテーションを受けるサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(回/年)	6,613	6,613	-	6,484	6,484	-	6,296	6,296	-
利用者数見込み(人/年)	1,764	1,260	504	1,728	1,236	492	1,668	1,200	468

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

家族介護者等が疾病や介護疲れ、旅行等により一時的に介護が困難になった場合に、介護老人福祉施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話及び機能訓練などを受けるサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(日/年)	24,440	24,188	252	23,588	23,336	252	23,131	22,879	252
利用者数見込み(人/年)	2,112	2,064	48	2,040	1,992	48	2,004	1,956	48

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、必要な看護や医学的管理下での介護・機能訓練等を受けるサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(日/年)	862	862	0	862	862	0	862	862	0
利用者数見込み(人/年)	84	84	0	84	84	0	84	84	0

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス等の施設が介護保険事業者の指定を受け、介護サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の世話や機能訓練を行うサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	360	360	24	348	348	24	348	348	24

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いすや特殊ベッド等、国が定める種目の福祉用具を貸し出すサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
利用者数見込み(人/年)	10,176	8,472	1,704	9,792	8,148	1,644	9,576	7,968	1,608

⑫特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

福祉用具のうち入浴又は排せつに使用するもの等を販売するサービスで、費用の一部を支給します。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(千円/年)	6,118	4,676	1,442	6,118	4,676	1,442	6,118	4,676	1,442
利用者数見込み(人/年)	192	144	48	192	144	48	192	144	48

2) 住宅改修・介護予防住宅改修

住宅の手すりの取付けや段差の解消など、住環境の改善を図るための費用の一部を支給します。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(千円/年)	20,513	12,425	8,088	20,513	12,425	8,088	20,513	12,425	8,088
利用者数見込み(人/年)	240	132	108	240	132	108	240	132	108

3) 居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護認定者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて居宅サービスなどを適切に利用できるように、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、利用するサービスを確保するために、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整を行うサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	14,508	12,072	2,436	14,052	11,688	2,364	13,716	11,412	2,304

4) 地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	12	12	△	12	12	△	12	12	△

②夜間対応型訪問介護

夜間に定期的に巡回または随時の通報により、訪問看護員が居宅を訪問し、入浴・排泄などの介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行うサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	0	0	△	0	0	△	0	0	△

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

利用者が、できるだけ居宅で能力に応じた日常生活が営めるように、「通い」ながら入浴など日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(回/年)	2,716	2,716	0	2,616	2,616	0	2,616	2,616	0
利用者数見込み(人/年)	276	276	0	264	264	0	264	264	0

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心としながら、随時、利用者の希望に応じ、「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供するサービスです。1事業所当たりの登録者数は25人程度とし、「通い」の利用者は15人程度、「泊まり」の利用者は5~9人程度となります。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	540	528	12	516	504	12	504	492	12

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

比較的軽い認知症の人が、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を受けながら共同生活を行い、機能の維持や回復を図るサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	1,272	1,260	12	1,236	1,224	12	1,224	1,212	12

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護（要介護1～5）認定を受けた人を対象とする定員29人以下の小規模特別養護老人ホームで、圏域内の利用者を中心に入所サービスを提供する施設です。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	588	588	△	588	588	△	588	588	△

⑦地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模のデイサービスで、食事や入浴の提供など日常生活の世話や機能訓練を受けるサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(回/年)	7,781	7,781	△	7,577	7,577	△	7,510	7,510	△
利用者数見込み(人/年)	1,296	1,296	△	1,260	1,260	△	1,248	1,248	△

⑧看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」（介護と看護）、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられるサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	348	348	△	348	348	△	348	348	△

5) 介護保険施設サービス**①介護老人福祉施設**

特別養護老人ホームのことであり、自宅で介護サービスを受けながら生活を続けることが困難な要介護者等を対象とし、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話等のサービスを提供する施設です。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	2,592	2,592	△	2,592	2,592	△	2,592	2,592	△

②介護老人保健施設

症状が安定した要介護者等に対し、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話をを行う施設です。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	1,440	1,440	△	1,440	1,440	△	1,440	1,440	△

③介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に行う新たなサービスです。

	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	合計	介護	予防	合計	介護	予防	合計	介護	予防
必要量(人/年)	840	840	△	840	840	△	840	840	△

（4）地域支援事業の見込み

高齢者が要介護状態になることを予防し、要介護状態になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業や任意事業など地域支援事業に取り組みます。

4. 介護保険事業の費用見込み

(1) 介護サービスの給付費見込み

介護保険サービス量の見込みに基づき、介護サービスの給付費を推計しています。

■介護給付費推計

(単位：千円)

サービス項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
(1)在宅サービス	1,624,007	1,574,597	1,542,669	4,741,273
(2)居住系サービス	396,120	385,314	382,349	1,163,783
(3)施設サービス	1,552,632	1,554,596	1,554,596	4,661,824
介護サービス給付費計(Ⅰ)	3,572,759	3,514,507	3,479,614	10,566,880

(2) 介護予防サービスの給付費見込み

前述の介護保険サービスの必要量に基づき、介護予防サービスの給付費を推計しています。

■介護予防給付費推計

(単位：千円)

サービス項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
(1)在宅サービス	63,461	61,897	60,598	185,956
(2)居住系サービス	4,774	4,780	4,780	14,334
介護予防サービス給付費計(Ⅱ)	68,235	66,677	65,378	200,290

(3) その他の給付費見込み

■その他給付費推計

(単位：千円)

サービス項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
(1)その他給付費(Ⅲ)	227,439	229,532	228,325	685,296
①特定入所者介護サービス費等	142,815	144,132	143,374	430,321
②高額介護サービス費等	73,496	74,184	73,794	221,474
③高額医療合算サービス費等	7,805	7,867	7,825	23,497
④審査支払手数料	3,323	3,349	3,332	10,004

(単位：千円)

標準給付費見込額 (Ⅳ) = (Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)	3,868,433	3,810,716	3,773,317	11,452,466
-------------------------------	-----------	-----------	-----------	------------

(4) 地域支援事業費見込み

■地域支援事業費の見込み

(単位:千円)

サービス項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
地域支援事業費見込額	228,489	228,489	228,399	685,377
介護予防・日常生活支援総合事業費	112,641	112,641	112,551	337,833
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	87,349	87,349	87,349	262,047
包括的支援事業(社会保障充実分)	28,499	28,499	28,499	85,497

(5) 介護保険事業の総事業費見込み

■総事業費の見込み

(単位:千円)

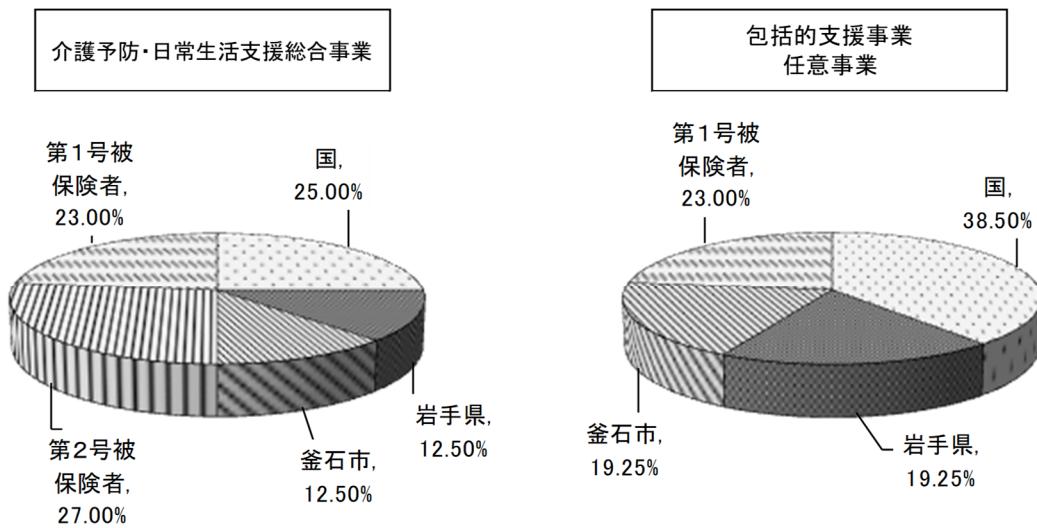
サービス項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
総事業費見込額	4,096,922	4,039,205	4,001,716	12,137,843
標準給付費見込額	3,868,433	3,810,716	3,773,317	11,452,466
地域支援事業費見込額	228,489	228,489	228,399	685,377

5. 第1号被保険者の保険料見込み

(1) 介護保険料算定に係る諸係数

①地域支援事業の財源構成

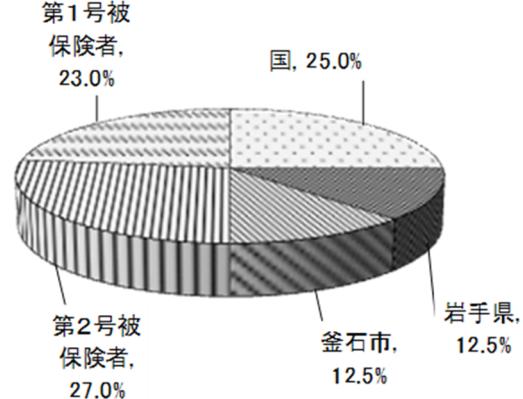
地域支援事業の財源構成では、介護予防・日常生活支援総合事業は、費用の50%を第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料で賄い、残りの50%を国25%、岩手県12.5%、釜石市12.5%の割合で、公費で賄います。一方、包括的支援事業、任意事業については、費用の23.0%が第1号被保険者の保険料で賄い、残りの77%を国38.5%、岩手県19.25%、釜石市19.25%の割合で、公費で賄います。



②介護給付費の財源構成

介護給付費の利用者負担を除いた財源構成は、「第1号被保険者の保険料」「第2号被保険者の保険料」「公費（国、岩手県、釜石市）」で分担する仕組みになっています。

第9期計画では、第8期計画に引き続き、第1号被保険者が23.0%、第2号被保険者が27.0%の割合で保険料から賄い、残りを国が25.0%、岩手県が12.5%、釜石市が12.5%の割合で公費から賄います。



(2) 第1号被保険者の介護保険料

- 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、各保険者（市町村）が、計画の策定を通じて、3年ごとに算定・見直しを行います。
- 保険料基準額は、保険料収納必要額を予定保険料収納率と被保険者数（所得階層補正後）、月数（12か月）で割ったものが、第1号被保険者の基準額（月額）となります。
- 保険料の推計に当たっては、令和6年度から令和8年度までの事業期間内の給付費を見込み、介護給付費準備基金の繰り入れなどを勘案して推計します。

介護保険料算定の基本的考え方

第8期（令和3年度～令和5年度） 現行保険料 月額標準額 5,329円／月

- 現行の事業量を基に令和6年度～令和8年度の給付費等を算定
 - 保険料を賄う第1号被保険者（65歳以上）が減少する一方、認定率は増加
 - 受給者1人あたり給付費の増加
 - 介護保険料所得段階の多段階化（第9段階から第13段階へ）
 - 介護報酬の改定（改定率 +1.59%）
 - 計画期間中における施設整備
 - ・小規模多機能型居宅介護から看護小規模多機能型居宅介護へ1力所転換
 - ・介護老人保健施設から介護医療院へ1力所転換



保険料の増額を抑制するため、介護給付費準備基金を繰入れ

○介護給付費準備基金取崩額 250,000千円



月額基準額 5,600円／月

■保険料算出式

項目	金額	備考
介護保険標準給付費見込額	11,452,466 千円	A (3年分)
地域支援事業費見込額	685,377 千円	B (3年分)
計	12,137,843 千円	C = A + B
第1号被保険者負担分相当額	2,791,704 千円	D = C × 23%
調整交付金相当額	589,515 千円	E = (A + B の介護予防・日常生活支援総合事業費) × 5%
調整交付金見込額	999,505 千円	F
財政安定化基金拠出金見込額	0 千円	G
財政安定化基金償還金	0 千円	H
介護給付費準備基金取崩額	250,000 千円	I
保険料収納必要額	2,131,714 千円	J = D + E - F + G + H - I
予定保険料収納率	99.00%	K
第1号被保険者数	35,030 人	L (3年分)
所得段階補正後の被保険者数	32,082 人	M (3年分)
保険料基準額	67,200 円	N = J / K / M
月額	5,600 円	O = N / 12

(3) 保険料段階の設定と段階別保険料

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの所得段階別保険料は、基準月額の5,600円（年額67,200円）をもとに次の通り設定します。算出にあたっては、保険料段階を第8期計画では所得水準に応じて9段階としていましたが、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることを目的として、本計画から13段階に設定しました。

■第1号被保険者の保険料区分

保険料区分	区分	保険料率	月(円)	年額(円)
第1段階	生活保護を受給している方及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.455	2,548	30,500
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	0.685	3,836	46,000
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	0.69	3,864	46,300
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	5,040	60,400
第5段階 (基準段階)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	1.00	5,600	67,200
第6段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6,720	80,600
第7段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	7,280	87,300
第8段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	8,400	100,800
第9段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	9,520	114,200
第10段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	10,640	127,600
第11段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	11,760	141,100
第12段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	12,880	154,500
第13段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	13,440	161,200

※保険料年額=基準月額(5,600円) × 保険料率 × 12月(100円未満切り捨て)

※低所得者層の介護保険料

第9期介護保険事業計画の計画期間において、第1段階から第3段階までの低所得者層については、次のとおり介護保険料を軽減します。

第1段階 年額 30,500円を 19,100円に軽減

第2段階 年額 46,000円を 32,500円に軽減

第3段階 年額 46,300円を 46,000円に軽減

(軽減分の公費負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

釜石市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

かまいし“ほっ”とプラン9

発行 釜石市 保健福祉部 高齢介護福祉課

〒026-0025 釜石市大渡町3丁目15番26号

電話:0193-22-0178 FAX:0193-22-6375

